

# 多気町立地適正化計画

---

## 計画書（案）

令和8年2月時点

多気町

# 多気町立地適正化計画<目次>

## 序 章 はじめに

1	立地適正化計画とは	1
2	計画を策定する背景と目的	3
3	計画の対象区域	3
4	計画の期間と目標年次	4
5	計画の位置づけ	4

## 第1章 多気町の現況と特性

1	多気町の概況	5
2	多気町の都市構造	6
3	まちづくりに関する町民意識	27

## 第2章 都市構造上の課題の整理

1	多気町の都市構造上の課題	31
---	--------------	----

## 第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

1	立地の適正化に向けたまちづくりの方針	32
2	立地の適正化に向けた誘導方針	33

## 第4章 誘導区域等の設定

1	居住誘導区域	35
2	都市機能誘導区域	37
3	誘導施設	40

## 第5章 誘導施策

1	誘導施策	43
2	届出制度の運用	47

## 第6章 防災指針

1 策定の背景・目的 .....	49
2 災害ハザードの整理 .....	49
3 災害リスクの分析及び防災上の課題の整理 .....	56
4 防災まちづくりの取組方針 .....	66
5 防災に関する具体的な取組 .....	67

## 第7章 計画の実現に向けて

1 数値目標 .....	70
2 計画の進行管理 .....	76

# 序章 はじめに

## 1 立地適正化計画とは

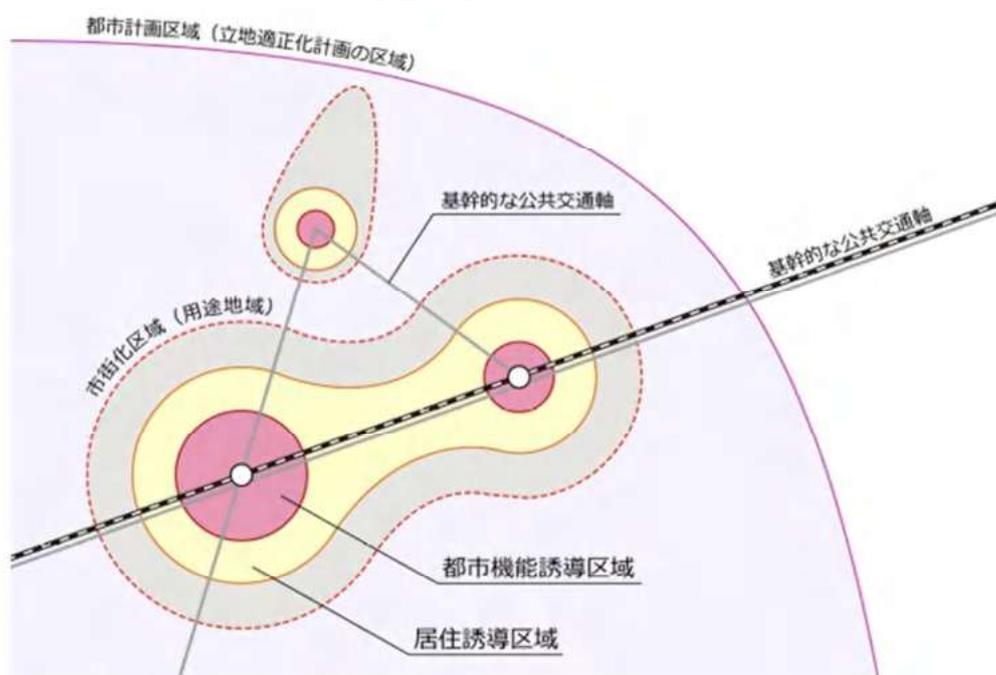
### (1) 基本的な考え方

立地適正化計画とは、平成 26（2014）年の都市再生特別措置法の改正により創設された制度で、行政と住民や民間事業者が一体となったコンパクトなまちづくりを促進するための計画です。

市町村が主体となって策定し、住宅や都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針や目指すべき都市像を設定し、住宅や都市機能を誘導する区域やそれを実現するための施策を定めます。

また、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となる都市の防災に関する機能を確保するため、具体的な取組を記載した防災指針を定めます。

図 立地適正化計画制度のイメージ



引用：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省）

### (2) コンパクト・プラス・ネットワークに期待される効果

コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりは、以下のような効果が期待されます。

サービス産業の生産性向上	・サービス産業は、その立地場所における需要（人口密度）が高いほど生産性が高くなる（付加価値額が高い）。
行政コストの縮減	・コンパクトなまちでは、行政サービスが効率化されコストが縮減される。
地価の維持・上昇	・密度の高いまちほど地価が高く、上昇幅も大きい（下落幅が小さい）。
健康の増進	・都市の人口密度が高いほど、歩行機会が多い。歩く習慣は、生活習慣病の予防、医療費の削減効果もみられる。
環境負荷の低減	・都市の人口密度が高いほど、一人当たりの自動車交通によるCO2排出量が少なくなる。

### (3) コンパクト・プラス・ネットワークをめぐる誤解

コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを進めるにあたっては、以下のような誤解も生じています。多気町においては、用途地域を中心に都市機能の誘導を図りつつ、他地域と道路や公共交通によるネットワークを充実させ、コンパクト・プラス・ネットワークのまちづくりを推進していきます。

図 コンパクトなまちづくりをめぐる誤解と正しい認識

誤解	正しい認識
<p>× <b>縮退均衡</b></p> <p>..人口が減少する地方部の縮退均衡を目指す政策であり、地方経済がより衰退するのでは？ ▶</p>	<p>◎ <b>「密度の経済」の発揮</b></p> <p>..生活利便性の維持・向上を図りつつ、サービス産業の生産性向上等を通じて地域経済の活性化を目指す</p>
<p>× <b>一極集中</b></p> <p>..都市郊外部や農村部を切り捨て、都市の中心拠点の1箇所に全てを集約させる政策なのでは？ ▶</p>	<p>◎ <b>多極型の都市構造</b></p> <p>..中心拠点だけではなく、旧町村の役場周辺等の生活拠点も含めた多極ネットワーク型の都市構造を目指す</p>
<p>× <b>全ての人口の集約</b></p> <p>..全ての居住者（住宅）を一定のエリアに集約させる政策なのでは？ ▶</p>	<p>◎ <b>全ての人口の集約を図るものではない</b></p> <p>..誘導により一定エリアで人口密度の維持を目指す。都市郊外部や農村部についても、それぞれの地域特性に応じた居住環境を確保する</p>
<p>× <b>強制的な集約</b></p> <p>..都市郊外部や農村部での居住を規制し、居住者（住宅）を強制的に移転させようとしているのでは？ ▶</p>	<p>◎ <b>誘導による政策</b></p> <p>..インセンティブを講じ、時間をかけながら居住や都市機能の誘導を進める</p>
<p>× <b>地域格差を生む</b></p> <p>..都市機能誘導区域外・居住誘導区域外は放置され、都市機能誘導区域・居住誘導区域の内外で地価水準が大きく分かれ、格差が生じるのでは？ ▶</p>	<p>◎ <b>急激な変動は生じない</b></p> <p>..誘導策による中長期的な取組であり、急激な変動は見込まれない</p> <p>..まちなかの地価の維持・上昇に加え、都市全体の地価水準の底上げ等の波及効果が期待される</p>
<p>× <b>都心部での再開発・高層マンションの推進</b></p> <p>..都心部の再開発や高層マンション建設を推進し、そこに住民を集約するための施策では？ ▶</p>	<p>◎ <b>再開発・高層マンションを前提としたものではない</b></p> <p>..都心部への人口の一極集中、土地利用の高度化を促すものではなく、都市全体の都市構造をバランス良く転換していく事が重要</p>

出典：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省）（令和7年4月改訂）

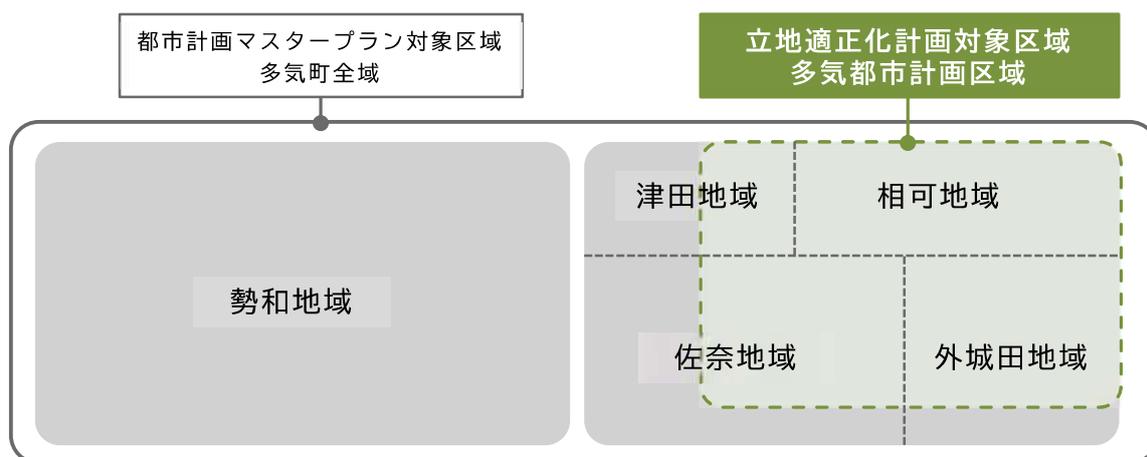
## 2 計画を策定する背景と目的

我が国の地方都市では、人口減少や少子高齢化の進行に伴う厳しい財政状況下で、市街地の拡散や低密度下などにより、住民の生活を支えるサービスの提供が困難となる状況が想定されており、コンパクトなまちづくりによる持続可能な都市構造への転換が求められています。

多気町は、昭和 35（1960）年に 1.8 万人だった人口が 1970 年代に 1.6 万人台となり、平成 12（2000）年頃まで 1.6 万人前後を維持していましたが、それから減少が続いています。また、少子高齢化が進行していることから、人口減少社会に対応した持続可能なまちづくりを進めるため、『多気町立地適正化計画（以下、「本計画」と言う。）』を策定します。

## 3 計画の対象区域

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき、都市計画区域を対象に策定します。ただし、多気町においては、都市計画マスタープランを都市計画区域外も含めた町全域を対象に策定しており、都市計画マスタープランと整合を図りつつ検討を行うものとしします。



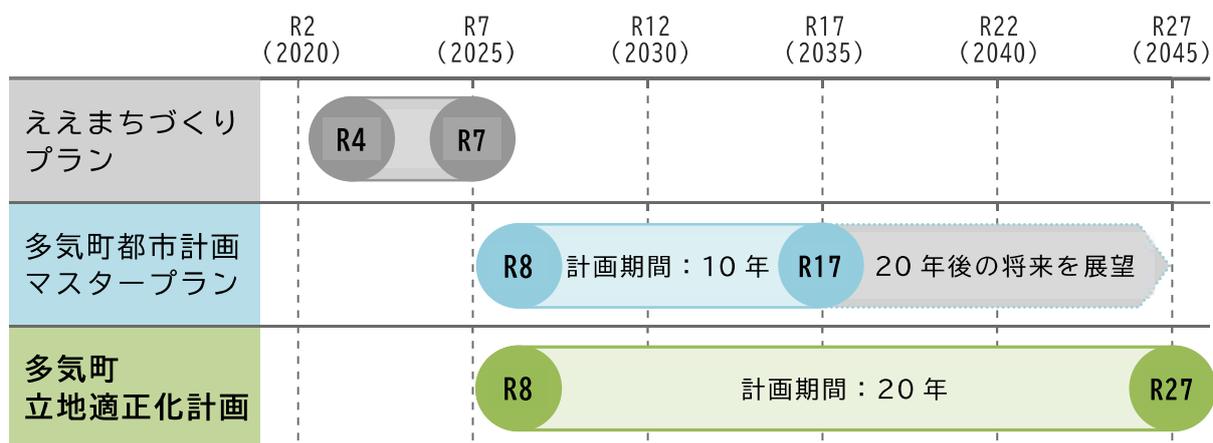
なお、居住や都市機能（商業・医療・福祉など）の誘導によるコンパクトなまちづくりにあたっては、以下のような「一極集中」「全ての人口の集約」「強制的な集約」を進めるものといった誤解を招く可能性があります。

本計画は、人口減少・少子高齢社会の中においても、将来に亘り商業・医療・福祉などの生活サービスや公共交通が確保された快適で利便性の高いまちづくりを、時間をかけて取り組むものです。計画策定及び実施においては、まちのこれまでの成り立ちを十分に踏まえ、都市計画マスタープランと連携し、人口や生活サービス施設の一定エリアへの誘導を、支援策を講じながら徐々に推進していくこととします。

## 4 計画の期間と目標年次

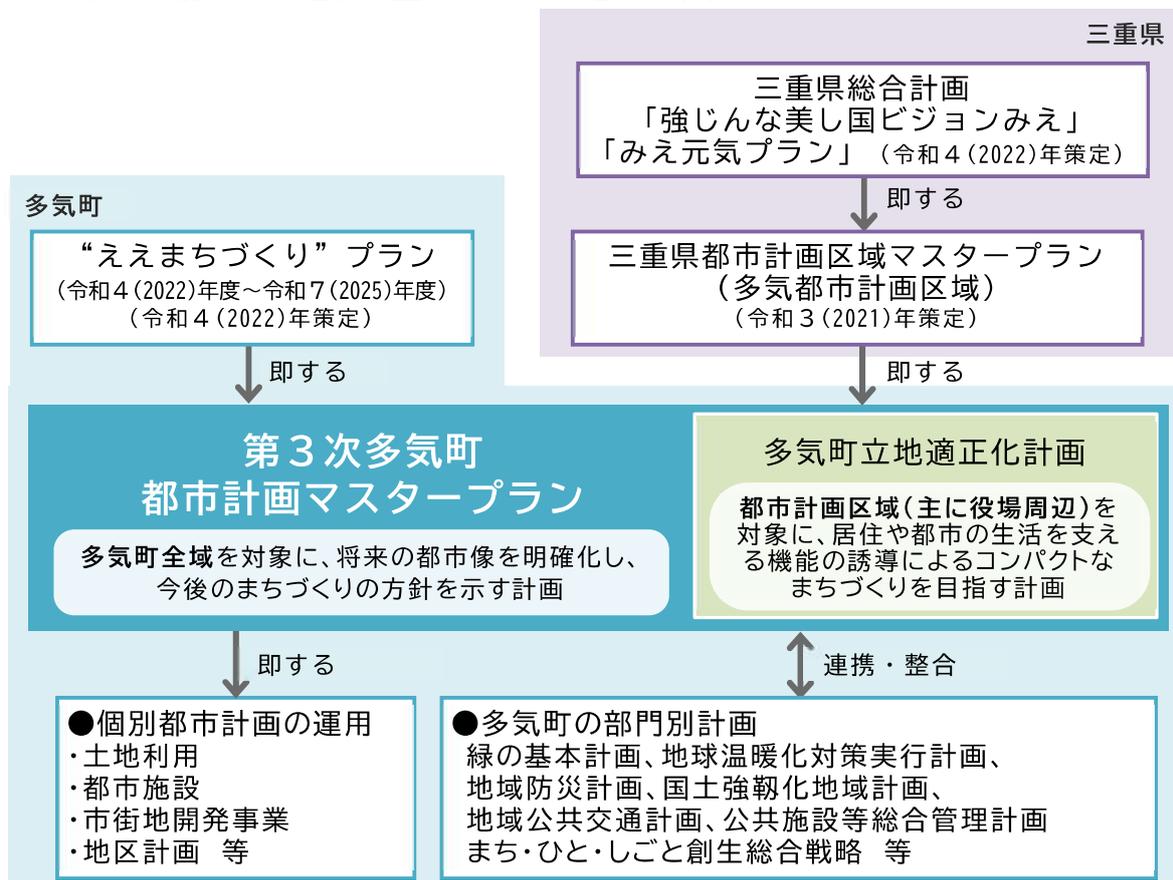
本計画は、人口減少や少子高齢化などを踏まえた長期的な都市の姿を展望した上で、目指すべき都市像とその実現に向けた誘導方針を展開し、居住や都市機能など時間をかけて緩やかに誘導していくため、20年後の令和27(2045)年を目標年次とします。

また、社会情勢の変化や上位・関連計画との整合を図るため、10年後の令和17(2035)年を中間年次とし、必要に応じて計画内容を見直します。



## 5 計画の位置づけ

本計画は、上位計画に即しつつ、都市計画マスタープランと整合を図るとともに、関係する個別計画と連携・整合をとり、定めます。



# 第1章 多気町の現況と特性

## 1 多気町の概況

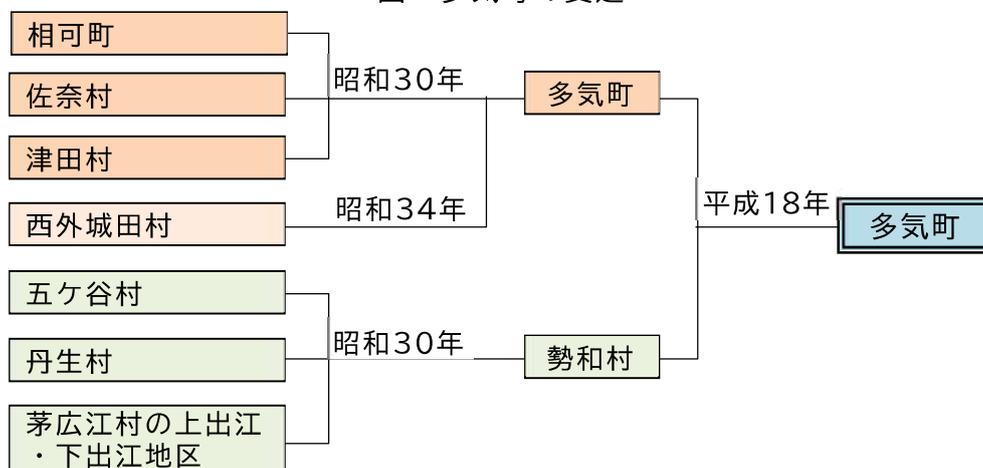
### 1-1 沿革

平成 18（2006）年 1 月 1 日、多気町と勢和村が合併し、現在の多気町が誕生しました。

多気町は昭和 30（1955）年、相可町、佐奈村、津田村が合併して誕生し、その後、昭和 34 年に西外城田村を編入しています。

一方、勢和村は、昭和 30（1955）年に五ヶ谷村と丹生村が合併して誕生し、同じ年に隣接する松阪市に合併していた茅広江村の上出江・下出江地区が分離し編入されました。

図 多気町の変遷



### 1-2 広域的な位置

多気町は、三重県のほぼ中央、伊勢平野の南端部に位置し、松阪市と伊勢市の中間にあります。また、隣接する松阪市、明和町、大台町とともに、松阪地域定住自立圏を形成しています。

愛知県名古屋市からは直線距離で約 75 km、津市からは約 25 kmとなっています。

図 多気町の位置



## 2 多気町の都市構造

### 2-1 人口・世帯数

#### (1) 人口

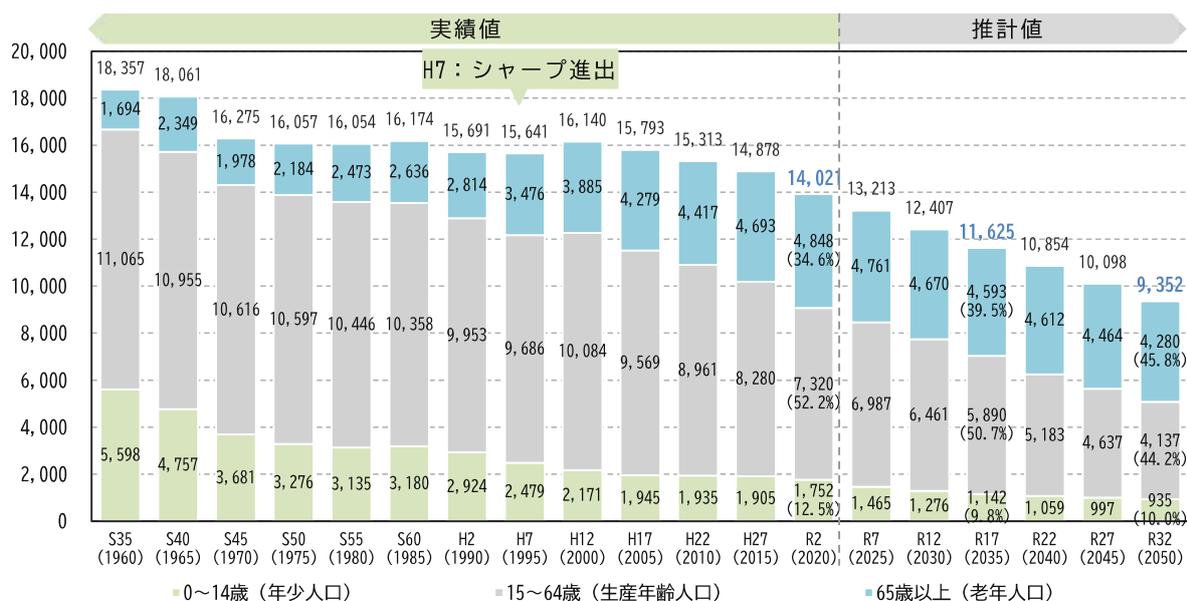
##### ●人口減少の傾向が続く

- ・本町の人口は、平成 12（2000）年以降、減少傾向が続いています。
- ・令和 2（2020）年と比較すると、30 年後の令和 32（2050）年には約 4,700 人（減少率 33%）が減少し、1 万人を下回ると予想されています。

##### ●少子化・高齢化が進展している

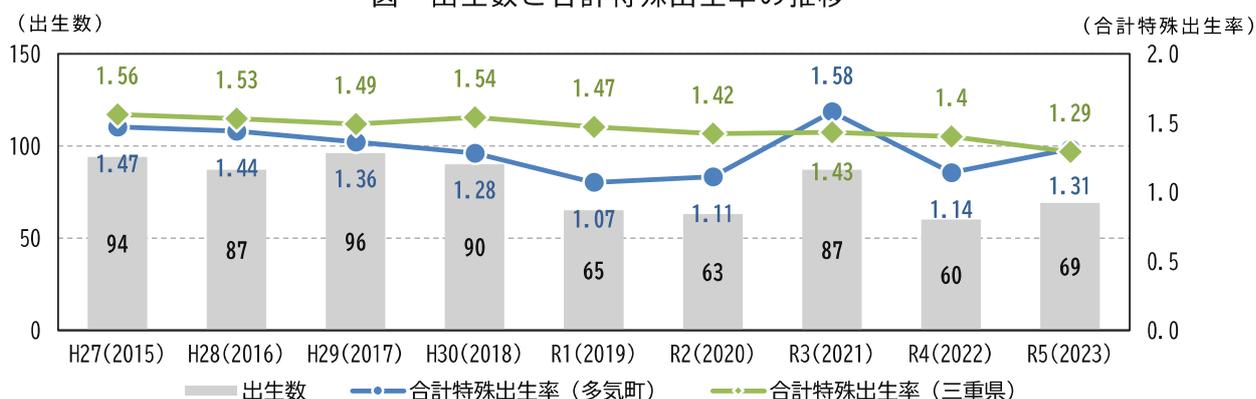
- ・65 歳以上の人口割合は、令和 2（2020）年が 34.6%と、超高齢社会と定義される 21%を大きく超過しています。計画目標年次の令和 17（2035）年には 39.5%と 4 割に近づき、将来的には 45%まで上昇すると予想されています。
- ・15 歳未満の人口は 1 割前後で推移し、令和 27（2045）年に 1,000 人を下回ることが予想されています。出生数は年によって上下しているものの、徐々に減少しています。

図 年齢別人口の推移と将来推計



資料：令和 2（2020）年までは国勢調査、令和 7（2025）年以降は社人研の推計人口

図 出生数と合計特殊出生率の推移



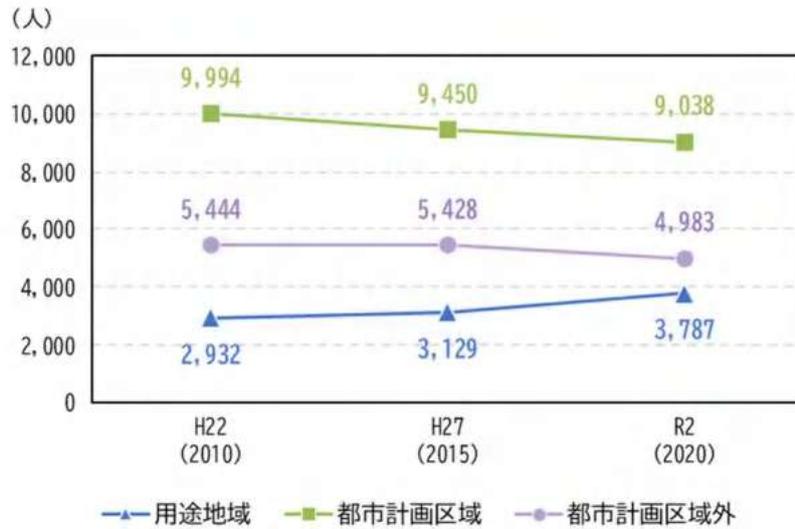
資料：三重県統計書

## (2) エリア別の人口推移

### ●用途地域において人口増加が進む一方、他エリアでは人口減少傾向

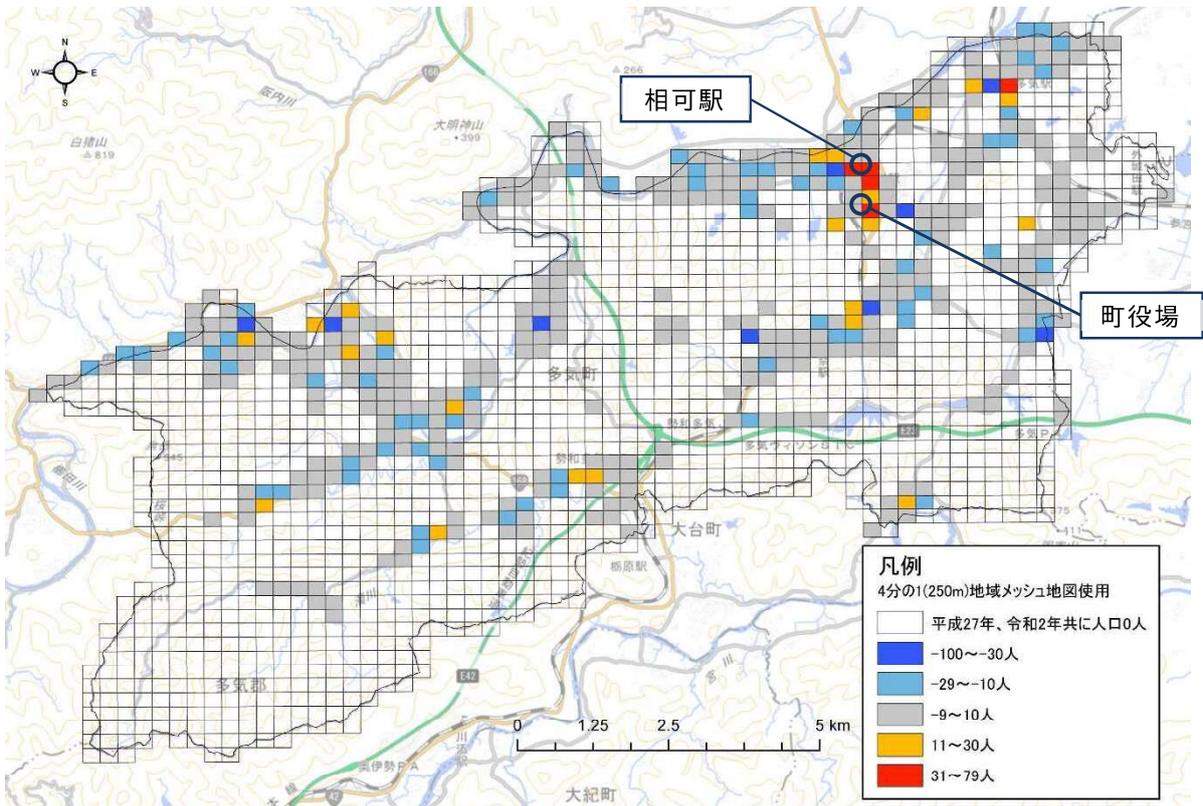
- ・用途地域では人口増加が進んでおり、メッシュ別でみても町役場や相可駅周辺の人口が増加傾向である。
- ・ほかのエリアでは横ばいもしくは減少傾向である。

図 地域・区域別の人口推移



資料：多気町都市計画基礎調査、国勢調査

図 メッシュごとの人口増減（平成27年～令和2年）



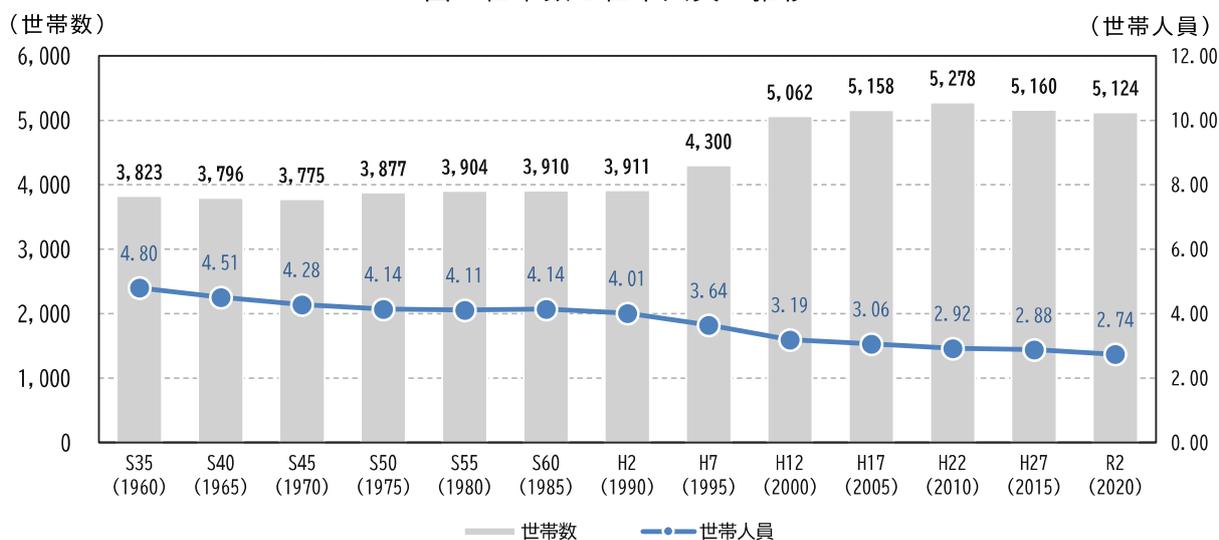
資料：国勢調査

### (3) 世帯数

#### ●世帯数は平成12年以降維持され、核家族化が進行

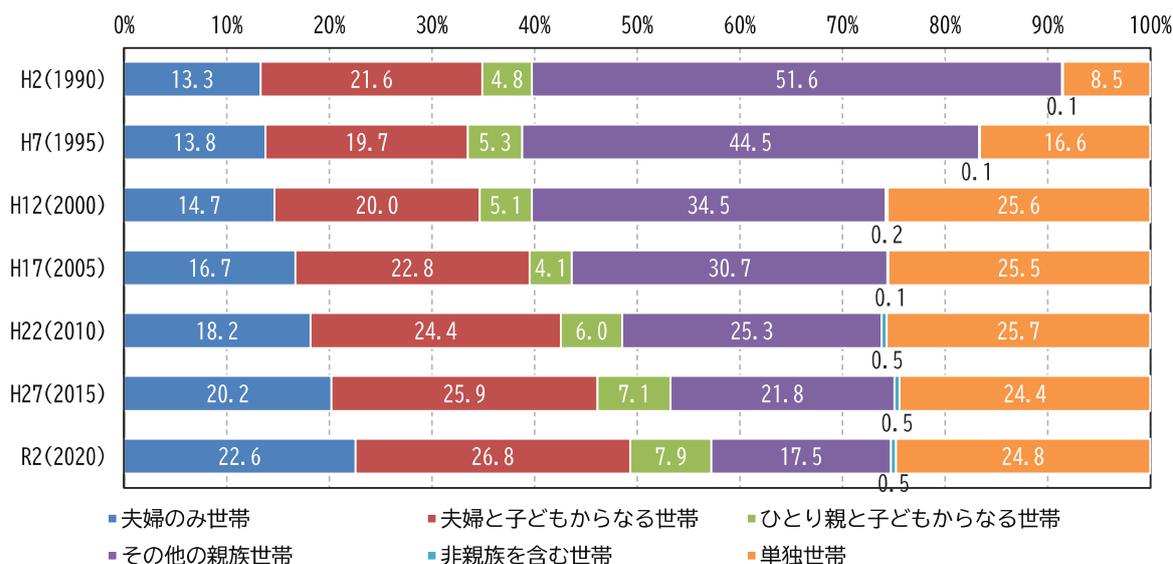
- ・世帯数は、平成7（1995）年から平成22（2010）年の5年間で約700世帯増加し、その後は5,000世帯以上で維持されています。
- ・世帯人員は、昭和35（1960）年の4.80人から令和2（2020）年の2.74人まで減少しています。加えて、「夫婦のみ世帯」や「夫婦と子どもからなる世帯」「ひとり親と子どもからなる世帯」の割合が増加していることから、核家族化が進行している傾向が伺えます。また、単独世帯は平成12（2000）年以降は約25%の割合を占めます。

図 世帯数と世帯人員の推移



資料：国勢調査

図 家族類型世帯数の推移



資料：国勢調査

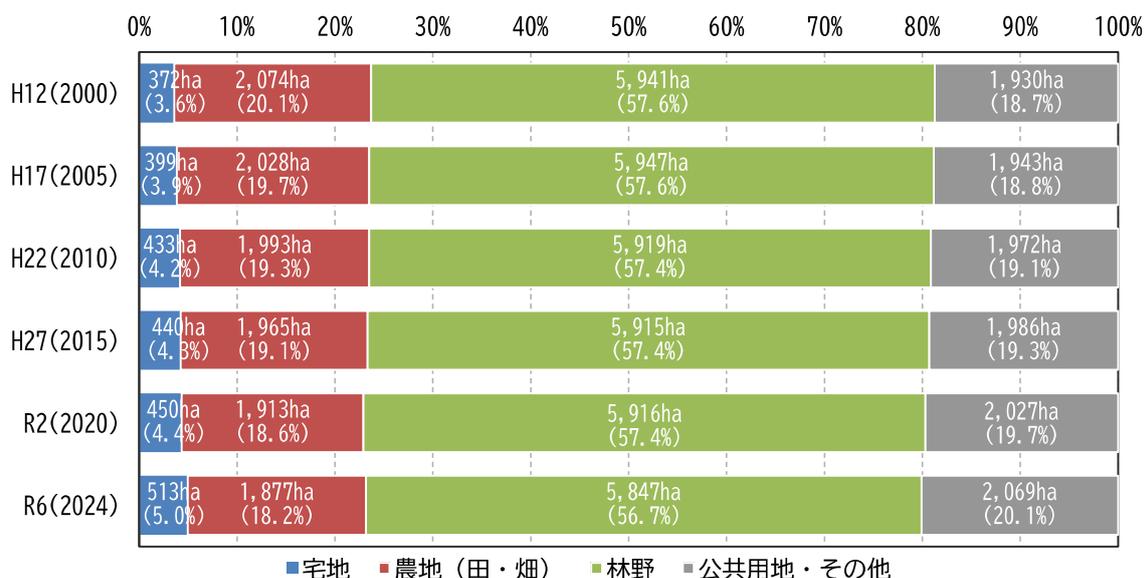
## 2-2 土地利用・建物

### (1) 多気町全体の土地利用

#### ●豊かな自然環境に囲まれた、まとまりのある市街地・集落地が形成

- ・多気町の約75%は農地・林野が占め、豊かな自然に恵まれていることがわかります。また、宅地が5%であることから、まとまりを持って市街地が形成されている様子が伺えます。
- ・平成12(2000)年から令和6(2024)年の25年間で、宅地は141ha増加していますが、農地は197ha、林野は94ha減少しています。

図 土地利用面積の推移



※平成17(2005)年までの面積は、旧多気町・旧勢和村の面積の合計値(都市計画区域が対象)

※「公共用地・その他(道路用地や公園、駐車場など)」は、総面積から宅地・農地・林野を除いた面積とした

※令和6(2024)年の林野面積は公表されていないため、森林面積とした

資料：三重の統計情報

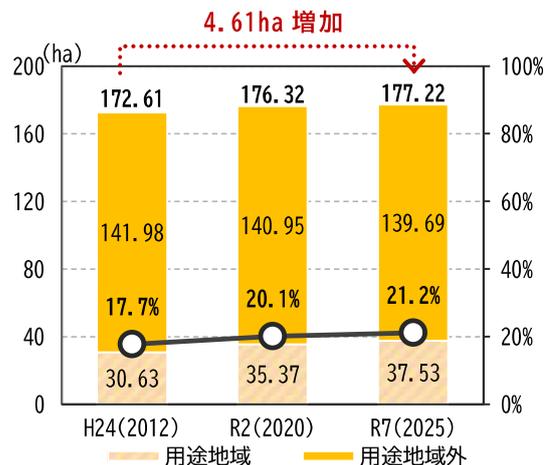
### (2) 都市計画区域内の土地利用

#### ①住居系

#### ●住居系は約4.6haが増加し、住宅地整備が進む

- ・住宅用地は、平成24(2012)年から令和7(2025)年の13年間で約4.6ha増加しており、相可台団地などの整備が進んだことが理由と考えられます。
- ・住宅用地の分布状況は、用途地域が指定されているエリアの割合が約2割であることから、大半は用途地域外に集落地が形成されています。

図 都市計画区域内の住宅用地の推移



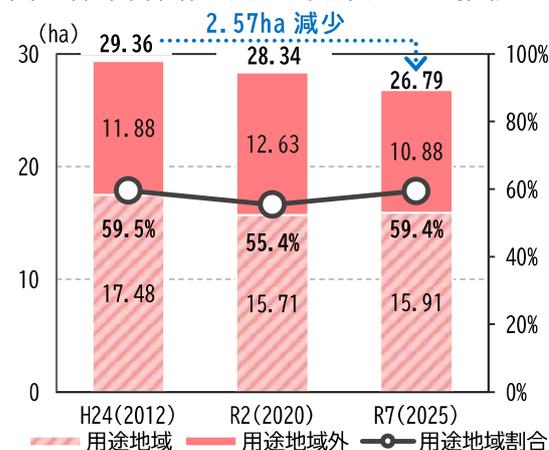
資料：都市計画基礎調査

## ②商業系

### ●商業系は約 2.6ha 減少し、用途地域内外に立地

- ・商業用地は、平成 24（2012）年から令和 7（2025）年の 13 年間で約 2.6ha 減少しています。
- ・商業用地の分布状況は、用途地域が指定されているエリアの割合が約 6 割であり、用途地域内外に立地しています。用途地域内はクリスタルタウン、用途地域外は国道 42 号の沿道や五桂池周辺に立地しています。

図 都市計画区域内の商業用地の推移



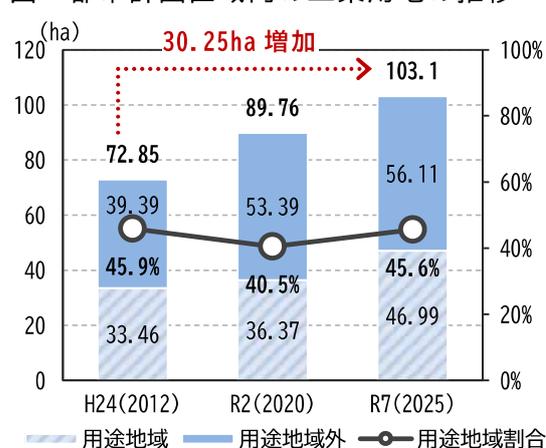
資料：都市計画基礎調査

## ③工業系

### ●工業系は約 30.3ha 増加し、工業誘致が進む

- ・商業用地は、平成 24（2012）年から令和 7（2025）年の 13 年間で約 30.3ha 増加しています。
- ・工業用地の分布状況は、用途地域が指定されているエリアの割合が約 5 割であり、用途地域内外にほぼ均等に立地していますが、主に用途地域内で面積が増加しています。用途地域内はクリスタルタウン、用途地域外は既存の工業団地が該当します。

図 都市計画区域内の工業用地の推移



資料：都市計画基礎調査

## (3) 空き家の状況

- ・令和 2（2020）年の時点で 381 戸の空き家が存在しており、空き家率は、三重県全体では全国を上回る割合となっており、多気町では平成 25（2013）年に三重県平均を上回っています。

図 空き家率の推移



資料：住宅・土地統計調査

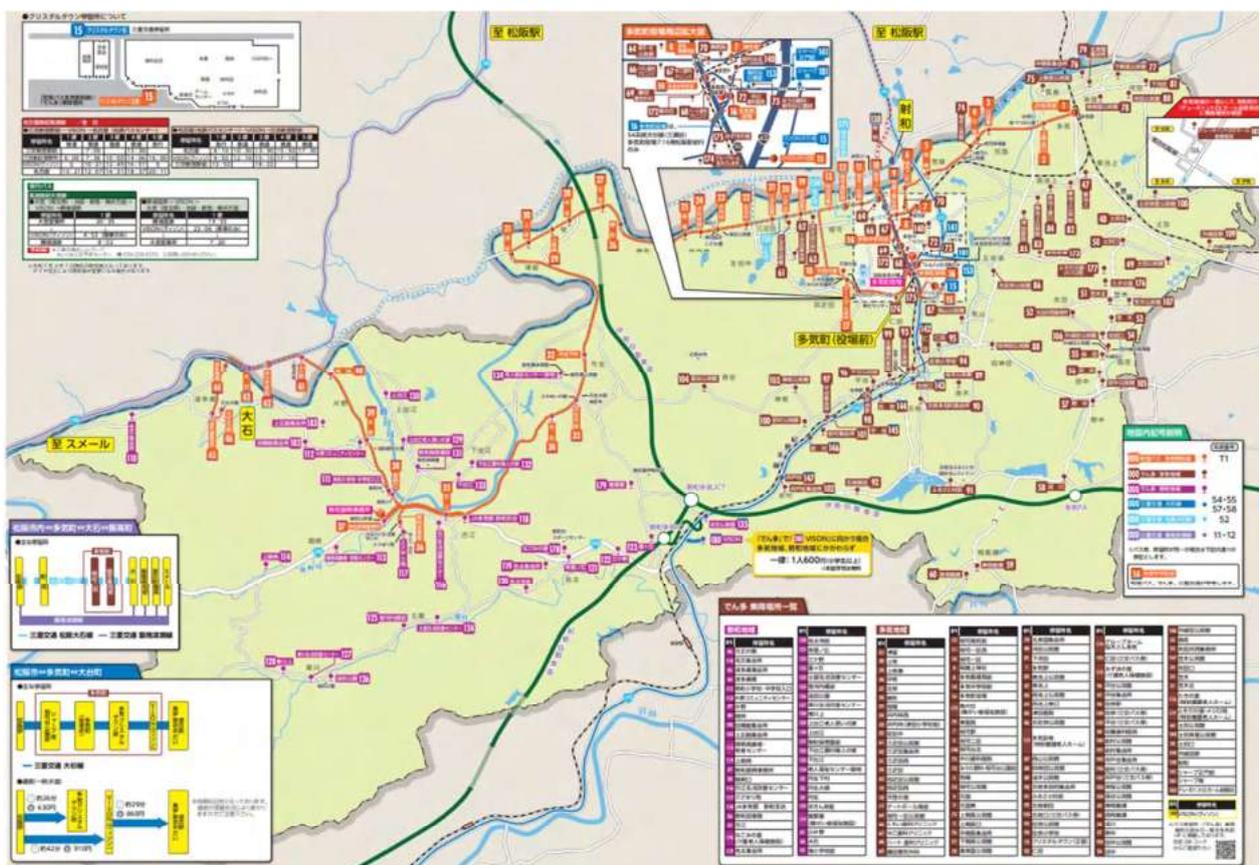
## 2-3 交通

### (1) 公共交通

#### ●多様な公共交通が運行しておりエリアタクシーの利用は増加傾向

- ・本町には、JR東海の紀勢本線の多気駅・相可駅・佐奈駅と、参宮線の外城田駅の4駅が開設されています。また、民間の高速バス、三重交通の路線バス・高速バス、町営として、町営バス・エリアタクシー（でん多）が運行しています。
- ・バスなどの公共交通は、自家用車を利用できない高齢者や通勤・通学などに利用されており、町民の大切な交通手段となっています。

図 町営バス・でん多路線図



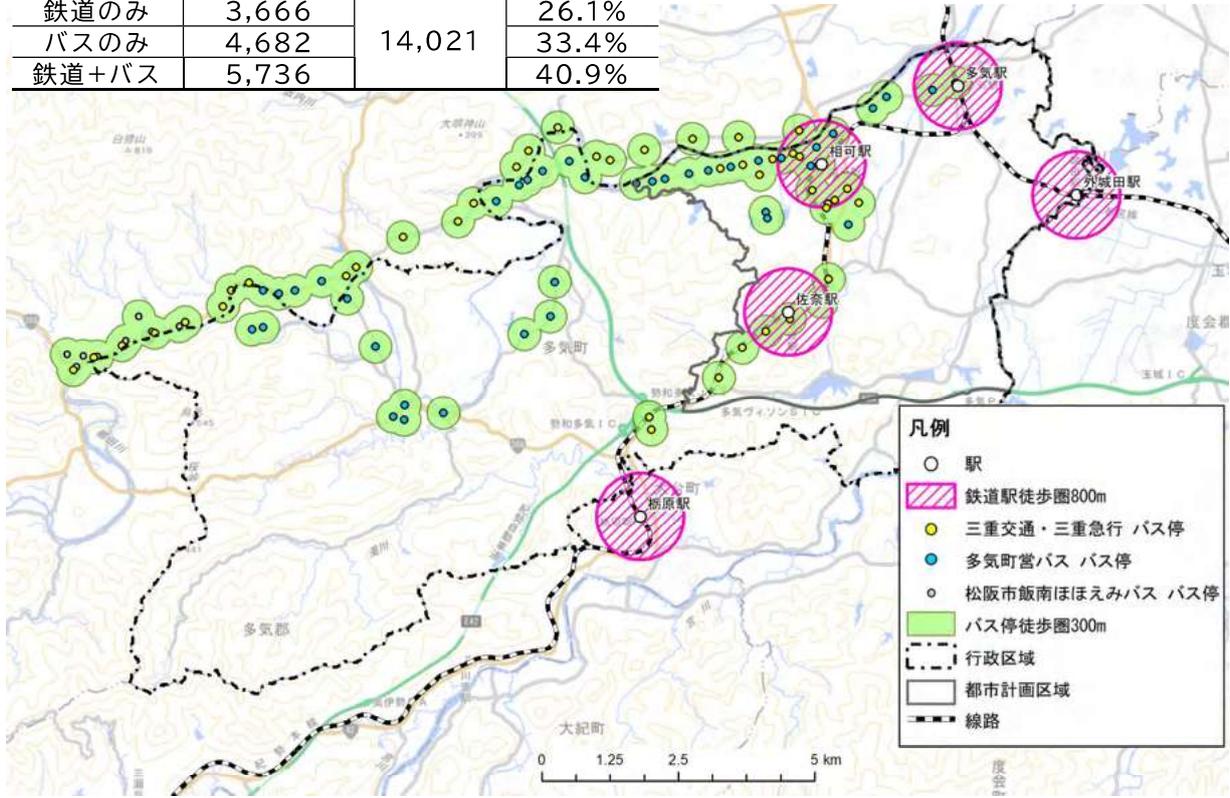
資料：多気町乗り物マップ（令和6年）

表 公共交通運行本数（平日）

名称	区間	本数/時	本数/日		
J R	紀勢本線	多気駅（上り）亀山方面	1~4本/時	40本/日	
		多気駅（下り）新宮方面	0~2本/時	14本/日	
	参宮線	相可駅（上り）亀山方面	0~1本/時	9本/日	
		相可駅（下り）新宮方面	0~1本/時	10本/日	
路線バス	三重交通	相鹿上神社前~VISON VISON~相鹿上神社前	0~2本/時 0~1本/時	9本/日 8本/日	
	高速バス	三重交通	VISON~名古屋方面 名古屋方面~VISON VISON~東京方面 東京方面~VISON	0~1本/時 0~1本/時 0~1本/時 0~1本/時	3本/日 3本/日 1本/日 1本/日
町営バス	幹線	青木バス	VISON~東京方面 東京方面~VISON VISON~仙台方面 仙台方面~VISON VISON~金沢方面 金沢方面~VISON	0~1本/時 0~1本/時 0~1本/時 0~1本/時 0~1本/時 0~1本/時	1本/日 1本/日 0~1本/日 0~1本/日 0~1本/日 0~1本/日
		幹線	勢和方面（多気駅~元丈の館） 多気方面（元丈の館~多気駅）	0~1本/時 0~1本/時	5本/日 4本/日

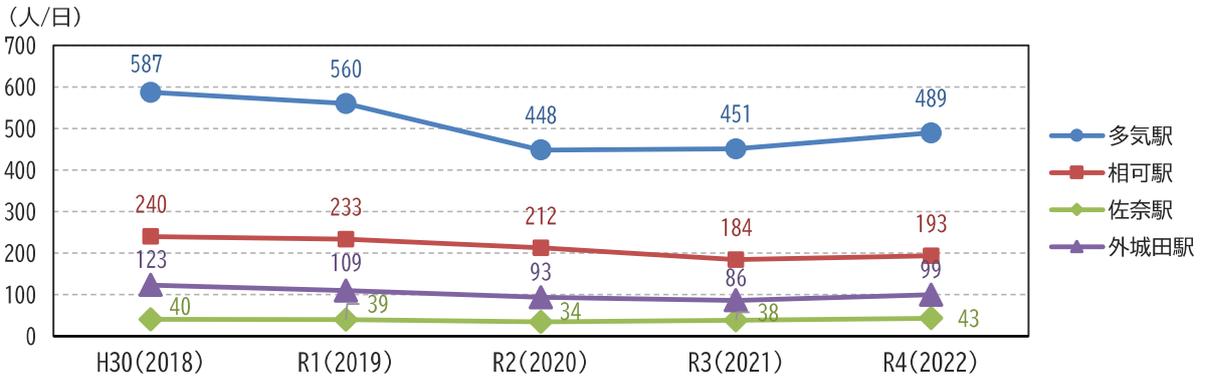
図 公共交通のカバー率

項目	カバー人口	人口総数	カバー率
鉄道のみ	3,666	14,021	26.1%
バスのみ	4,682		33.4%
鉄道+バス	5,736		40.9%



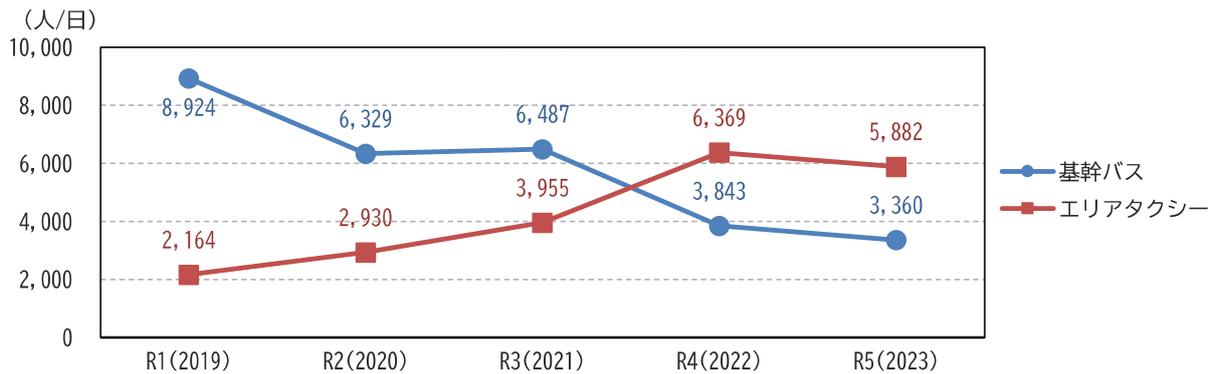
資料：国勢調査（令和2年）、国土数値情報（令和4年）多気町オープンデータ（令和3年）、多気町乗り物マップ（令和6年）

図 鉄道駅の利用者数



資料：JR、三重交通、多気町 HP

図 町営バスなどの乗車人数



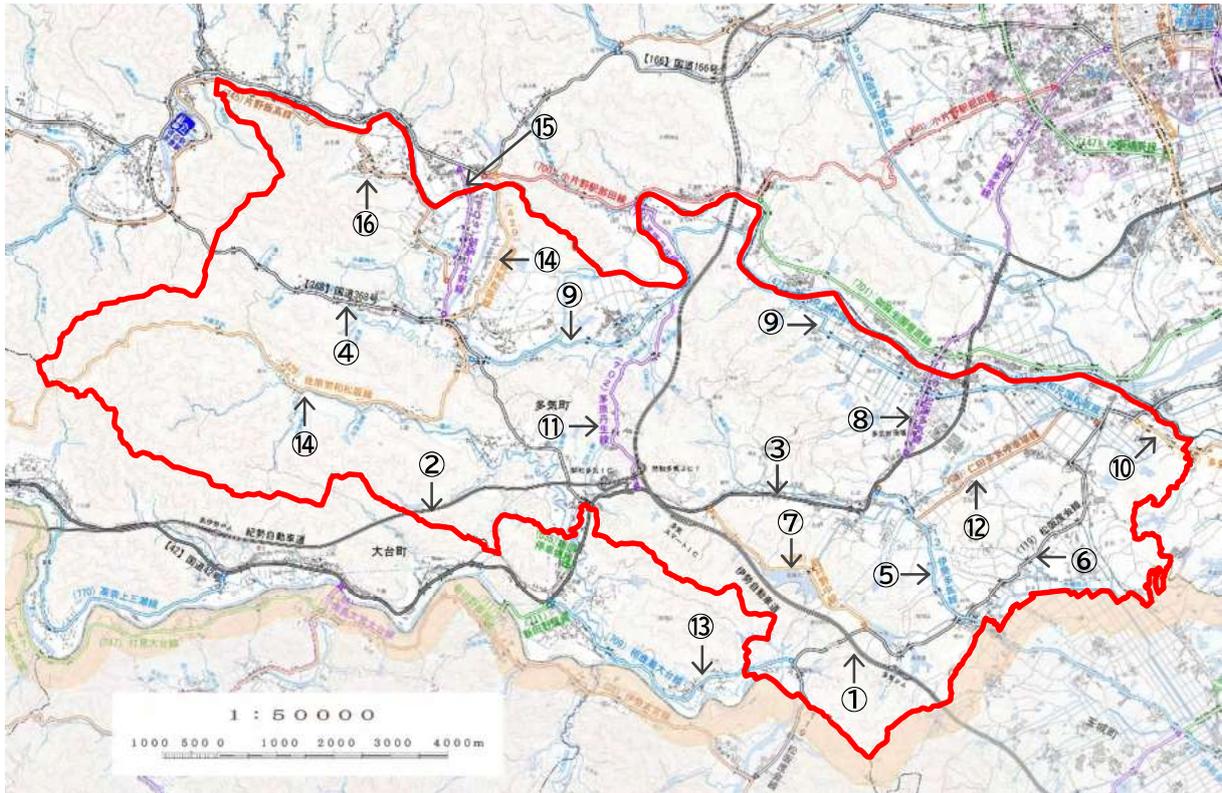
資料：多気町地域公共交通総合連携計画

## (2) 道路

### ●広域的な道路ネットワークが形成されている

- ・本町の道路網は、伊勢自動車道・紀勢自動車道とそれに接続する国道 42 号、国道 368 号を軸に、主要地方道及び一般県道 12 路線が縦横に走り、これに町村道や農道が連絡しています。

図 道路の状況



種別	路線名	
自動車専用道路	①伊勢自動車道	②紀勢自動車道
国道	③国道 42 号	④国道 368 号
主要地方道	⑤伊勢多気線	
一般県道	⑥松阪度会線	⑦前村野中線
	⑧松阪多気線	⑨勢和兄国松阪線
	⑩多気停車場斎明線	⑪茅原丹生線
	⑫仁田多気停車場線	⑬相鹿瀬大台線
	⑭佐原勢和松阪線	⑮朝柄小片野線
	⑯片野飯高線	

資料：松阪建設事務所管内図（令和 7 年）を加工して作成

## 2-4 公共公益施設・生活サービス施設

### ●日常生活に必要な施設は町内の各地域の拠点に立地

- ・多気地域と勢和地域の公共公益施設は、官公庁施設、教育・文化施設、公民館、福祉施設等が各地域の中心地区等に配置されています。多気地域では、現在の4小学校を1校に統合し、新たな小学校を建設する方針です。
- ・日常生活に必要な医療施設や福祉施設、商業施設は、用途地域が指定されている相可駅周辺を中心に、町内各所に立地しています。

図 公共公益施設の位置

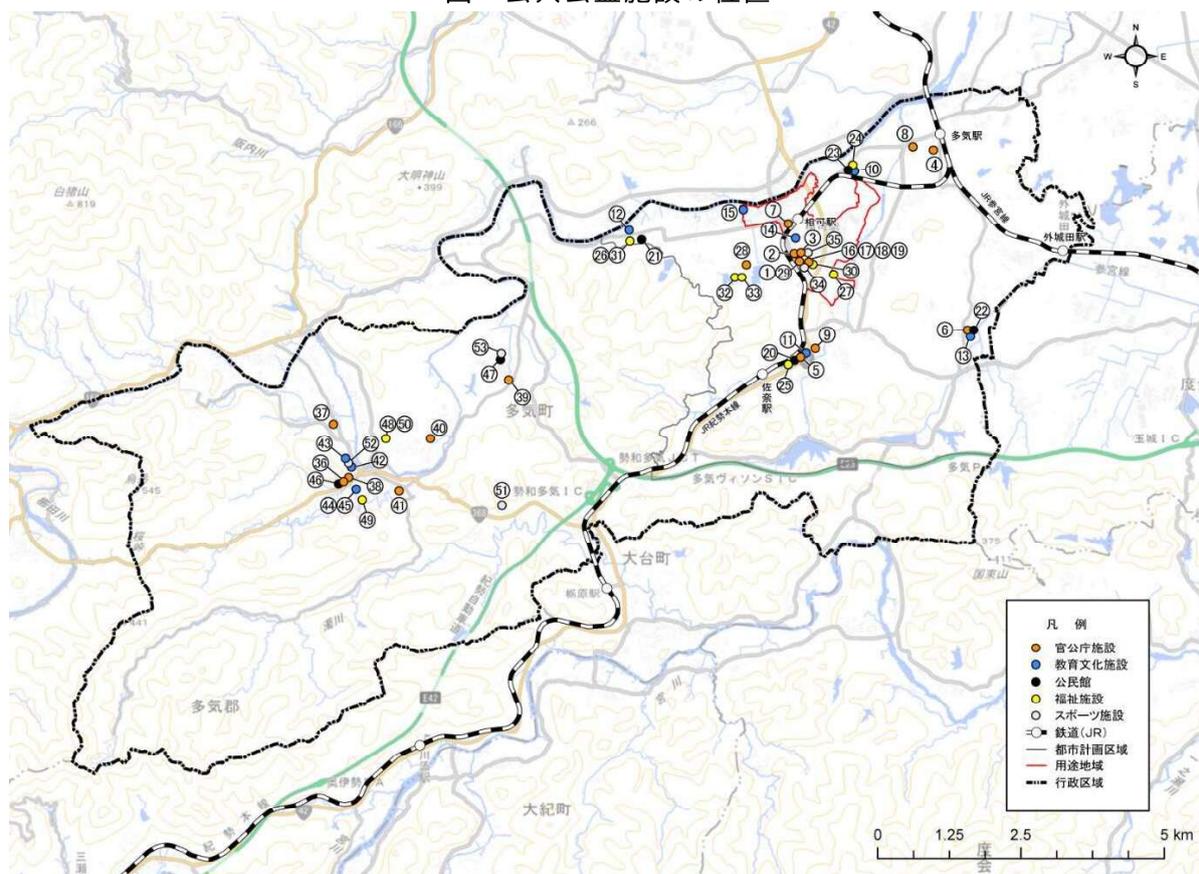


表 公共公益施設数（令和7年3月時点）※カッコ内の数字は上図の位置を示す

項目	多気地域		勢和地域	
	箇所数	図面对照番号	箇所数	図面对照番号
官公庁施設	役場・支所	1 (1)	1	(36)
	消防署	1 (2)	1	(37)
	警察署・駐在所	4 (3~6)	1	(38)
	郵便局	3 (7~9)	3	39~41
教育・文化施設	小学校	4 (10~13)	1	(42)
	中学校	1 (14)	1	(43)
	高等学校	1 (15)	—	—
	文化施設	3 (16~18)	2	(44~45)
公民館	5 (19~23)	2	(46~47)	
福祉施設	保育園	3 (24~26)	1	(48)
	その他※	6 (28~33)	2	(49~50)
スポーツ施設	1 (34)	3	(51~53)	

※その他：地域福祉センター、地域包括支援センター、子育て支援センター、児童館、福祉施設  
資料：多気町資料

図 生活サービス施設の徒歩圏及び人口カバー率

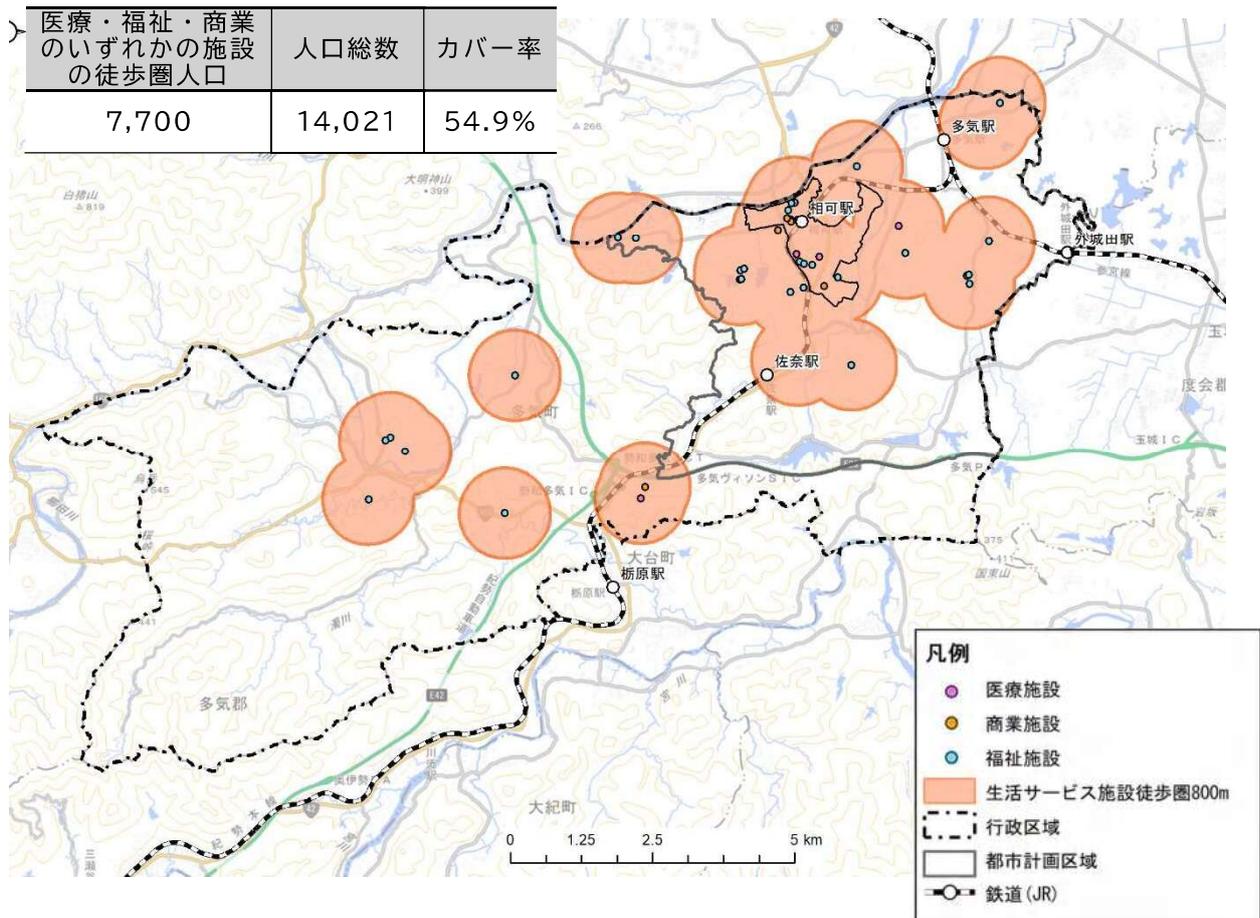


表 生活サービス施設数（令和7年3月時点）

区分	施設数
医療施設 （内科、外科、眼科等）	4
福祉施設 （介護老人保健施設、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護施設、 通所介護施設、訪問介護施設等）	19
商業施設 （スーパーマーケット、ドラッグストア、ホームセンター、家電量販店等）	5

資料：地域医療情報システムなど

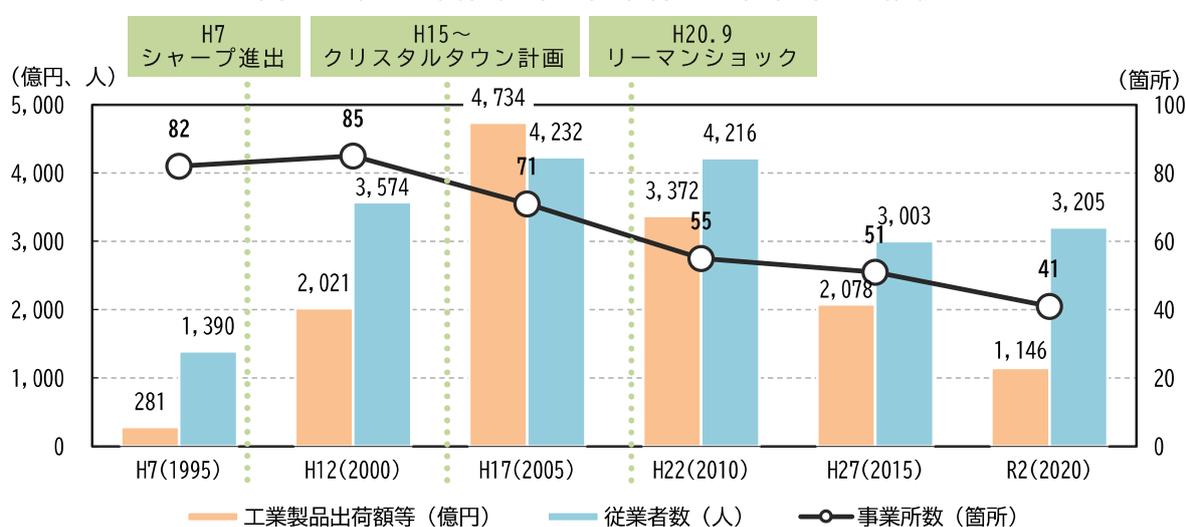
## 2-5 産業・観光

### (1) 工業

#### ●工業製品出荷額等・事業所数・従業者数とも減少が続く

- ・工業製造品出荷額等は、平成7（1995）年は約281億円でしたが、平成17（2005）年には約4,734億円と驚異的な伸び率を示しました。しかし、平成20（2010）年9月の世界金融危機後、工業製造品出荷額等、事業所数、従業者数ともに減少に転じています。
- ・工業系の面積は平成24（2012）年から令和7（2025）年の13年間で増加し、産業誘致が進んでおり、従業者数は増加に転じていることから、工業製品出荷額等についても今後増加に転じることが期待されています。

図 工業製品出荷額等、従業者数、事業所数の推移



※事業所は、従業者数4人以上のものを計上

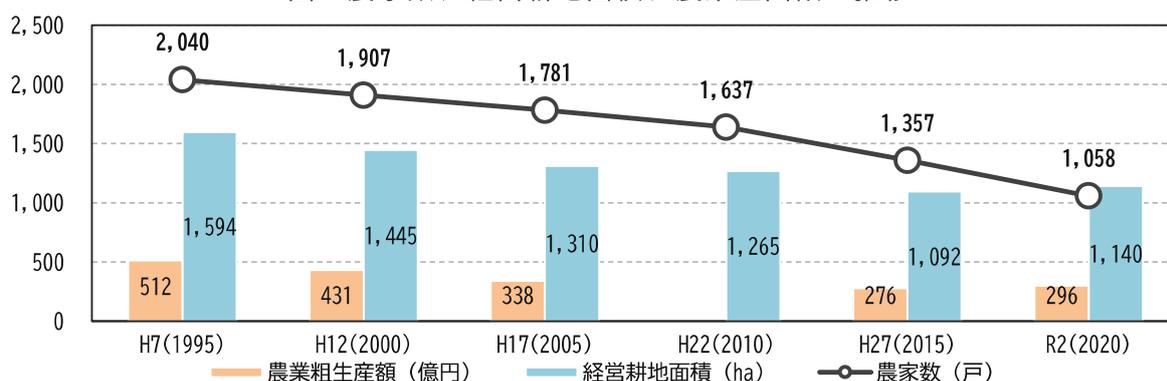
資料：三重県市町村累年統計表、三重県統計書（平成27年）

### (2) 農業

#### ●経営耕地面積・農家数・農業生産額とも減少が続く

- ・多気町の農業は、水稻をはじめ、みかんや柿、伊勢いも、畜産など、それぞれの特性を生かして多角的に発展してきました。しかし、農家数、経営耕地面積、農業生産額は、ともに減少を示しています。

図 農家数、経営耕地面積、農業産出額の推移



※農業算出額の平成22年度のデータは記載なし

資料：三重県市町村累年統計表

### (3) 商業

#### ●販売額・従業者数・事業所は減少傾向が続く

- ・多気工業団地周辺に環境に配慮した商業を中心とする「クリスタルタウン」が整備されています。また、相可地区に家電量販店、ホームセンターなどが立地しています。
- ・卸・小売業販売額は平成 23（2011）年までは増加傾向にありましたが、以降は減少しています。従業者数・事業所数も減少傾向です。

図 卸・小売業年間販売額、従業者数、事業所の推移

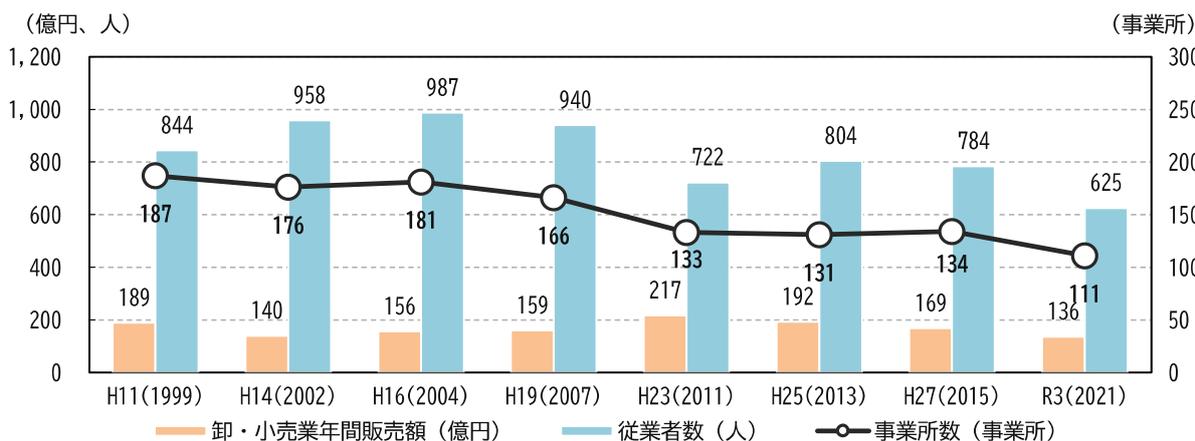


図 小売業の推移

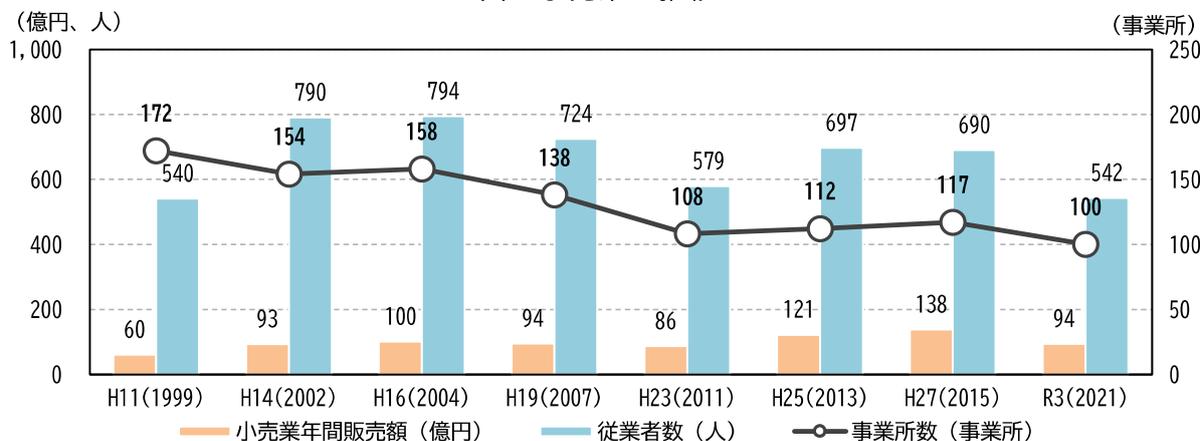
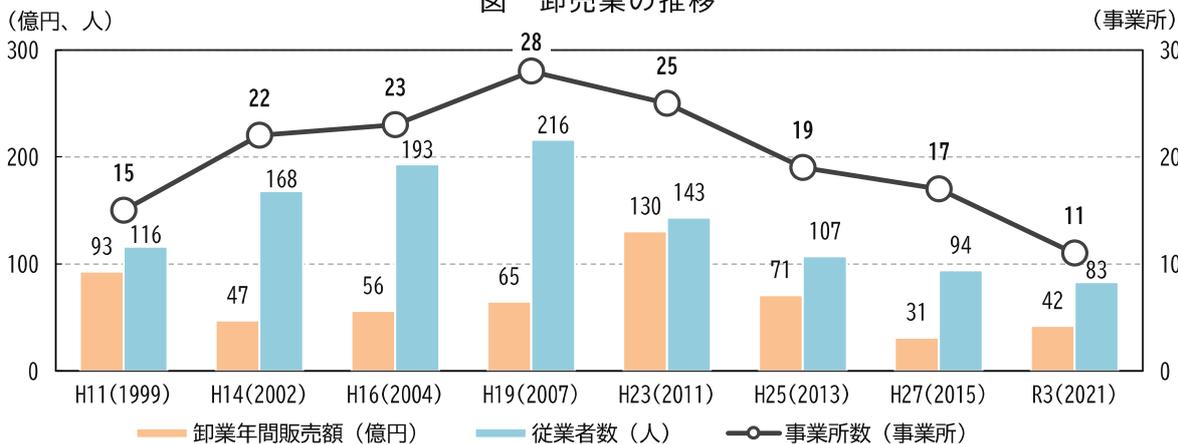


図 卸売業の推移

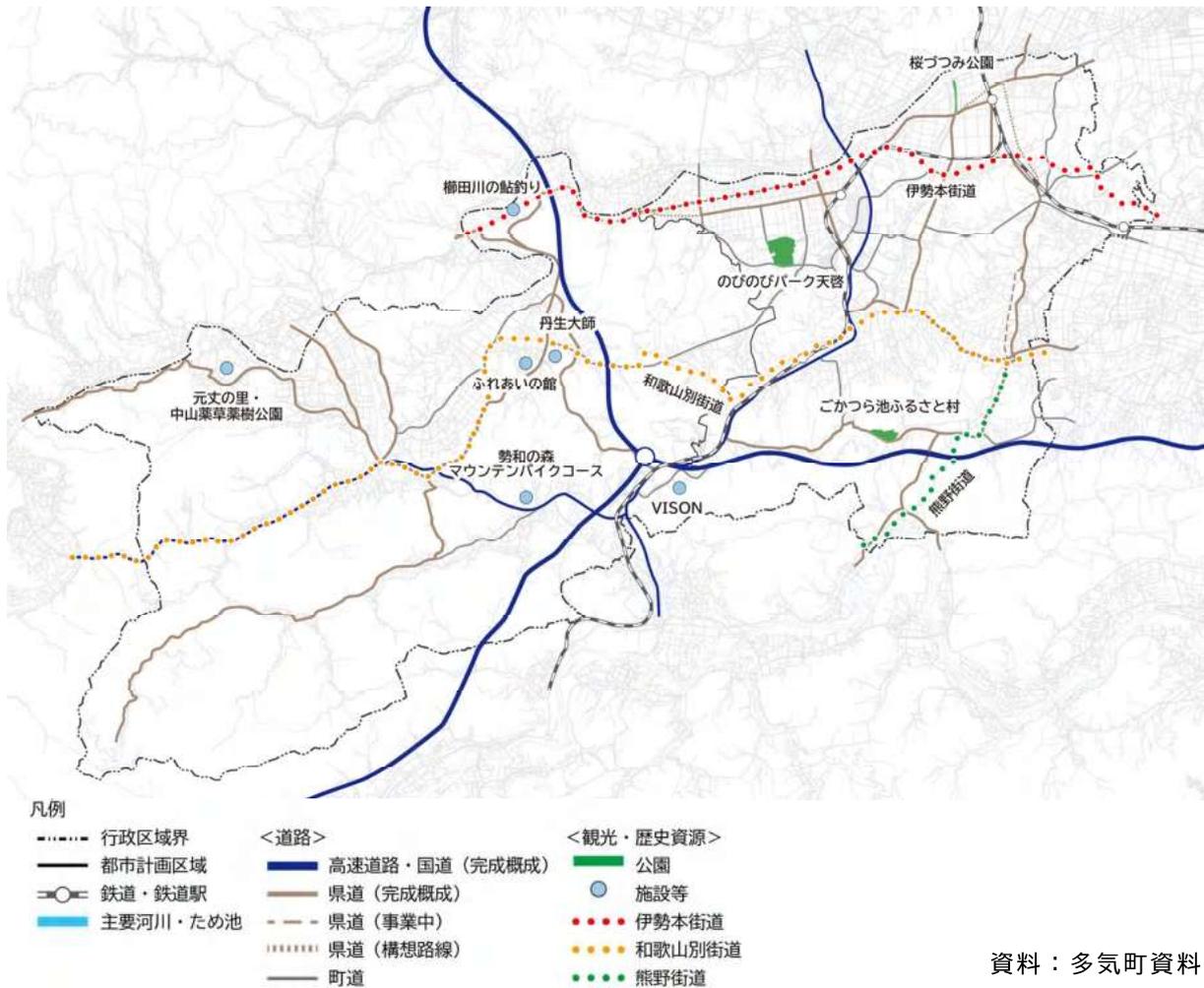


資料：三重県市町村累年統計表

#### (4) 観光・歴史資源

- ・多気町の観光・歴史資源としては、「伊勢本街道」「和歌山別街道」「熊野街道」のほか、「ごかつら池ふるさと村」「のびのびパーク天啓」「桜つつみ公園」「丹生大師」「ふれあいの館」「中山薬草薬樹公園」「勢和の森マウンテンバイクコース」のほか、近年「VISON」がオープンしています。

図 観光資源の位置



## 2-6 自然環境・景観

●豊かな自然環境・景観が広がっており、公園・緑地が分布している

### (1) 河川

・本町には、直轄河川として櫛田川、佐奈川、県管理河川として佐奈川、<sup>はらい</sup>祓川、長谷川、宮川、八王子川、丹生川、朝柄川、小朝柄川、片野川、濁川、下津又川の一級河川があり、良好な水辺環境を形成している。

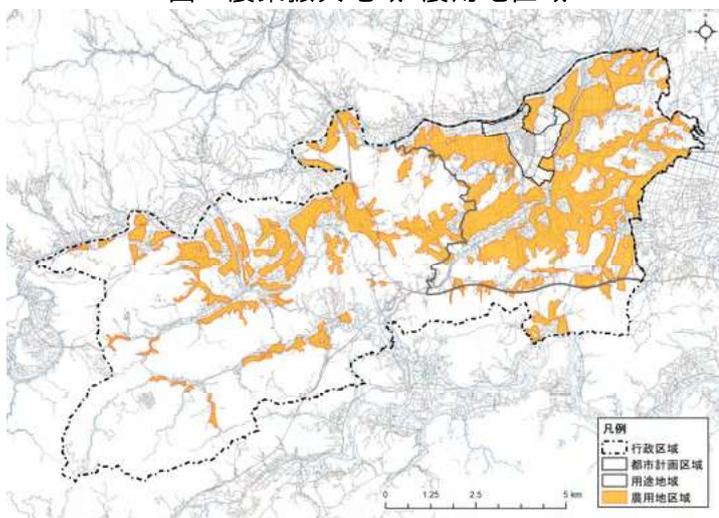
図 河川の状況



### (2) 農地

・農業振興地域は 6,053.7ha で、町域(10,317.0ha)の 58.7%を占めています。この内、農用地区域は 2,291.2ha (22.2%)となっています。

図 農業振興地域 農用地区域

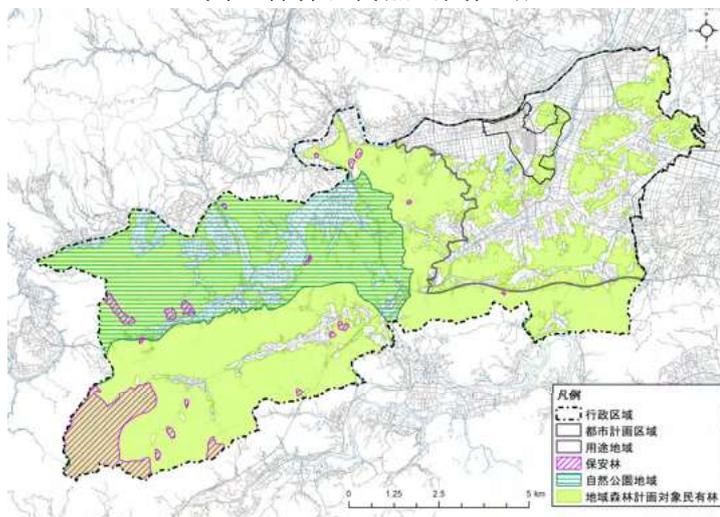


資料：国土数値情報（平成 27 年度）

### (3) 森林、自然公園

- ・本町は緑豊かな森林に囲まれており、その大半は地域森林計画対象民有林となっています。また、一部が保安林に指定されています。
- ・勢和地域においては、自然公園区域に指定されているエリアがあります。

図 森林、自然公園区域

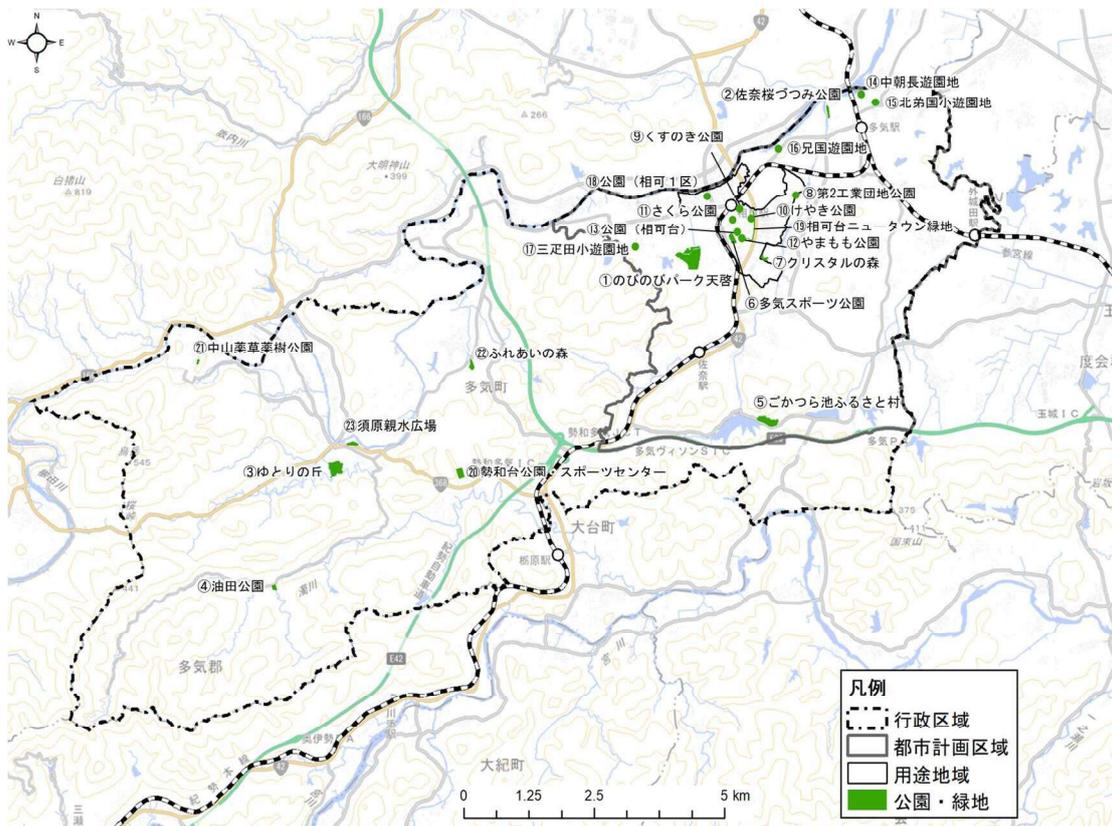


資料：国土数値情報（平成 27 年度）

### (4) 公園・緑地

- ・本町には、都市公園は整備されていませんが、公園緑地の機能を持つ施設として、23箇所の公園・緑地があり、令和6年10月1日現在の行政区域内の一人当たりの公園面積は39.2㎡/人となっています。

図 公園・緑地の位置



資料：多気町資料

## 2-7 防災

### ●浸水・土砂災害・地震の災害危険性があり、避難所などが整備されている

#### (1) 災害危険性

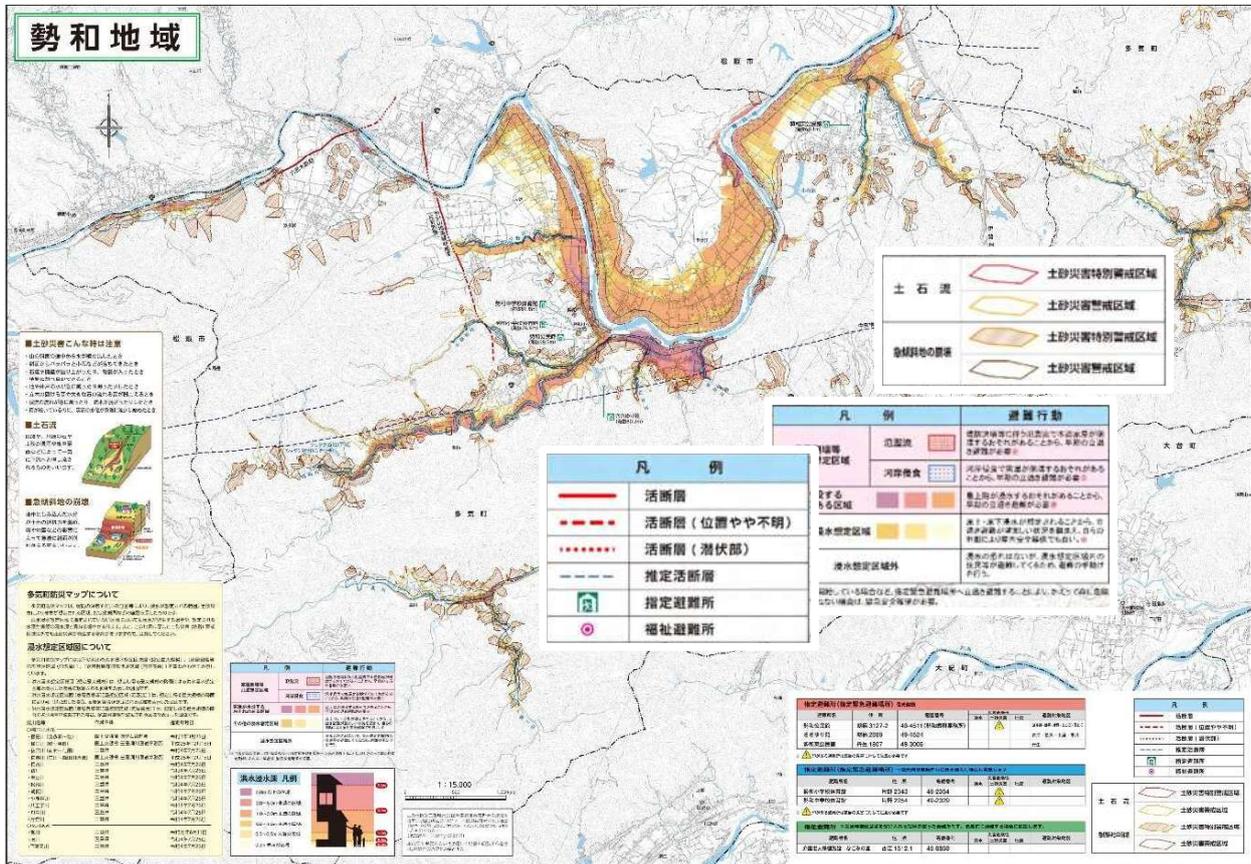
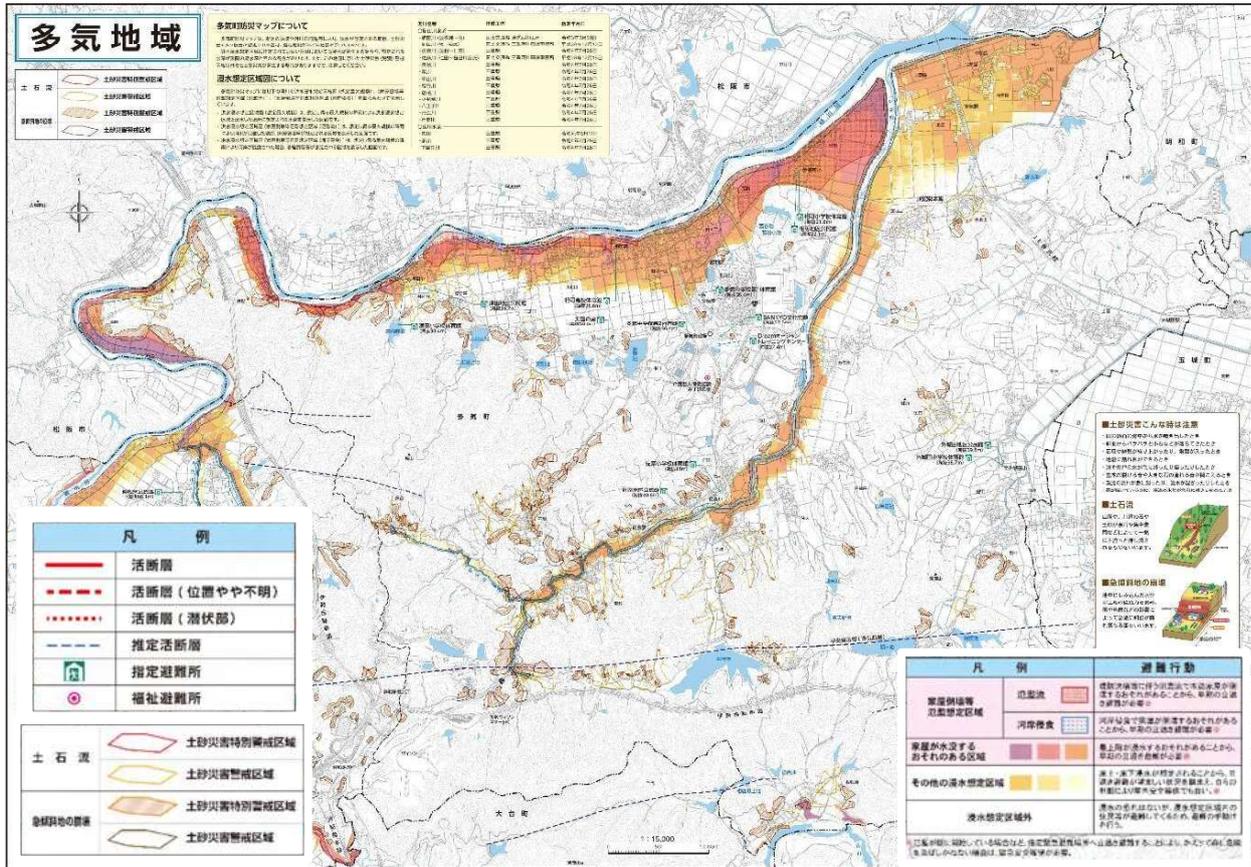
- ・多気町は、櫛田川や佐奈川などの河川沿いに洪水浸水想定区域、町内の山の縁辺部などに土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定されています。
- ・台風や集中豪雨等による風水害への対策、森林地域における山腹崩れや土砂流出など危険箇所等の対策も必要となっており、災害時の避難場所として、各集落の集会所及び公民館等が第1次避難場所（一時的な避難所）に、小・中学校等が第2次避難所（長期的に滞在可能な避難所）に指定されています。

表 避難場所

地域	第1次避難所	第2次避難所
多気	各集落の集会所及び公民館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館               <ul style="list-style-type: none"> <li>・相可地区公民館、津田地区公民館、佐奈地区公民館、外城田地区公民館、</li> </ul> </li> <li>●小学校               <ul style="list-style-type: none"> <li>・津田小学校体育館、相可小学校体育館、佐奈小学校体育館、外城田小学校体育館、</li> </ul> </li> <li>●中学校               <ul style="list-style-type: none"> <li>・多気中学校第1体育館・第2体育館</li> </ul> </li> <li>●高校               <ul style="list-style-type: none"> <li>・相可高校体育館</li> </ul> </li> <li>●その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>・天啓の里、多気町民文化会館、農業者トレーニングセンター</li> </ul> </li> </ul>
勢和	各集落の集会所及び公民館等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●公民館               <ul style="list-style-type: none"> <li>・勢和公民館、勢和東公民館、</li> </ul> </li> <li>●小学校               <ul style="list-style-type: none"> <li>・勢和小学校体育館</li> </ul> </li> <li>●中学校               <ul style="list-style-type: none"> <li>・勢和中学校体育館</li> </ul> </li> <li>●その他               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ささゆり苑</li> </ul> </li> </ul>

資料：多気町HP（第2次避難所は優先開設含む）

図 防災マップ（多気地域）



## (2) 緊急輸送道路

多気町は「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されており、地震時災害等の震災への対策が急務となっています。これを受け、地震等災害発生後において、避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するうえで重要な道路となる緊急輸送道路が11路線定められています。

表 緊急輸送道路

区分	自動車道・国道	県道	町道
第1次緊急輸送道路 (自動車専用道路)	・伊勢自動車道 ・紀勢自動車道	—	—
第1次緊急輸送道路 (一般道路)	・国道42号	・(県)松阪多気線	—
第2次緊急輸送道路	・国道368号	—	・(町)西五佐奈線 ・(町)相可国道線 ・(町)国道役場線
第3次緊急輸送道路		・(主)伊勢多気線 ・(県)多気八田線 ・(県)勢和兄国松阪線 ・(県)仁田多気停車場線	—

資料：三重県緊急輸送道路ネットワーク計画(令和7年2月)

図 緊急輸送道路



## 2-8 地価動向

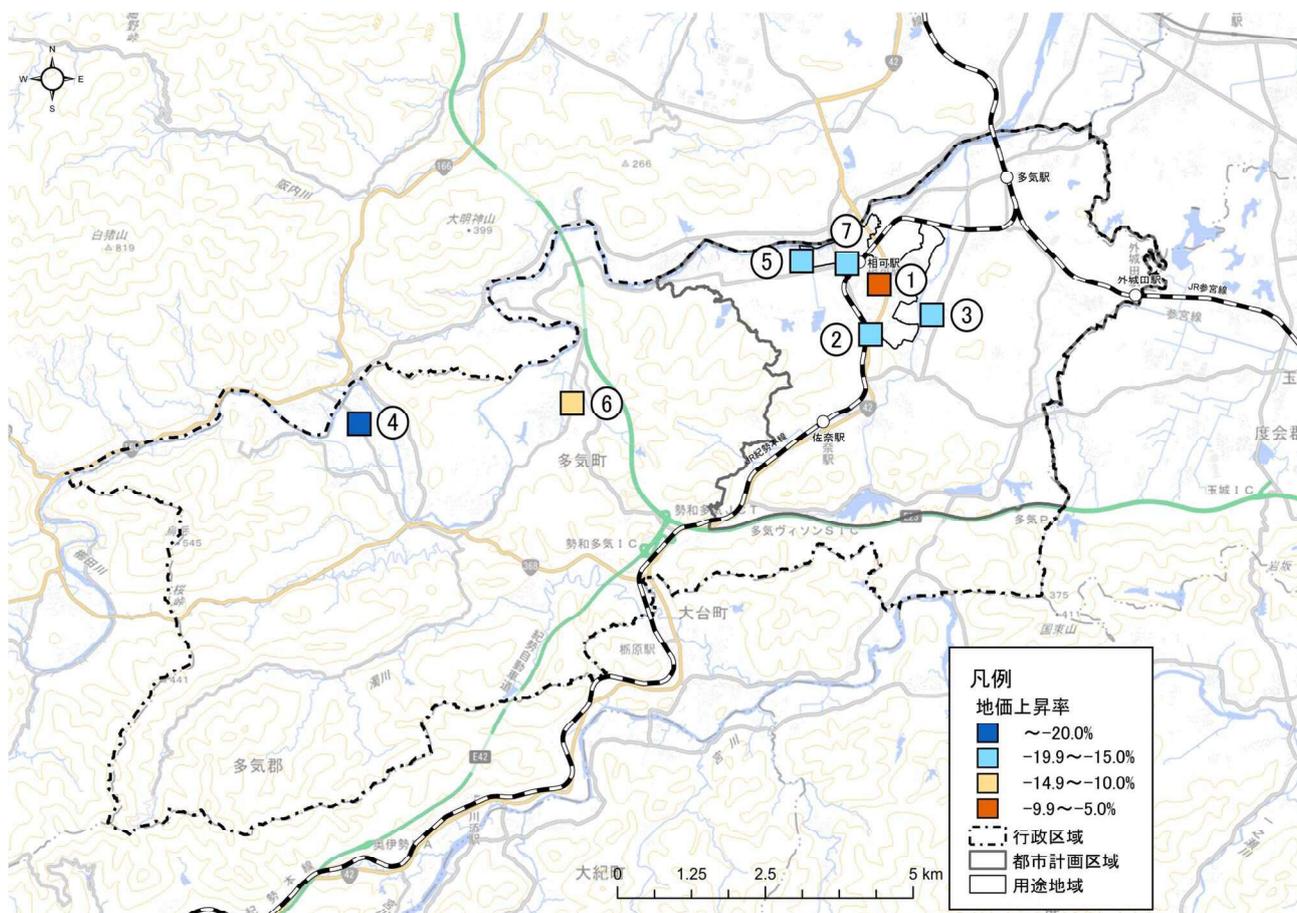
多気町の地価は減少傾向にあり、平成 27 (2015) 年から令和 6 (2024) 年の 10 年間の地価上昇率は平均 -15.2% でした。

表 地価動向

	番号	所在並びに地番	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)	2023 (R5)	2024 (R6)	地価 上昇率
公示地価 (円/㎡)	1	相可台14番4	31,600	31,000	30,200	29,600	29,300	29,100	28,900	28,800	28,700	28,600	-9.5%
	2	仁田字休ミ場694番外	33,500	32,600	31,600	30,700	30,000	29,500	29,000	28,600	28,400	28,300	-15.5%
基準地価 (円/㎡)	3	五佐奈字セチゴ745番1	11,100	10,700	10,300	10,000	9,800	9,600	9,450	9,300	9,200	9,100	-18.0%
	4	片野字小又81番179	11,000	10,500	10,000	9,700	9,500	9,300	9,150	9,000	8,900	8,800	-20.0%
	5	相可字西明寺2198番6	20,400	19,700	19,000	18,500	18,100	17,700	17,400	17,300	17,200	17,100	-16.2%
	6	丹生字野端2360番2外	6,700	6,600	6,500	6,400	6,300	6,200	6,100	6,000	5,940	5,880	-12.2%
	7	相可字幸牧1066番7	31,700	30,600	29,600	28,900	28,300	27,600	27,000	26,500	26,200	26,000	-18.0%
平均			20,857	20,243	19,600	19,114	18,757	18,429	18,143	17,929	17,791	17,683	-15.2%

資料：国土交通省、三重県

図 地価動向



## 2-9 行財政

### (1) 歳入

- ・多気町の歳入は、平成 25 (2013) 年度から平成 30 (2018) 年度まで 80 億円程度を推移していましたが、令和元 (2019) 年度に約 67 億円に減少、令和 2 (2020) 年度は約 110 億円に増加し、その後は 100 億円前後で推移しています。
- ・自主財源は、町税は 10 年間横ばいで推移し、分担金および負担金は令和 5 (2023) 年度に減少しています。

図 歳入の状況

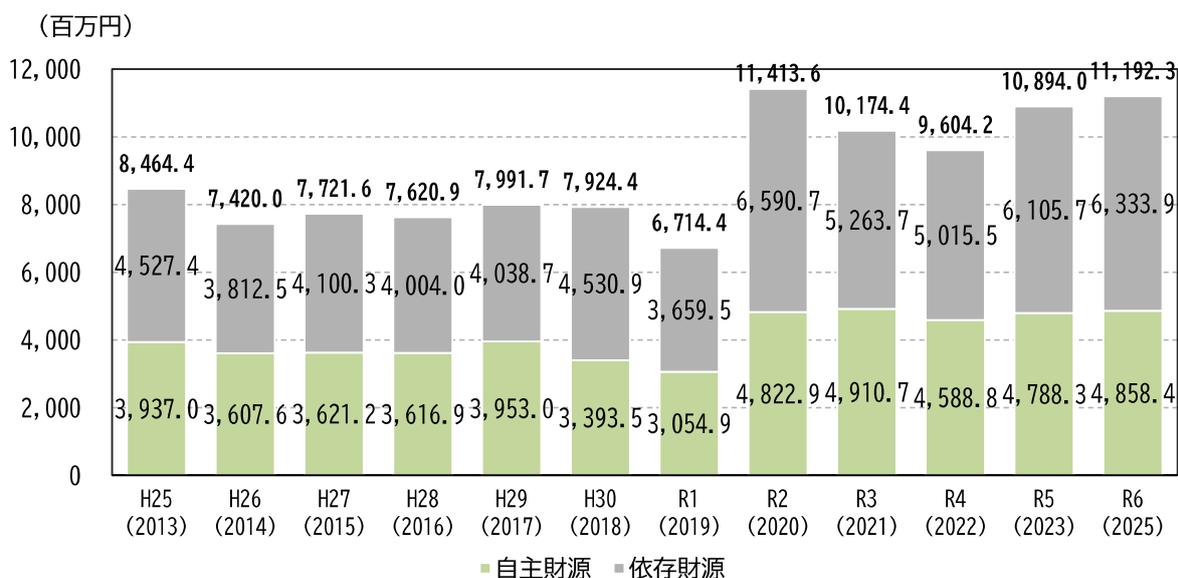
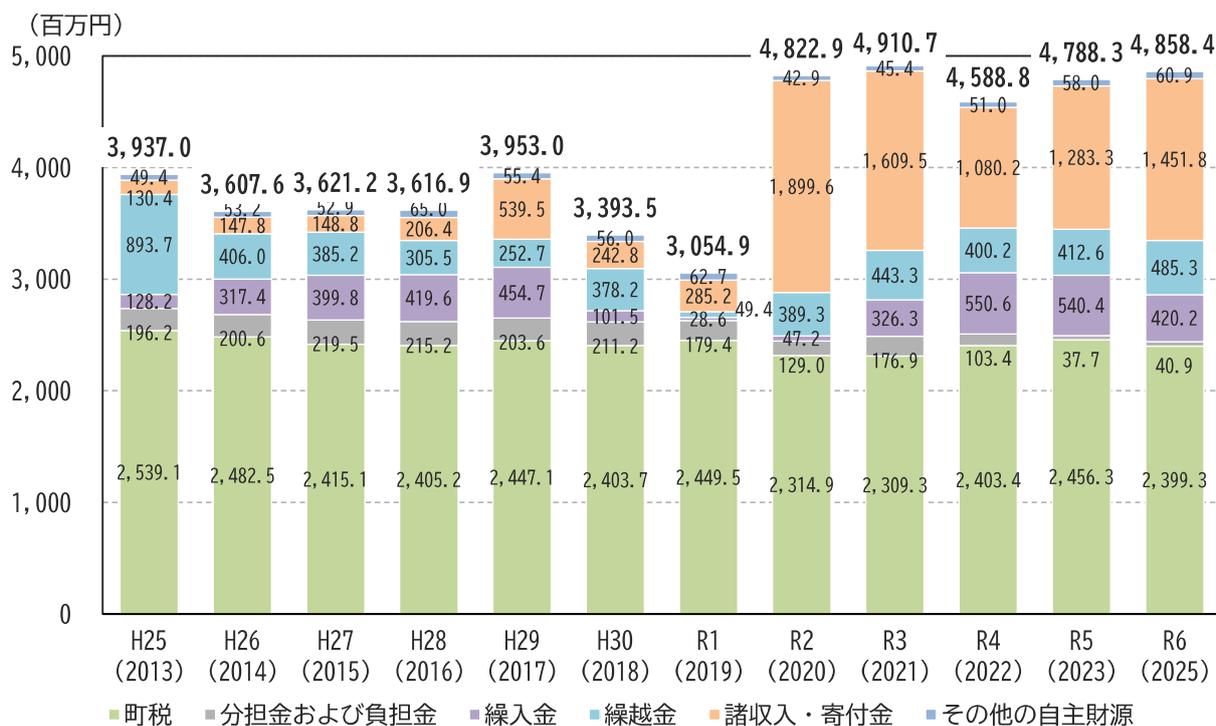


図 自主財源の状況

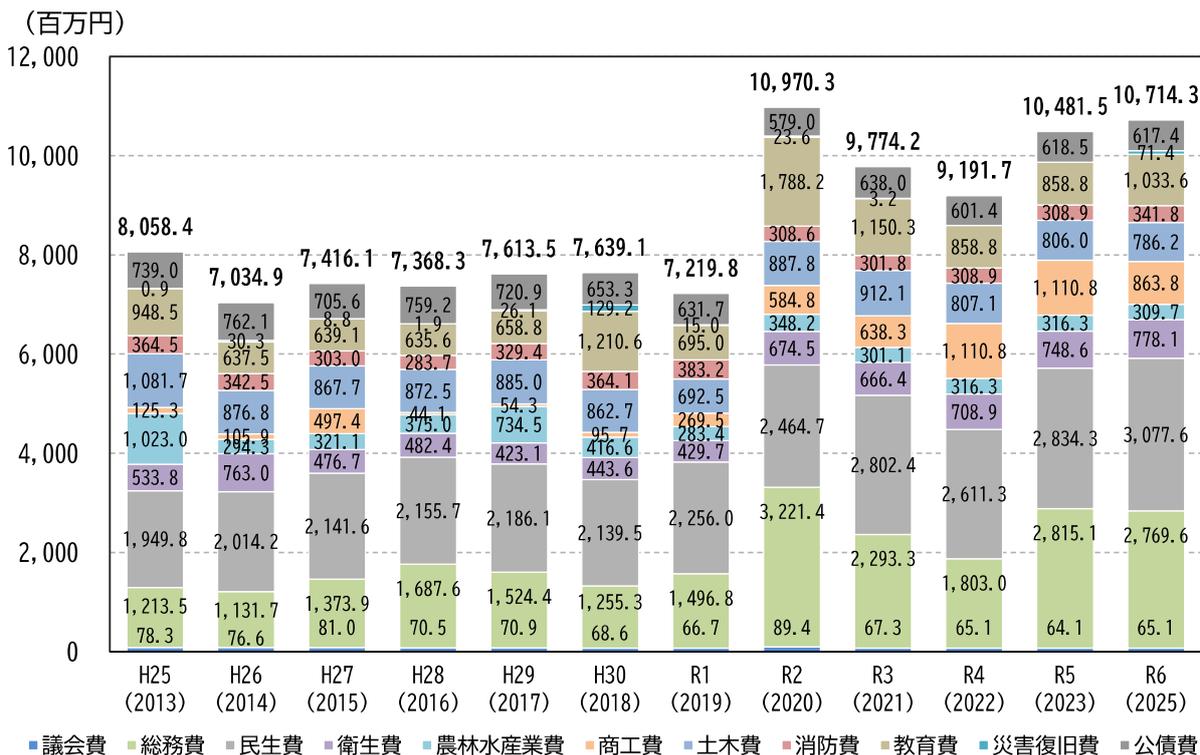


資料：多気町資料

## (2) 歳出

- ・多気町の歳出は、平成 25（2013）年度から令和元（2019）年度まで 70～80 億円程度をほぼ横ばいで推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の流行により総務費が令和元（2019）年度から 2 倍に増大したことにより、令和 2（2020）年度に 100 億円以上に急増しており、それ以降は、100 億円前後で推移しています。

図 歳出の状況



資料：多気町資料

### 3 まちづくりに関する町民意識

#### (1) 町民アンケート調査実施概要

- ・第2次及び第3次都市計画マスタープランの策定にあたり、町民アンケート調査を実施しています。

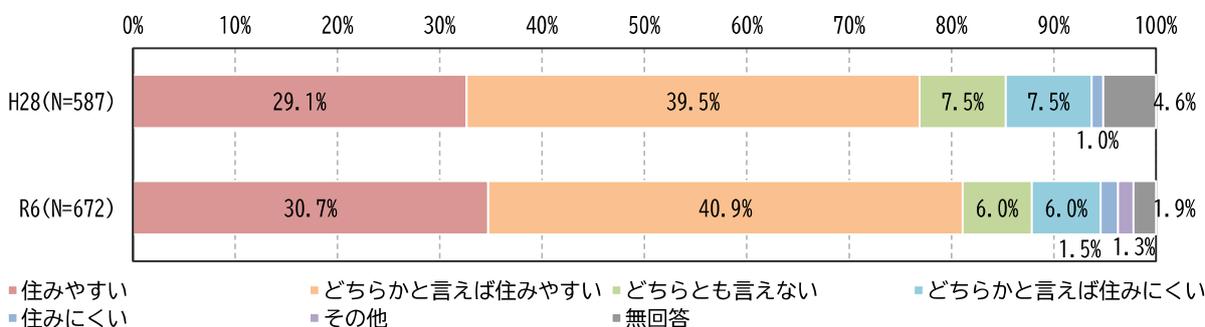
表 町民アンケート実施概要

項目	平成 28 (2016) 年	令和 6 (2024) 年
調査対象	・町内に住民票をもつ 20 歳以上の町民 1,500 人 (無作為抽出)	・町内に居住する 20 歳以上の世帯主 1,500 人 (無作為抽出)
調査方法	配布：郵送、回収：郵送	配布：郵送、回収：郵送または WEB
調査期間	平成 28 年 1 月 21 日～2 月 1 日	令和 6 年 12 月 10 日～12 月 23 日
回収率	587 件 (回収率 39.1%)	672 件 (回収率 44.8%)

#### (2) 住みやすさ・定住意向

##### ●「多気町の住みやすさ」は上昇

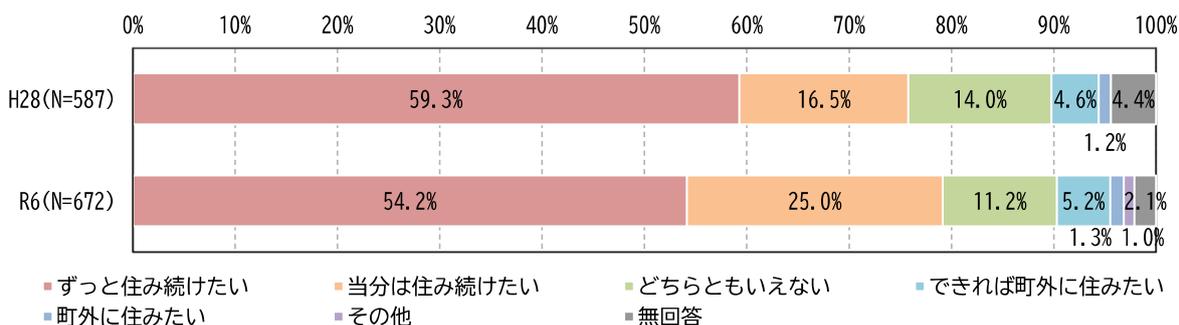
- ・多気町を「住みやすい」「どちらかと言えば住みやすい」と回答した割合は、平成 28 (2016) 年は 68.6%でしたが、令和 6 (2024) 年は 71.6%と上昇しており、7割を超えています。



※平成 28 年の選択肢に「その他」はない

##### ●多気町の「定住意向」は上昇

- ・多気町に「ずっと住み続けたい」「当分は住み続けたい」と回答した割合は、平成 28 (2016) 年は 75.8%でしたが、令和 6 (2024) 年は 79.2%となっており、世代を問わず定住意向が上昇しています。



※平成 28 年の選択肢に「その他」はない

● **住み続けたい理由は「住み慣れて愛着がある」「自然環境が良い」**

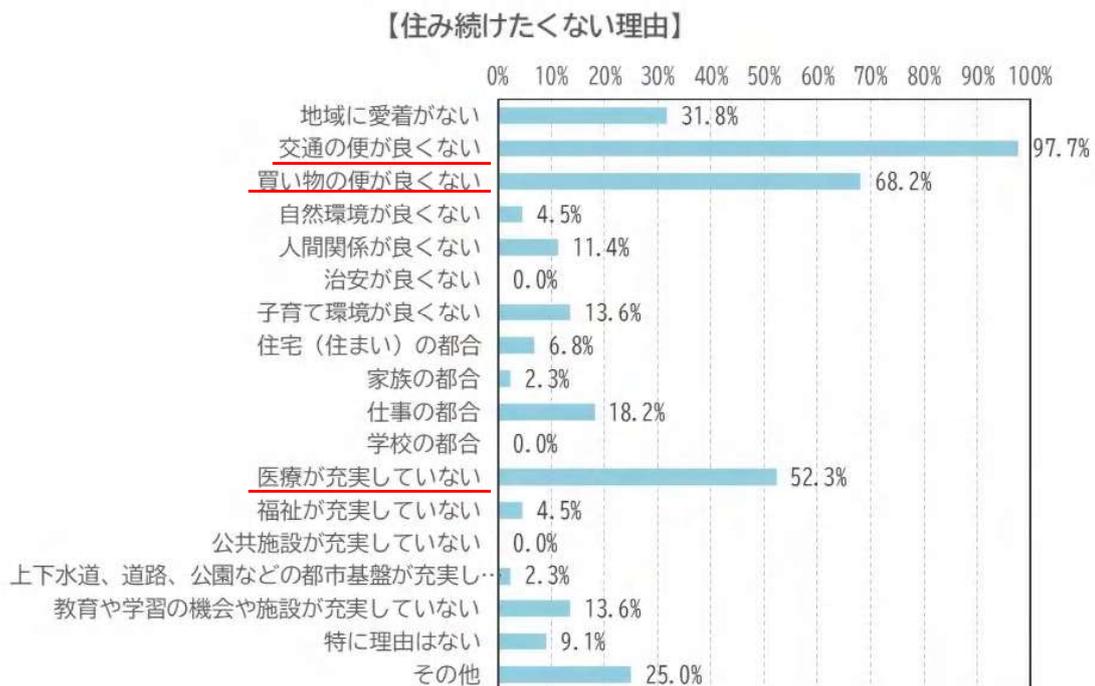
- ・「住み慣れて愛着がある」が最も多く、2番目に多いのが「自然環境が良い」であり、世代を問わず同様の傾向でした。



※令和6年調査のみ

● **町外に住みたい理由は交通、買い物、通院が不便**

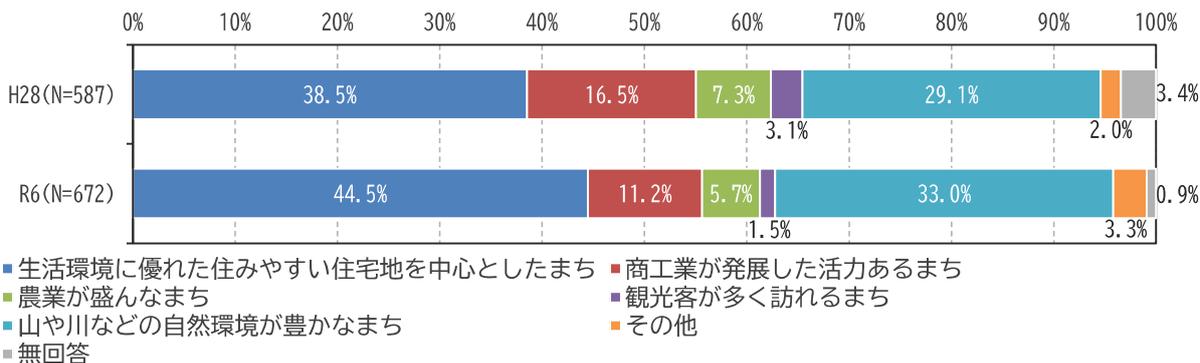
- ・「交通の便が良くない」「買い物の便が良くない」「医療が充実していない」が多く、世代を問わず同様の傾向でした。



### (3) 将来のまちのイメージ

#### ●将来のまちのイメージは「住みやすい住宅地」「自然環境が豊かなまち」

- ・将来のまちのイメージは「生活環境に優れた住みやすい住宅地を中心としたまち」や「山や川などの自然環境が豊かなまち」は、どちらの調査でも回答率が高く、令和6（2024）年の回答率はさらに高くなっています。
- ・一方で平成28（2016）年と比較して「商工業が発展した活力あるまち」「農業が盛んなまち」のイメージは低くなっています。

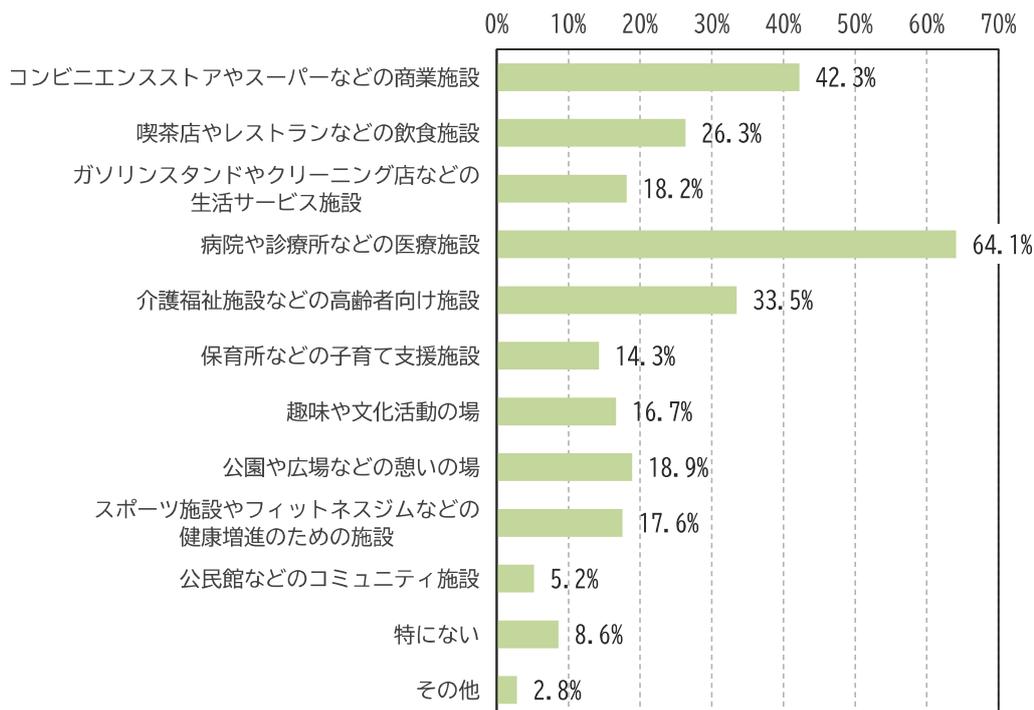


### (4) 地域に必要な施設

#### ●地域に必要な施設は「医療施設」「商業施設」のニーズが高い

- ・地域に必要な施設は、「病院や診療所などの医療施設」が64.1%と最も多く、次いで「コンビニエンスストアやスーパーなどの商業施設」42.3%、「介護福祉施設などの高齢者向け施設」33.5%となっています。

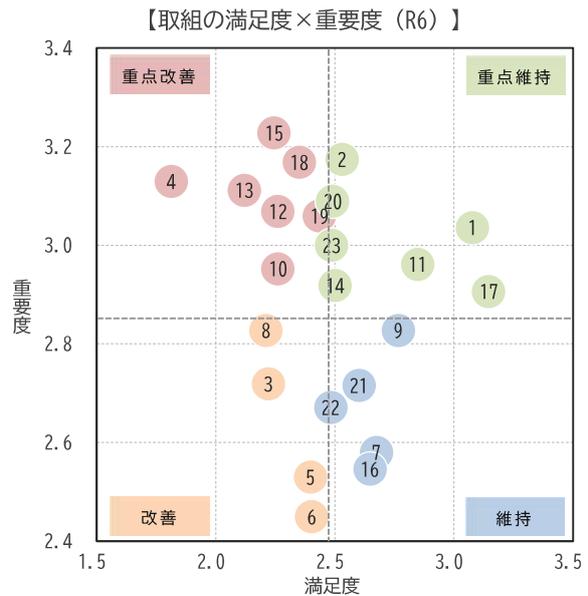
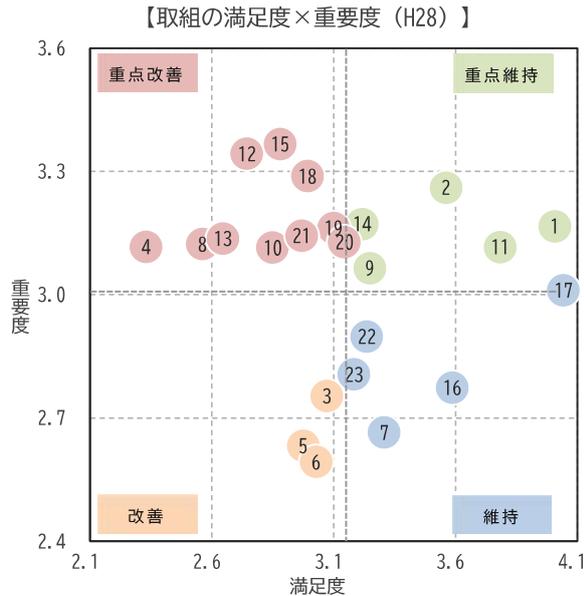
【地域に必要な施設】



## (5) 重点的に改善が必要な取組

### ●重点的に改善が必要な項目となっている事業の推進が求められる

- ・④公共交通機関の利便性、⑩生活道路の整備状況、⑫小中学校の通学路における交通安全性、⑬高齢者等が安全に移動できる空間の整備状況、⑮医療施設や福祉施設・福祉サービスの充実度、⑲河川や排水路などの整備による治水対策の充実度の8項目は、平成28(2016)年、令和6(2024)年のどちらの調査でも【重点的に改善が必要な項目(重点課題)】となっています。



### ●選択肢

1 住宅地の居住環境 (日当たりや騒音など)	13 高齢者等が安全に移動できる空間の整備状況
2 食料品や日用雑貨などの買物の便利さ	14 児童福祉施設の充実度 (保育園、児童館、子育て支援施設など)
3 家電、家具などの耐久財の買い物の便利さ	15 医療施設や福祉施設・福祉サービスの充実度
4 公共交通機関の利便性 (鉄道、バス、エリアタクシー)	16 文化芸術施設の充実度 (多気町民文化会館・図書館など)
5 身近な公園の充実度	17 自然環境の豊かさ
6 スポーツの場となる公園緑地の充実度	18 地震対策の充実度 (公共施設の耐震化や避難場所確保など)
7 歴史・観光施設の充実度 (五桂池ふるさと村、丹生大師、VISON など)	19 河川や排水路などの整備による治水対策の充実度
8 工業、商業など産業による雇用の場の充実度	20 防災対策の充実度 (避難訓練、防災マップの作成など)
9 国道や県道などの幹線道路での渋滞のない移動	21 防災対策の充実度 (公民館や集会所など)
10 生活道路の整備状況 (狭い道路の拡幅など)	22 地域行事や地域活動など近所づきあいの充実度

## 第2章 都市構造上の課題の整理

### 1 多気町の都市構造上の課題

広域的位置づけや現況の整理より、多気町の都市構造上の課題を整理します。

項目	分析結果と課題
人口・世帯数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人口は、令和 32 年に令和 2 年の約 2/3 まで減少する予測</li> <li>・平成 12 年から令和 2 年の 10 年間で年少人口は減少、老年人口割合は増加しており、少子高齢化が進行</li> <li>・平成 27 年から令和 2 年の人口密度の分布状況の変化をみると、町役場・相可駅周辺で増加し、他は横ばいもしくは減少傾向 ⇒【課題 1】人口減少と少子高齢化の進展に対応したまちづくり</li> </ul>
土地利用・建物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域内の市街地の住宅地は増加傾向</li> <li>・用途地域外の集落地の住宅地は減少傾向</li> <li>・空き家数は 381 戸（令和 2 年）、空き家率は 10.8%増加 ⇒【課題 2】市街地における人口密度・都市的土地利用の維持</li> </ul>
交通	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄道や町営バスの利用者数は減少傾向</li> <li>・鉄道駅・バス停からの徒歩圏内の人口カバー率は約 40.9%</li> <li>・予約運行小型バスのエリアタクシー（でん多）は、町全体をカバーし、町民の大切な公共交通手段となっている ⇒【課題 3】過度に自家用車に依存しなくても生活できる交通環境の形成</li> </ul>
公共公益施設・生活サービス施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・用途地域内に生活サービス施設（医療、福祉、商業）や公共公益施設が集積しており、徒歩圏内の人口カバー率は約 54.9% ⇒【課題 4】人口減少下における生活サービス施設などの維持</li> </ul>
産業・観光	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工業における製造品出荷額は、平成 17 年をピークに減少</li> <li>・商業における卸・小売業年間販売額は、年度によって増減を繰り返しているが、徐々に減少している</li> <li>・観光資源としては、ごかつら池ふるさと村、VISONなどを有する ⇒【課題 5】産業・観光の振興</li> </ul>
自然環境・景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑豊かな山林と田園環境に包まれている</li> <li>・五桂池周囲はごかつら池ふるさと村が整備され、様々なレジャー機能を有する ⇒【課題 6】農地や山林などの自然的要素の保全・活用</li> </ul>
防災	<ul style="list-style-type: none"> <li>・南海トラフ地震防災対策推進地域に指定</li> <li>・河川沿いに洪水浸水想定区域、町内の山の縁辺部などに土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が指定 ⇒【課題 7】災害ハザード区域における防災・減災対策の推進</li> </ul>
地価動向	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 27 年から令和 6 年の 10 年間の地価は、多気町全域で下落している ⇒【課題 8】居住や都市機能の誘導などによる利便性の高い市街地の維持</li> </ul>
行財政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自主財源は横ばいで推移していたが、令和 5 年に減少</li> <li>・高齢者の増加に伴う歳出増及び公共施設やインフラの維持管理費の増大が懸念 ⇒【課題 9】持続可能な行財政の実施</li> </ul>

## 第3章 立地の適正化に関する基本的な方針

### 1 立地の適正化に向けたまちづくりの方針

立地適正化計画は、都市計画マスタープランなどの上位・関連計画と整合を図りながら進めていくことが求められます。

多気町の歴史的な背景や地形的な特徴や都市構造上の課題を踏まえ、立地の適正化に向けたまちづくりの方針を設定します。

＜第3次多気町都市計画マスタープランのまちづくりのテーマ＞  
つながる力 ふれあう心 共につくる“ええまち”多気町

#### 多気町の都市構造上の課題

- 【課題1】人口減少と少子高齢化の進展に対応したまちづくり
- 【課題2】市街地における人口密度・都市的土地利用の維持
- 【課題3】過度に自家用車に依存しなくても生活できる交通環境の形成
- 【課題4】人口減少下における生活サービス施設などの維持
- 【課題5】産業・観光の振興
- 【課題6】農地や森林などの自然的要素の保全・活用
- 【課題7】災害ハザード区域における防災・減災対策の推進
- 【課題8】居住や都市機能の誘導などによる利便性の高い市街地の維持
- 【課題9】持続可能な行財政の実施

#### ＜立地の適正化に向けたまちづくりの方針＞

つながる力 ふれあう心 共につくる“ええまち”多気町  
～人と地域の魅力をつなぎ、未来へ続く ええまちづくり～

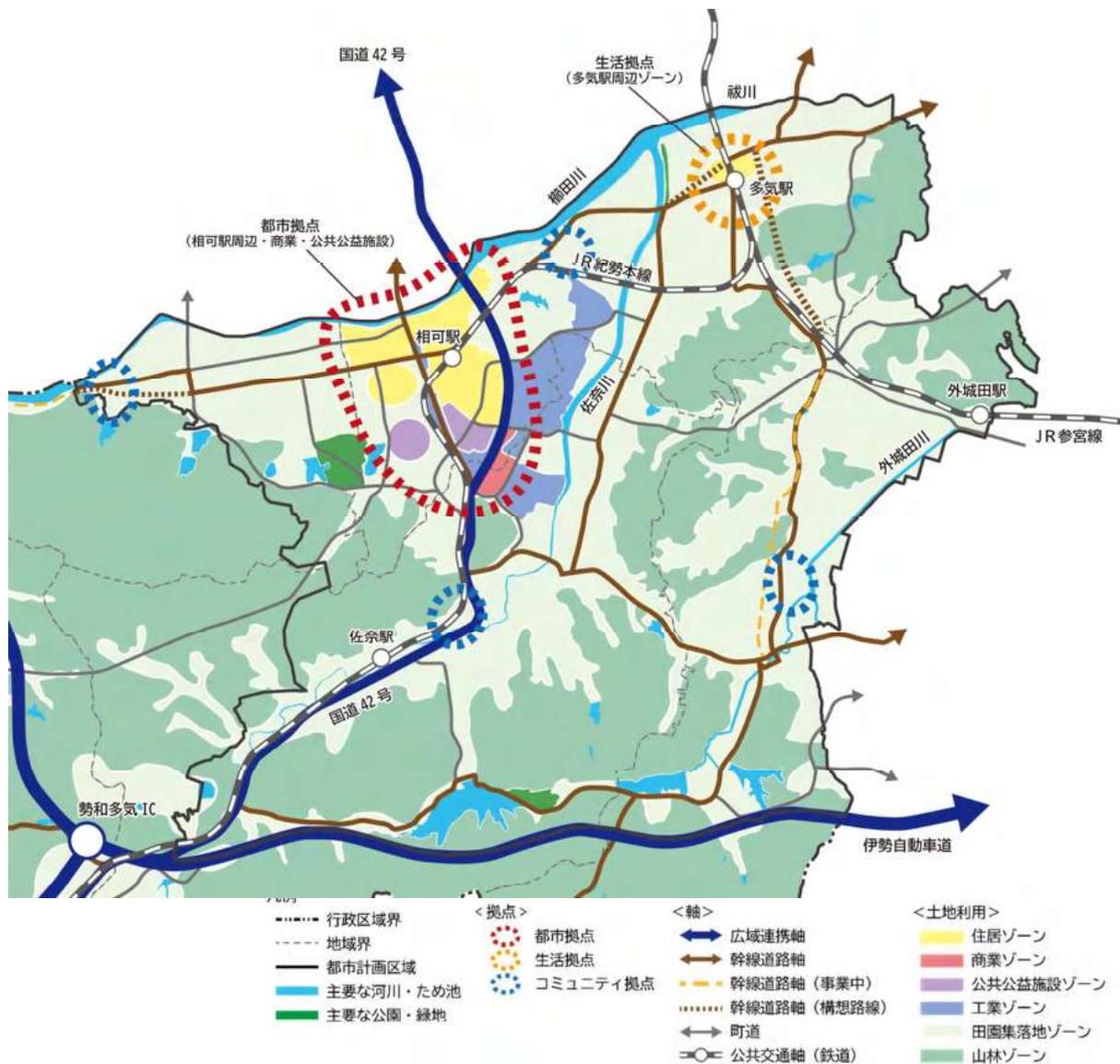
- ・多気町は、豊かな自然環境と産業や観光が調和したまちです。人口減少や少子高齢化が進展していく中では、「つながる力」と「ふれあう心」を大切にしながら、地域の魅力を活かし、未来へ続くまちづくりを進めることを目指します。

## 2 立地の適正化に向けた誘導方針

### 2-1 目指すべき都市の骨格構造

都市構造上の課題及び立地の適正化に関するまちづくりの方針を踏まえ、目指すべき都市の骨格構造を以下の通り設定します。

図 将来都市構造図



拠点	考え方
都市拠点 	・ 町役場及びJR相可駅周辺の、生活サービス施設や公共施設が集積しているエリアへ都市機能の誘導を図るとともに、居住環境を向上させ、居住の誘導を図る。
生活拠点 	・ JR多気駅を中心に、(県)松阪度会線バイパスの整備とあわせ、駅周辺の交通体系の改善を図るとともに、身近な生活サービス施設や、子育て世代が住みよい住宅などの整備を行い、居住環境の向上を図る。
コミュニティ拠点 	・ 各地域の公民館周辺において、地域交流促進に向けた周辺整備を検討する。

## 2-2 誘導方針

都市構造上の課題及び立地の適正化に関するまちづくりの方針を踏まえ、誘導方針を以下の通り設定します。

### 立地の適正化に関する方針

つながる力 ふれあう心 共につくる “ええまち” 多気町  
～人と地域の魅力をつなぎ、未来へ続く ええまちづくり～



### 誘導方針

#### 【方針1】コンパクトで暮らしやすい拠点づくり

- ・町役場及び相可駅周辺の都市拠点に、医療・福祉・商業・教育などの都市機能を誘導し、サービス水準の維持・充実を図ります。
- ・町役場及び相可駅周辺の都市拠点において、都市基盤整備などにより居住環境を向上させ、居住を誘導します。
- ・多気駅周辺の生活拠点において、沿道の民間開発誘導などにより子育て世代などをターゲットに駅周辺の利便性の高い住宅地の整備を図ります。

#### 【方針2】環境と調和した住み続けられるまちづくり

- ・豊かな自然環境や農業環境と調和した市街地・集落地を形成し、環境と調和した住み続けられる低炭素な都市を目指します。
- ・各地域の公民館周辺において、地域交流促進に向けた周辺整備を図ります。

#### 【方針3】災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり

- ・災害の危険性が低いエリアへ居住を誘導し、町民が安全・安心に暮らせるまちを目指します。
- ・居住を誘導するエリアにおいては、ソフト・ハードの両面から、防災・減災対策を重点的に実施します。

#### 【方針4】多様な移動手段によるネットワークの形成

- ・都市拠点・生活拠点につながり、地域内を効率的・効果的に運行する公共交通ネットワークを形成し、過度に車に依存しなくても移動できるまちを目指します。
- ・都市機能や居住を誘導するエリアにおいては、徒歩や自転車で移動しやすい交通環境を形成し、歩いて暮らせるまちを目指します。

## 第4章 誘導区域等の設定

### 1 居住誘導区域

#### 1-1 設定の考え方

立地適正化計画における居住誘導区域は、以下のように定められています。

- ・人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。
- ・都市全体における人口や土地利用、交通や財政、災害リスクの現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営等の都市経営が効率的に行われるように定める。

引用：第13版都市計画運用指針

##### ① 居住誘導区域として定めることが考えられる区域

- ・都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域。
- ・都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域。
- ・合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域。

引用：第13版都市計画運用指針

##### ② 居住誘導区域に含まない区域

都市計画運用指針における 居住誘導区域に含まない区域等	多気町の該当区域
居住誘導区域に含まない区域	農用地区域 保安林 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	該当無し
区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域	土砂災害警戒区域（イエローゾーン） 洪水浸水想定区域
居住誘導区域に含めることについて慎重に判断を行うことが望ましい区域	工業地域

引用：第13版都市計画運用指針

## 1-2 居住誘導区域の設定

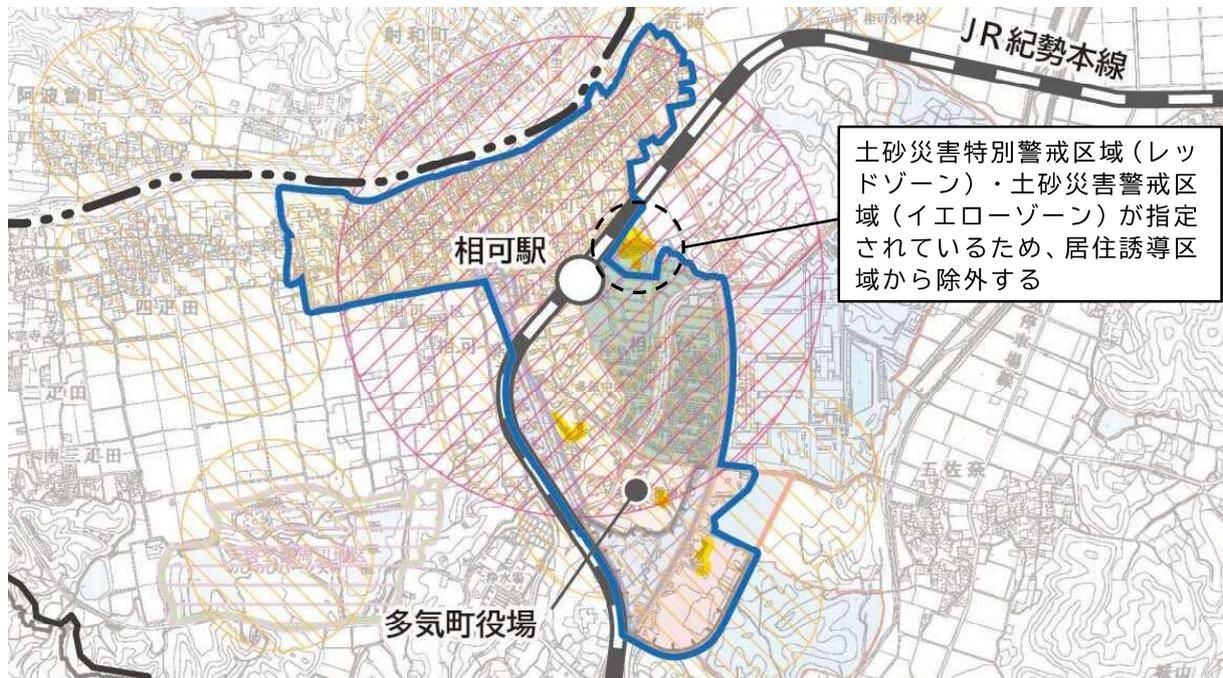
本町の居住誘導区域は、用途地域が指定され、日常生活サービス施設（商業・医療・福祉施設）をはじめ、行政施設や文化・教育機能等が集積する町役場及び JR 相可駅周辺に設定します。

表 区域設定の流れ

区域抽出の視点	抽出区域
①用途地域が指定されているエリア	・多気町役場及び JR 相可駅周辺
②公共交通の利便性が高いエリア	・鉄道駅の徒歩圏内（800m圏内） ・バス停の徒歩圏内（300m圏内）
③居住誘導区域に含まないエリアの除外*	・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン） ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン） ・産業振興を図るべき区域
<b>居住誘導区域</b>	

※洪水浸水想定区域に係る除外は、用途地域内は計画規模降雨において浸水想定が見られないため行わない。想定最大規模の降雨においては、櫛田川沿いの用途地域に浸水想定や家屋倒壊等氾濫想定区域が見られるが、早期避難などにより対応を図ることとし、除外は行わない。（浸水想定区域のエリアは第6章の防災指針参照）

図 居住誘導区域



※居住誘導区域は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と重複する箇所は除く

凡例	
— · —	町境
— — —	都市計画区域
○ — ○	鉄道・鉄道駅
□ (blue outline)	居住誘導区域
○ (pink)	鉄道の徒歩圏（800m）
○ (orange)	バス停の徒歩圏（300m）
○ (green)	多気町役場の徒歩圏（800m）
▨ (orange diagonal lines)	土砂災害特別警戒区域
▨ (yellow diagonal lines)	土砂災害警戒区域
■ (green)	第一種低層住居専用地域
■ (light green)	第二種低層住居専用地域
■ (yellow)	第一種住居地域
■ (light yellow)	第二種住居地域
■ (orange)	準住居地域
■ (pink)	商業地域
■ (light blue)	準工業地域
■ (blue)	工業地域
■ (blue diagonal lines)	特別用途地区

## 2 都市機能誘導区域

### 2-1 設定の考え方

立地適正化計画における都市機能誘導区域は、以下のように定められています。

- ・原則として、居住誘導区域内において設定されるものであり、医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域。

引用：第13版都市計画運用指針

#### ①都市機能誘導区域として定めることが考えられる区域

- ・都市全体を見渡し、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域。
- ・一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定める。
- ・保育所、診療所、通所介護施設等の住民が日常的に利用する施設で、住まいの身近に配置することにより居住誘導区域への居住の誘導に資する日常サービス施設は、必ずしも都市の中心拠点等のみに誘導することが適当でないことも考えられるため、都市機能誘導区域を重層的に設定することも考えられる。

引用：第13版都市計画運用指針、立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省）

### 2-2 都市機能誘導区域の設定

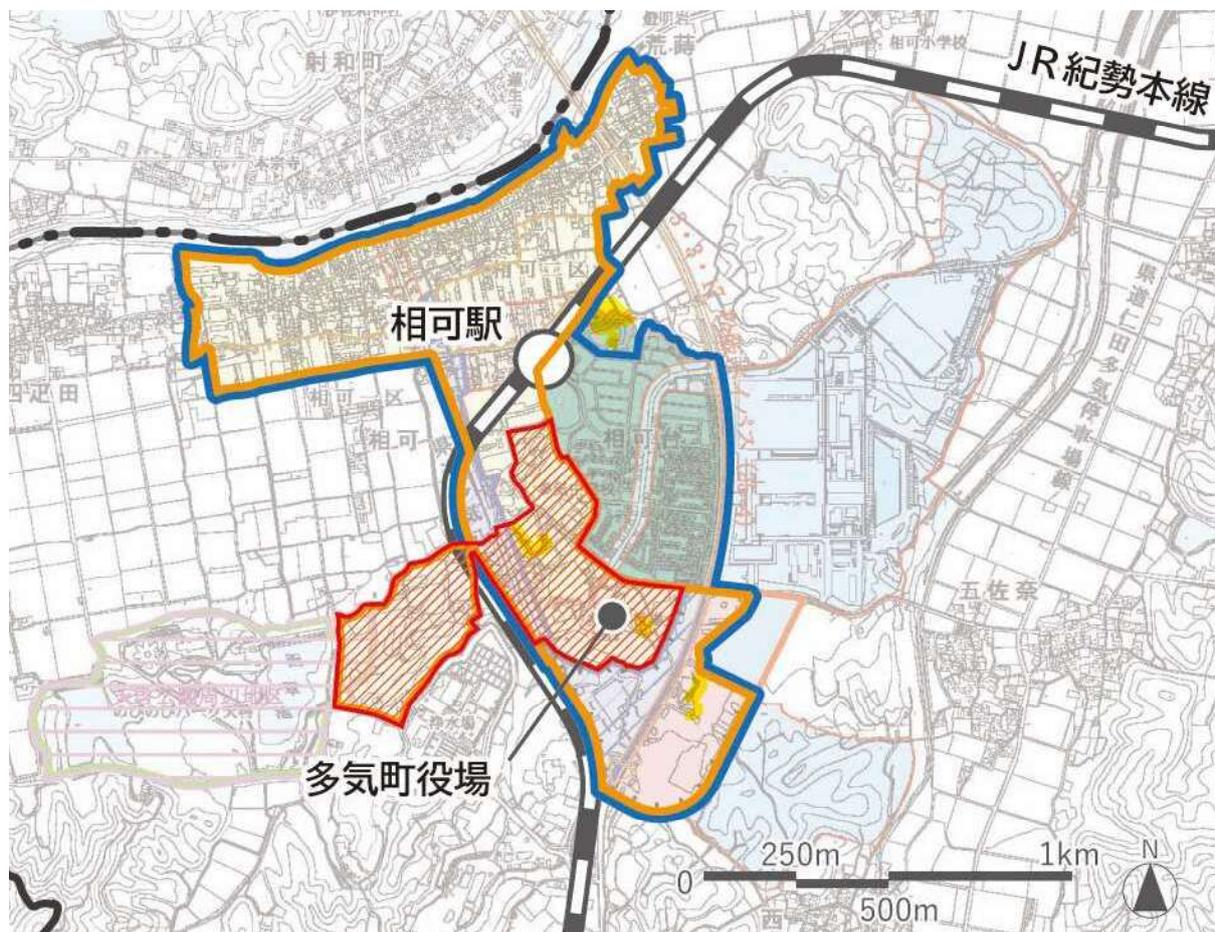
本町の都市機能誘導区域は、行政施設や文化・教育施設のほか、日常生活サービス施設（商業・医療・福祉施設）が集積する、町役場及びJR相可駅周辺に設定します。

現状でこれらの都市機能施設が居住誘導区域に集積しており、日常生活サービス施設の徒歩圏カバー率が100%となっています。よって、町役場、教育文化施設などの町全体を対象とする高次の都市機能を有する施設を維持・充実させるほか、日常生活を送る上で必要な商業・医療・福祉施設は、居住誘導区域内において維持・充実を図ることが望まれます。

以上を踏まえ、高次的な都市機能を誘導するための「**都市機能誘導区域**」を町役場周辺に設定するとともに、日常生活を送る上で必要な都市機能施設を誘導するための「**日常サービス誘導区域**」を居住誘導区域内において重層的に設定します。



図 居住誘導区域・都市機能誘導区域



※居住誘導区域は、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）と重複する箇所は除く

凡例	
— ..	町域
—	都市計画区域
○	鉄道・鉄道駅
□ (blue outline)	居住誘導区域
□ (red diagonal lines)	都市機能誘導区域
□ (yellow outline)	日常サービス誘導区域
□ (orange diagonal lines)	土砂災害特別警戒区域
□ (yellow fill)	土砂災害警戒区域

### 3 誘導施設

#### 3-1 設定の考え方

誘導施設は、都市機能誘導区域ごとに立地を誘導すべき施設を設定するものです。設定にあたっては、立地の適正化に関する方針などを踏まえ、都市機能誘導区域や町全体の施設の立地状況を勘案し、必要な施設を定めることが重要になります。

##### ①誘導施設として考えられる施設

機能	都市拠点	生活拠点
行政機能	○中核的な行政機能	○日常生活を営む上で必要となる行政窓口機能等
福祉機能	○町民を対象とした高齢者福祉の指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	○高齢者の自立した生活を支え、または日々の介護、見守り等のサービスを受けることができる機能
子育て支援機能	○町民を対象とした児童福祉に関する指導・相談の窓口や活動の拠点となる機能	○子どもを持つ世代が日々の子育てに必要なサービスを受けることができる機能
商業機能	○時間消費型のショッピングニーズなどの様々なニーズに対応した買い物、食事などを提供する機能	○日々の生活に必要な生鮮品、日用品等の買い回りができる機能
医療機能	○総合的な医療サービス（2次医療）を受けられることができる機能	○日常的な診療を受けられることができる機能
金融機能	○決済や融資などの金融機能を提供する機能	○日々の引き出し、預け入れなどができる機能
教育・文化機能	○市民全体を対象とした教育文化サービスの拠点となる機能	○地域における教育文化活動を支える拠点となる機能

高次な都市機能を誘導する**都市機能誘導区域**にて、施設の立地状況を踏まえて誘導施設を設定

日常生活を送る上で必要な施設を誘導する**日常サービス誘導区域**にて、施設の立地状況を踏まえて誘導施設を設定

引用：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省）に加筆

### 3-2 誘導施設の設定

誘導施設（機能）は、以下の定義に基づく施設（機能）とします。

表 誘導施設の一覧表

区分	種別	該当施設 (機能)	施設の定義 (根拠法)	誘導施設の設定	
				都市機能 誘導区域	日常 サービス 誘導区域
行政施設	町役場	・多気町役場	地方自治法第4条第1項	■ (1)	
教育・ 文化施設	図書館	・多気図書館	図書館法第2条	■ (1)	
	文化会館	・多気町民文化会館	多気町民文化会館の 設置及び管理に関する 条例	■ (1)	
	学校	・多気地域統合小学校 ・多気中学校	学校教育法第1条	● (1)	
商業施設	大規模小売店舗	・店舗面積1,000㎡以上 で食品を扱う店舗	大規模小売店舗立地 法第2条第2項		■ (1)
	食品スーパー	・食品を扱う店舗			● (1)
金融施設	銀行・信用金庫 ・郵便局	・普通銀行	銀行法第4条		■ (1)
		・中小企業金融専門 機関（信用金庫）	信用金庫法第4条		■ (1)
		・郵便局	日本郵便株式会社法 第4条		■ (1)
医療施設	診療所	・内科または外科を 含む診療所	医療法第1条の5第2項		● (1)
福祉施設	高齢者福祉事業所 (訪問系、通所系、 入所系)	・訪問系サービス事業所 ・通所系サービス事業所 ・入所系サービス事業所	介護保険法第8条 第2項、第7項		● (4)
	高齢者向け住宅	・サービス付き高齢 者向け住宅 ・住宅型有料老人ホ ーム	高齢者住まい法  老人福祉法		● (0) ● (0)
子育て 支援施設	子育て支援センター	・子育て支援センター 「のびのび」	多気町子育て支援セ ンター設置条例		■ (1)
	保育園・幼稚園・ こども園等	・保育園	児童福祉法第39条第 1項		● (0)
		・幼稚園	学校教育法第1条		● (0)
		・認定こども園	就学前の子どもに関す る教育、保育等の総合 的な提供の推進に関す る法律第2条第6項		● (0)
	・小規模保育事業所	児童福祉法第6条の3 第10項		● (0)	

(凡例)

■：都市機能誘導区域・日常サービス誘導区域内の既存施設を維持する

●：都市機能誘導区域・日常サービス誘導区域内の既存施設を維持しつつ、必要に応じて施設を誘導する

※カッコ書きの数字は現在の立地件数

図 誘導施設の立地状況



※居住誘導区域は、土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)・土砂災害警戒区域(イエローゾーン)と重複する箇所は除く

凡例		
— · ·	町域	第一種低層住居専用地域
— — —	都市計画区域	第二種低層住居専用地域
○	鉄道・鉄道駅	第一種住居地域
□ (blue)	居住誘導区域	第二種住居地域
□ (red diagonal)	都市機能誘導区域	準住居地域
□ (yellow)	日常サービス誘導区域	商業地域
□ (orange diagonal)	土砂災害特別警戒区域	準工業地域
□ (yellow diagonal)	土砂災害警戒区域	工業地域
		特別用途地区
		行政施設
		教育・文化施設
		商業施設
		金融施設
		医療施設
		福祉施設
		子育て支援施設

## 第5章 誘導施策

### 1 誘導施策

誘導施策とは、居住誘導区域や都市機能誘導区域に居住や都市機能の誘導を図り、また、誘導区域外での都市機能の立地や移転を抑制するために講ずる支援施策です。

#### 居住誘導区域内で実施する施策

##### ● 居住誘導区域内への居住誘導

- ・ 町役場及び JR 相可駅周辺の生活利便性の向上と、子育てしやすい住環境の形成により、居住誘導区域内へのまちなか居住を促進します。
- ・ 居住誘導区域内の住宅の建築・取得、建替え等に対する支援制度を検討し、誘導区域内への居住誘導を図ります。

##### ● 新たな定住人口の確保

- ・ 町内の人口減少抑制のため、転入者を対象に居住誘導区域内への居住誘導を推進します。
- ・ 本町の魅力や観光情報等を広く発信するタウンプロモーション施策と連携した、転入者増加のための取組を検討します。

##### ● 子育て世代などの定住促進

- ・ 居住誘導区域内に子育て世代等の定住を促進するため、子育て世代等を対象にした住宅の建設・購入・改良等に対する支援制度を検討します。また、町による財政的支援と併せて、「フラット 35 地域連携型（住宅金融支援機構による支援）」との連携を検討し、住宅取得の推進を図ります。

##### ● 子育てしやすい住環境の形成

- ・ 安心して子どもを産み育てることができる子育て環境の整備・充実を図ります。

##### ● 若年層等を対象とした U I J ターンの促進

- ・ 町内の人口減少の抑制と町の活気を維持するため、若年層等を対象とした U I J ターンの促進を図り、若年層の町外への流出を減少させる取組を検討します。

##### ● 空き家などの適正管理と利活用の促進

- ・ 所有者等による空き家等の適正な管理を促進するために必要な措置を行います。
- ・ 空き家等の増加が見込まれる中、空き家等対策を推進するため、庁内の関係課等による連携体制の整備を図るとともに、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく「空家等対策計画」に基づき、空き家等の発生を抑制し、適正な管理、除却を推進します。また、空き家、その跡地等については、利活用を促進するための対策を検討します。

##### ● 災害に対する安全性の確保

- ・ 防災指針に基づき、ソフト・ハードの両面から防災・減災対策を推進します。

## ●都市施設の整備

- ・居住誘導区域への居住誘導と併せて、老朽化した施設の改修や整備を計画的に推進します。また、コンパクトな都市構造により、施設の効率的・効果的な維持管理を行い、維持管理費の縮減に努めます。

### <道路>

- ・日常生活を支える主要な生活道路では、バリアフリー化や狭あい道路の解消等、歩行者やベビーカー、車いす等の多様な利用者が安全に利用できる交通環境の整備を図るとともに、緊急車両の通行が円滑となるよう、道路環境の整備・改善を図ります。
- ・相可駅北地区および県道勢和兄国松阪線沿道地区計画に基づき、生活道路の拡幅整備を推進します。
- ・伊勢本街道にあたるとともに、住宅地内を東西につなぐ主要な生活道路である町道相可三疋田線及び町道相可荒蒔線について、良好な道路景観の創出、防災性の強化、快適な歩行空間の形成のため、電線地中化を推進します。

### <河川>

- ・市街地内を南北に流れる相可川について、大雨による浸水被害を軽減できるよう、河川改修を推進します。

### <公園・緑地>

- ・子育て支援、健康増進、都市防災等の、多様なニーズに応じた子どもから高齢者まで誰もが利用しやすい公園・緑地等の適切な維持管理を図ります。

### <上下水道>

- ・公共下水道は整備率 100%となっており、今後は接続率 100%を目指していきます。（令和 6（2025）年度現在の接続率：99.8%）
- ・上下水道ビジョンに基づき、上下水道施設の計画的な更新や維持管理を推進し、持続可能な上下水道事業の運営を図ります。

## 都市機能誘導区域内で実施する施策

### ●統合小学校及び周辺の整備の推進

- ・今後減少していくと推計される児童数及び学級に対し、小学校の適正規模化を図り、適切で充実した教育環境を維持していくため、まずは相可小学校、佐奈小学校、津田小学校、外城田小学校の既存小学校 4 校を対象とし、新設校として統合を計画します。整備にあたっては民間活力の導入も視野に入れ、周辺の自然と調和した教育環境を創出します。
- ・統合小学校は、災害時の避難場所としての運用を考慮し、十分な広さの避難スペースや支援物資などの運搬がしやすい経路の確保など、防災機能の強化を図ります。
- ・統合小学校周辺の道路などの都市基盤の整備を図り、安全な通学環境の向上を推進します。

### ●安全・快適な歩行空間の整備

- ・安全・快適な歩行空間の整備により、公共公益施設や生活サービス施設を結び、まちなかの回遊性の向上を図ります。

### ●誘導施設の維持・充実

- ・既存の都市機能施設を維持するとともに、誘導区域内に不足する施設を誘導し、都市機能の充実を図ります。
- ・図書館などの文化・教育施設について、地域イベントや交流学習体験の場としての活用の充実を図ります。

### ●防災機能の強化

- ・災害時に防災活動の拠点となる公共施設や避難所などを整備し、防災機能の強化を図ります。
- ・狭あい道路の解消など、都市の防災機能の強化に取り組みます。

## 公共交通ネットワークの形成に関する施策

### ●鉄道の維持

- ・鉄道は、ＪＲ紀勢本線及びＪＲ参宮線が通っており、広域的な公共交通の一翼を担っています。今後、一層の輸送力の増強や利便性の向上を図るため、利便性を高めるダイヤ改正、車両編成の見直しなどについて関係機関と協議していきます。

### ●バス・タクシーなどの充実

- ・三重交通による路線バスは、本数増加、ダイヤの見直しなどの利便性向上策を関係機関と協議してきます。
- ・多気町町営バスは、鉄道駅と連携しつつ、都市拠点、生活拠点、交流拠点や主要な集落などを連絡するとともに、学校や大規模工場との連絡性を強化するなどの充実を図ります。
- ・乗降場間における乗合運行（要予約）を実施しているエリアタクシー（でん多）は、利用者が増加傾向であり、町内各地域の自家用車を利用できない方にとって必要な移動手段として、運行の充実やより利用しやすいサービスの向上を図ります。
- ・今後は、他市町と連携し、町外にも移動しやすくなるような公共交通サービスを提供していきます。また、町内外の移動のハードルを下げられるような公共交通サービスを検討します。

### ●次世代型交通などの検討

- ・未来の移動手段として考えられる自動運転バスや共助移動などのサービス導入に向けて、実証実験などを通じて住民の抵抗感を減らすための取組を行います。
- ・これに加えて、移動手段と移動目的をセットにしたイベントを継続的に企画し、これらの未来のモビリティサービスに多く触れてもらうことで、住民の抵抗感を減らしていけるよう努めます。

## 誘導区域外での施策

### ●無秩序な開発の抑制

- ・居住誘導に係る届出制度の運用とともに、特定用途誘導地域、風致地区などの既決定の都市計画制度や開発許可制度等を活用し、無秩序な住宅開発等を抑制します。
- ・農地は、農業振興施策と連携し、優良農地の保全や遊休農地の有効活用による良好な田園環境の保全を図ります。

### ●既存集落の活力維持

- ・農地や自然が身近にあり、ゆとりある居住環境を有する既存集落においては、住み慣れた地域で住み続けられるよう既存インフラの維持を図り、コミュニティ拠点において地域交流促進に向けた周辺整備を検討するとともに、地域コミュニティ活動の支援を行い、既存集落の活力維持に取り組めます。

### ●公的不動産の有効活用

- ・小学校・保育園などの公共施設の再編などに伴い、施設跡地や未利用地が発生した際は、既存の公的不動産（町が保有する公有地及び公共施設等）について、必要に応じて建物の撤去を行うとともに、建物・オープンスペースの利活用を進めます。

## 2 届出制度の運用

住宅や誘導施設（機能）の整備動向を把握するため、都市再生特別措置法に基づき、都市機能誘導区域内外と居住誘導区域外において届出制度を運用します。

### 都市機能誘導区域における届出

都市機能誘導区域外において誘導施設（機能）の整備を行う場合または都市機能誘導区域内で誘導施設（機能）の休廃止を行う場合は、その行為に着手する 30 日前までに市長への届出が必要になります。（都市再生特別措置法第 108 条、108 条の 2）

#### 届出対象行為

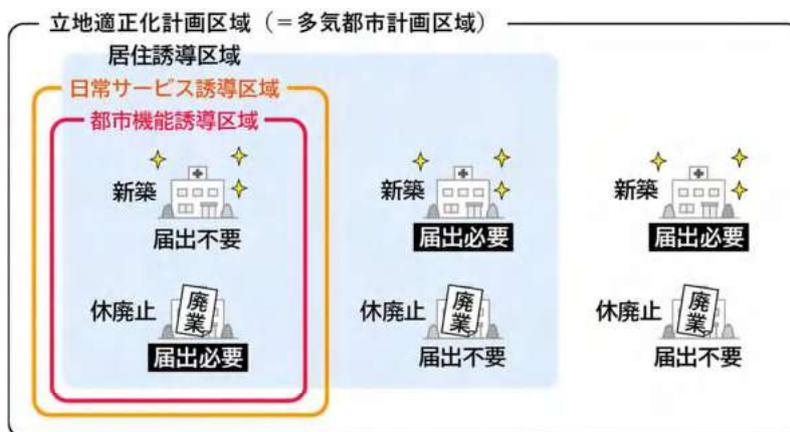
##### ①都市機能誘導区域外

<p><b>開発行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設（機能）を有する建築物の建築目的の開発行為を行うおうとする場合</li> </ul>	<p><b>建築等行為</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誘導施設（機能）を有する建築物を新築しようとする場合</li> <li>・ 建築物を改築し誘導施設（機能）を有する建築物とする場合</li> <li>・ 建築物の用途を変更し誘導施設（機能）を有する建築物とする場合</li> </ul>
--	---

##### ②都市機能誘導区域内

<p><b>休廃止</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市機能誘導区域内で誘導施設（機能）を休止または廃止しようとする場合</li> </ul>
--

誘導施設に関する届出イメージ（診療所を新築または休廃止する場合）



#### 届出への対応

<p><b>STEP 1</b> 都市機能誘導区域内への誘導施設（機能）の立地の妨げとならないと判断した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 届出した者に対して、税財政、金融上の支援措置など当該区域内における誘導施設（機能）の立地誘導のための施策に関する情報提供等を行う</li> </ul>
<p><b>STEP 2</b> 届出内容どおりの開発行為等が行われた場合、何らかの支障が生じると判断した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発行為等の規模を縮小するよう調整</li> <li>・ 都市機能誘導区域内の公有地・未利用地において行うよう調整</li> <li>・ 開発行為等自体を中止するよう調整 等</li> </ul>
<p><b>STEP 3</b> 上記の調整が不調に終わった場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 勧告（都市再生特別措置法第 88 条第 3 項） <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開発規模の縮小</li> <li>・ 都市機能誘導区域内への立地 等</li> </ul> </li> <li>・ 必要な場合、都市機能誘導区域内の土地の取得について斡旋等を行うよう努める（都市再生特別措置法第 88 条第 4 項）</li> </ul>

引用：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省）

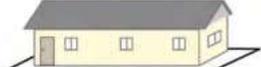
## 居住誘導区域における届出

居住誘導区域外において、一定規模以上の住宅等を建築する場合は、その行為に着手する30日前までに市長への届出が必要になります。（都市再生特別措置法第88条第1項）

### 届出対象行為

開発行為	建築等行為
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

### 居住誘導区域外における届出イメージ

開発行為	建築等行為
① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸または2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、または建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
3戸の開発行為 <b>届出必要</b> 	3戸の建築行為 <b>届出必要</b> 
1,300㎡ 1戸の開発行為 <b>届出必要</b> 	3戸の住宅への改築 <b>届出必要</b> 
800㎡ 2戸の開発行為 <b>届出不要</b> 	1戸の建築行為 <b>届出不要</b> 

### 届出への対応

<b>STEP 1</b> 居住誘導区域内への居住の誘導の妨げとならないと判断した場合	・届出した者に対して、必要な場合には当該区域内における居住の誘導のための施策に関する情報提供を行う
<b>STEP 2</b> 居住誘導区域内への居住の誘導に対し、何らかの支障が生じると判断した場合	・開発行為等の規模を縮小するよう調整 ・当該開発区域が含まれる居住誘導区域外の区域のうち、別の区域において行うよう調整 ・居住誘導区域内において行うように調整 ・開発行為等自体を中止するよう調整 等
<b>STEP 3</b> 上記の調整が不調に終わった場合	・勧告（都市再生特別措置法第88条第3項） ・開発規模の縮小 ・居住誘導区域内への立地 等 ・必要な場合、居住誘導区域内の土地の取得について斡旋等を行うよう努める（都市再生特別措置法第88条第4項）

引用：立地適正化計画の手引き【基本編】（国土交通省）

## 第6章 防災指針

### 1 策定の背景・目的

近年、台風をはじめ局地的な豪雨による水害や土砂災害が発生し、全国各地で甚大な被害が生じています。このような中、国は令和2（2020）年9月に都市再生特別措置法を改正し、立地適正化計画に防災指針を定めることとしました。

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となるまちの防災に関する機能の確保を図るための指針です。本町においても、大規模な豪雨災害などに備え、安全・安心なまちづくりを更に推進するため、災害リスクを踏まえた課題を抽出し、都市の防災に関する機能の確保のための方針を定めるとともに、この方針に基づく具体的な取組を位置づけます。

### 2 災害ハザードの整理

本町の災害リスクは、水害、土砂災害等があります。本項では、以下の災害リスクの把握で使用する情報を整理します。

#### ■災害リスクの情報

災害リスクの情報	出典
<b>1-1 水害</b>	
（1）洪水浸水想定区域（計画規模）	庁内資料
（2）洪水浸水想定区域（想定最大規模）	庁内資料
（3）浸水継続時間（想定最大規模）	庁内資料
（4）家屋倒壊氾濫想定区域（想定最大規模）（氾濫流、河岸侵食）	庁内資料
<b>1-2 土砂災害</b>	
（1）土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	庁内資料
（2）急傾斜地崩壊危険区域	国土数値情報
砂防指定地・地すべり防止区域	指定なし

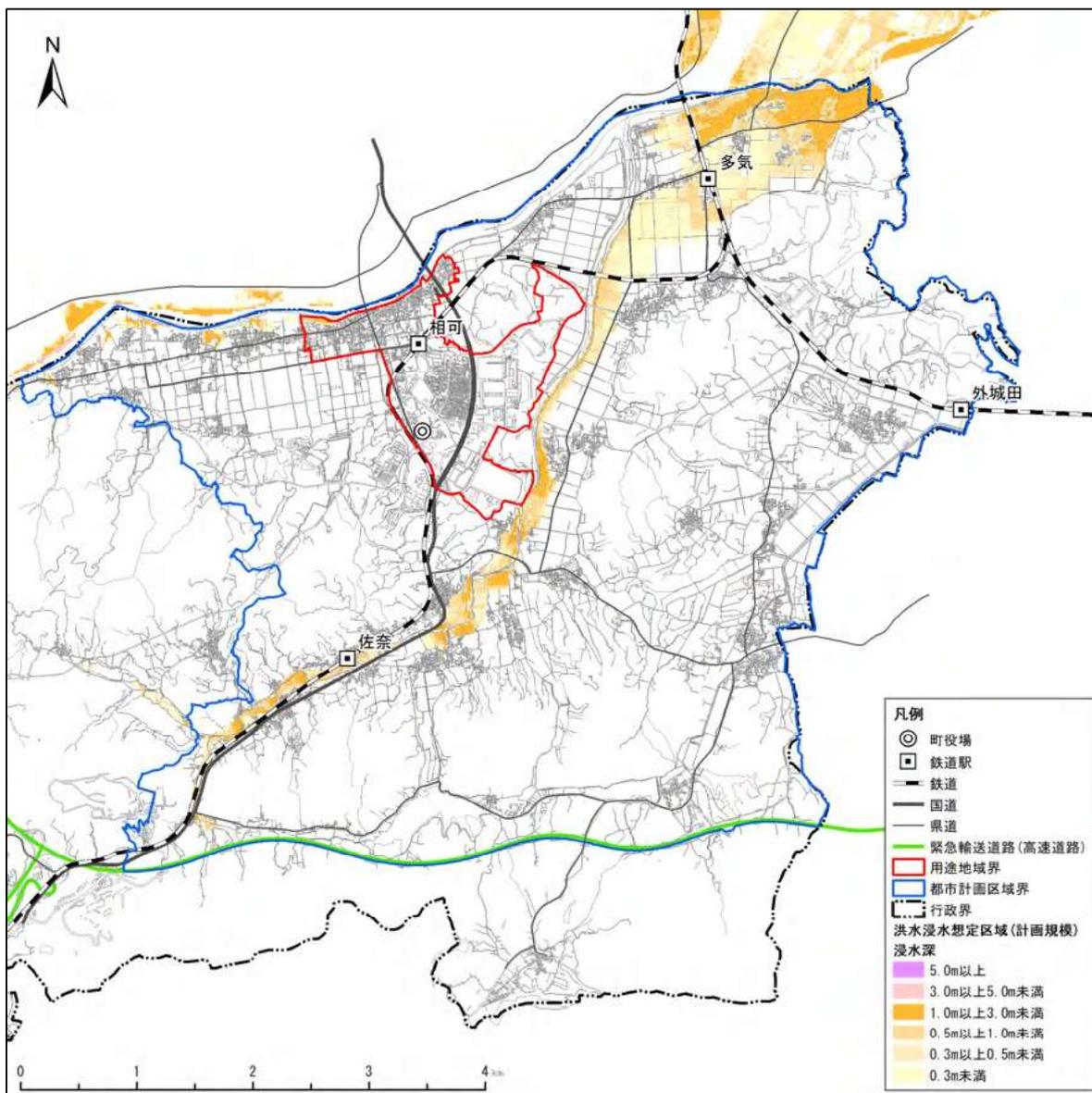
## 1-1 水害

### (1) 浸水想定区域（計画規模）

浸水想定区域（計画規模）は、洪水防御に関する計画の基本となる、概ね100年に1回の降雨における浸水想定を示したものです。

都市計画区域内は3.0m未満の浸水想定が見られますが、用途地域内では、ほとんど浸水想定は見られません。

洪水浸水想定区域（計画規模）

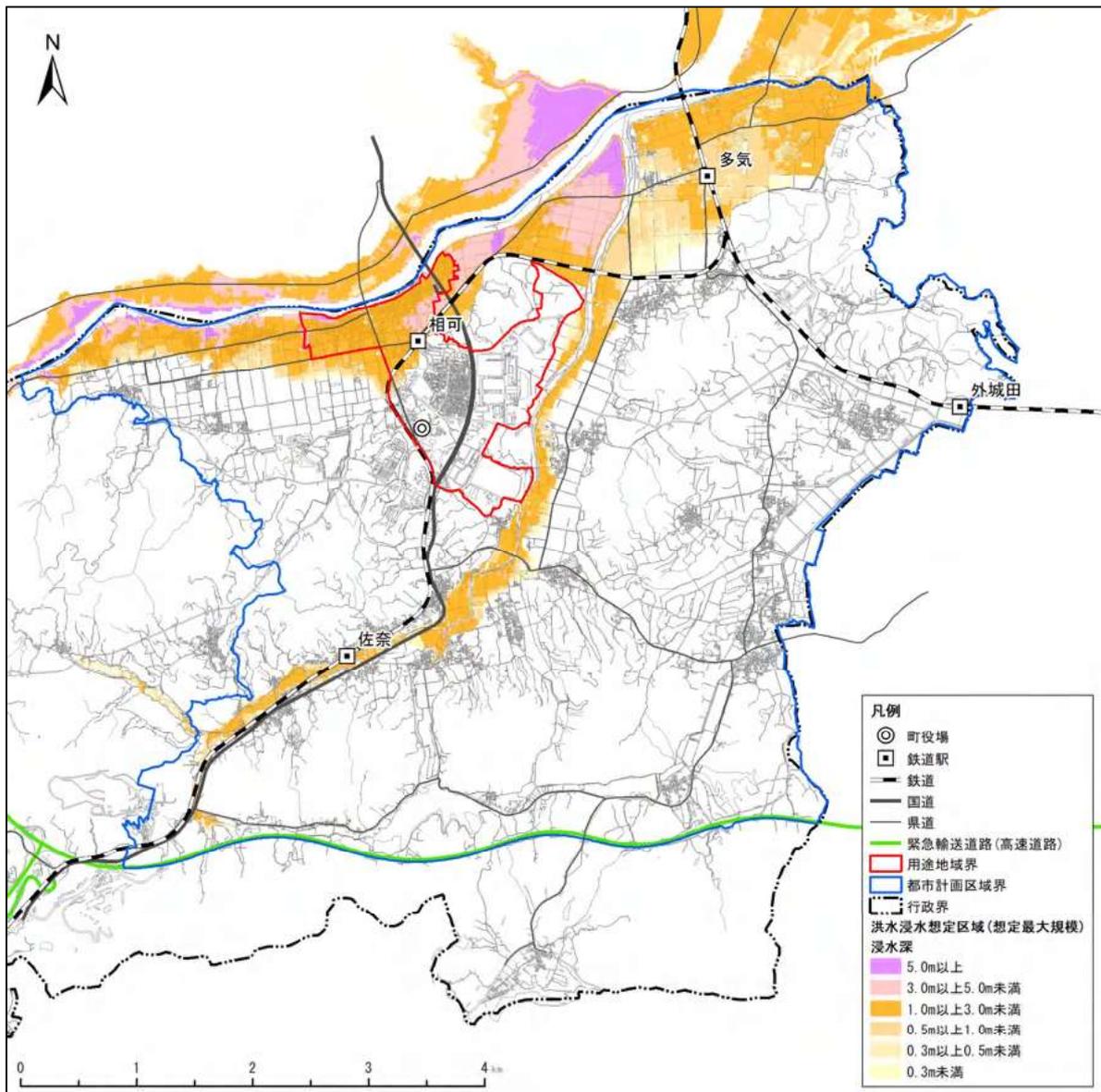


## (2) 浸水想定区域（想定最大規模）

浸水想定区域（想定最大規模）は、想定し得る最大規模の降雨における浸水想定を示したものです。

都市計画区域、用途地域北側に広く浸水想定が見られます。

洪水浸水想定区域（想定最大規模）

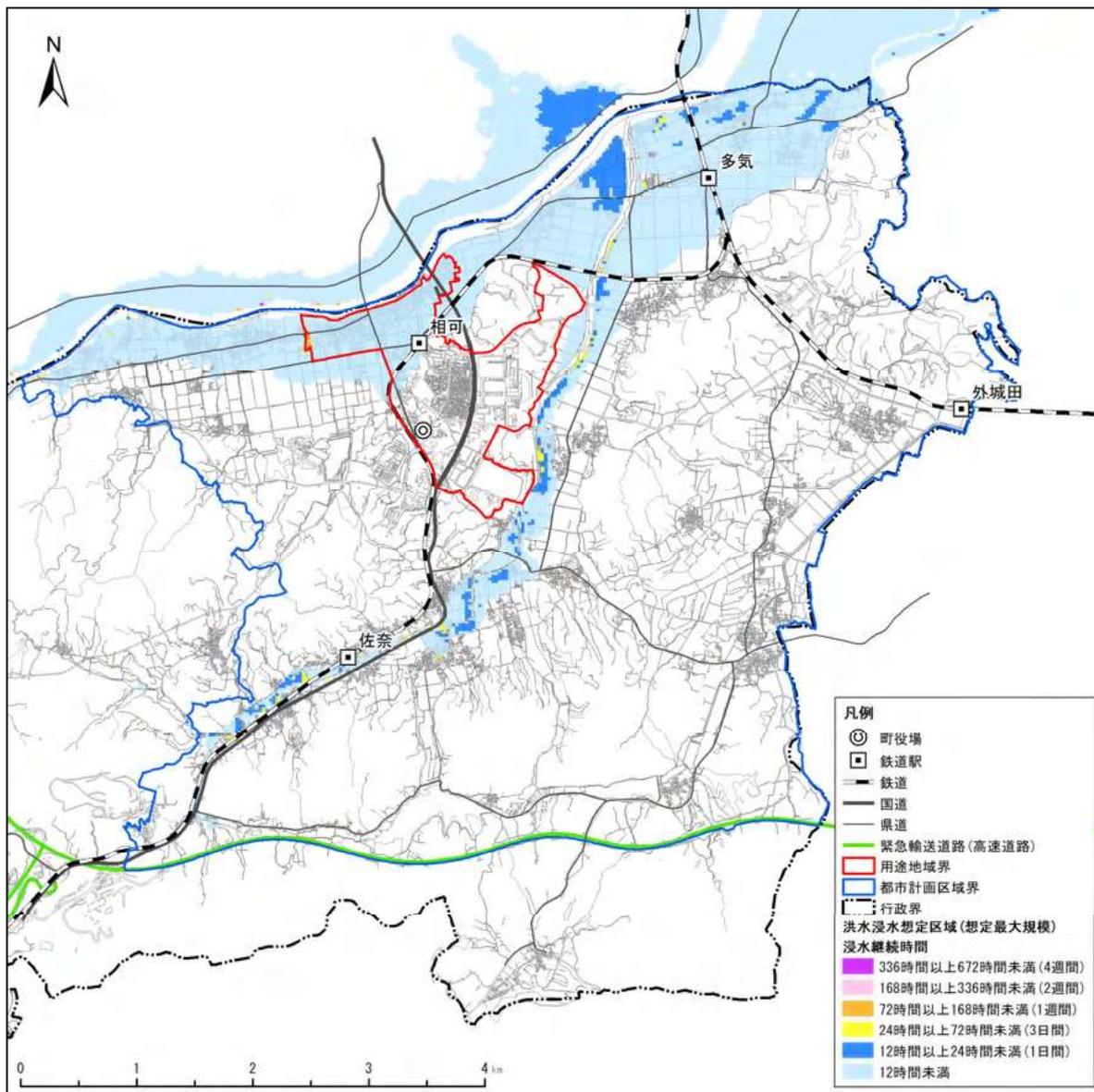


### (3) 浸水継続時間（想定最大規模）

浸水継続時間とは、想定し得る最大規模の降雨における浸水継続時間を示したものです。

都市計画区域内では一部を除き、主に浸水継続時間が 24 時間未満となっています。

浸水継続時間（想定最大規模）

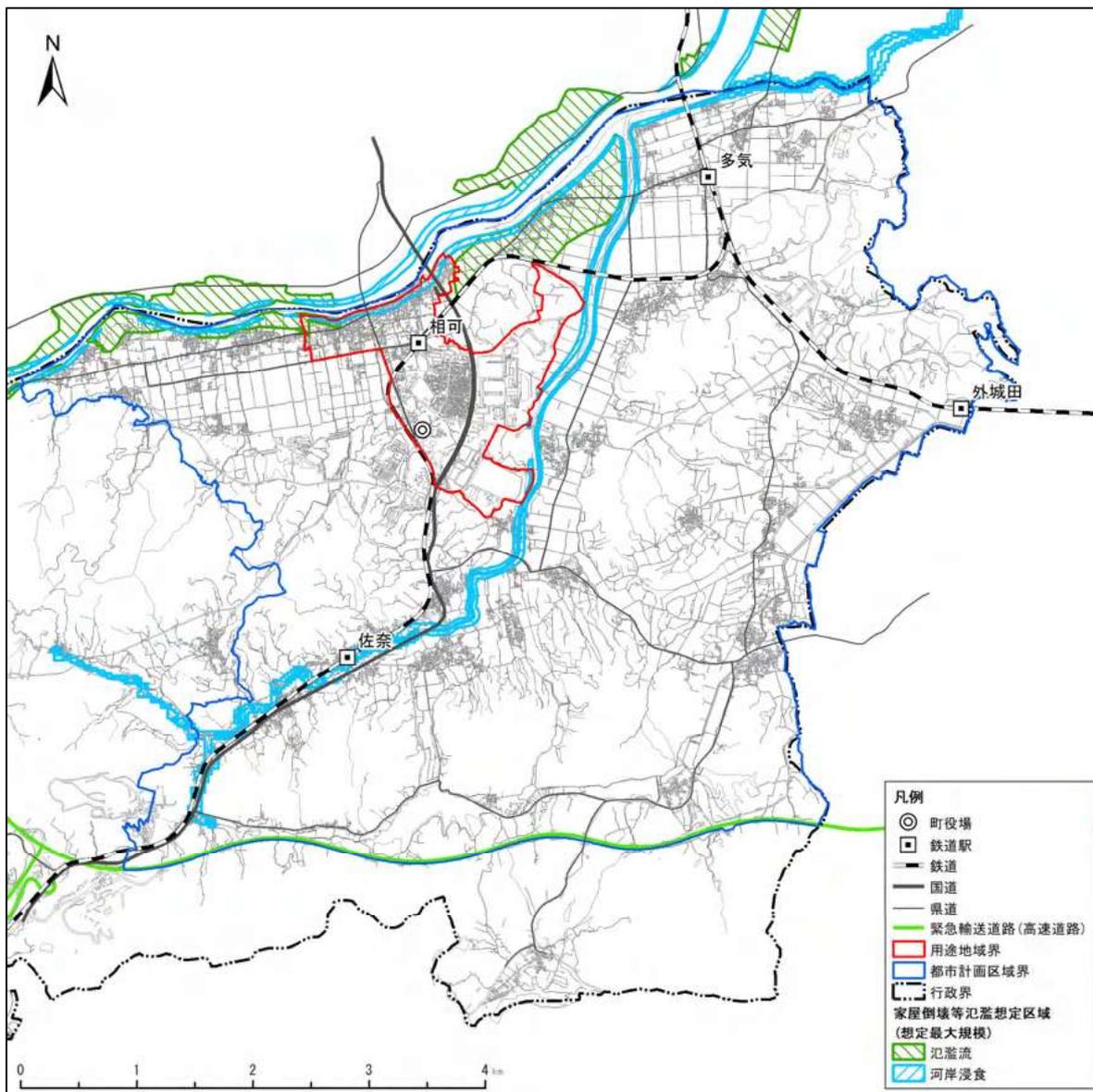


#### (4) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流・河岸侵食、想定最大規模）

家屋倒壊等氾濫想定区域とは、想定し得る最大規模の降雨において、河川の氾濫流や河岸侵食により家屋倒壊などのおそれがある区域を示したものです。

都市計画区域北部の区域境界付近で家屋倒壊等氾濫想定区域が見られ、用途地域にも一部見られます。

家屋倒壊等氾濫想定区域(想定最大規模)

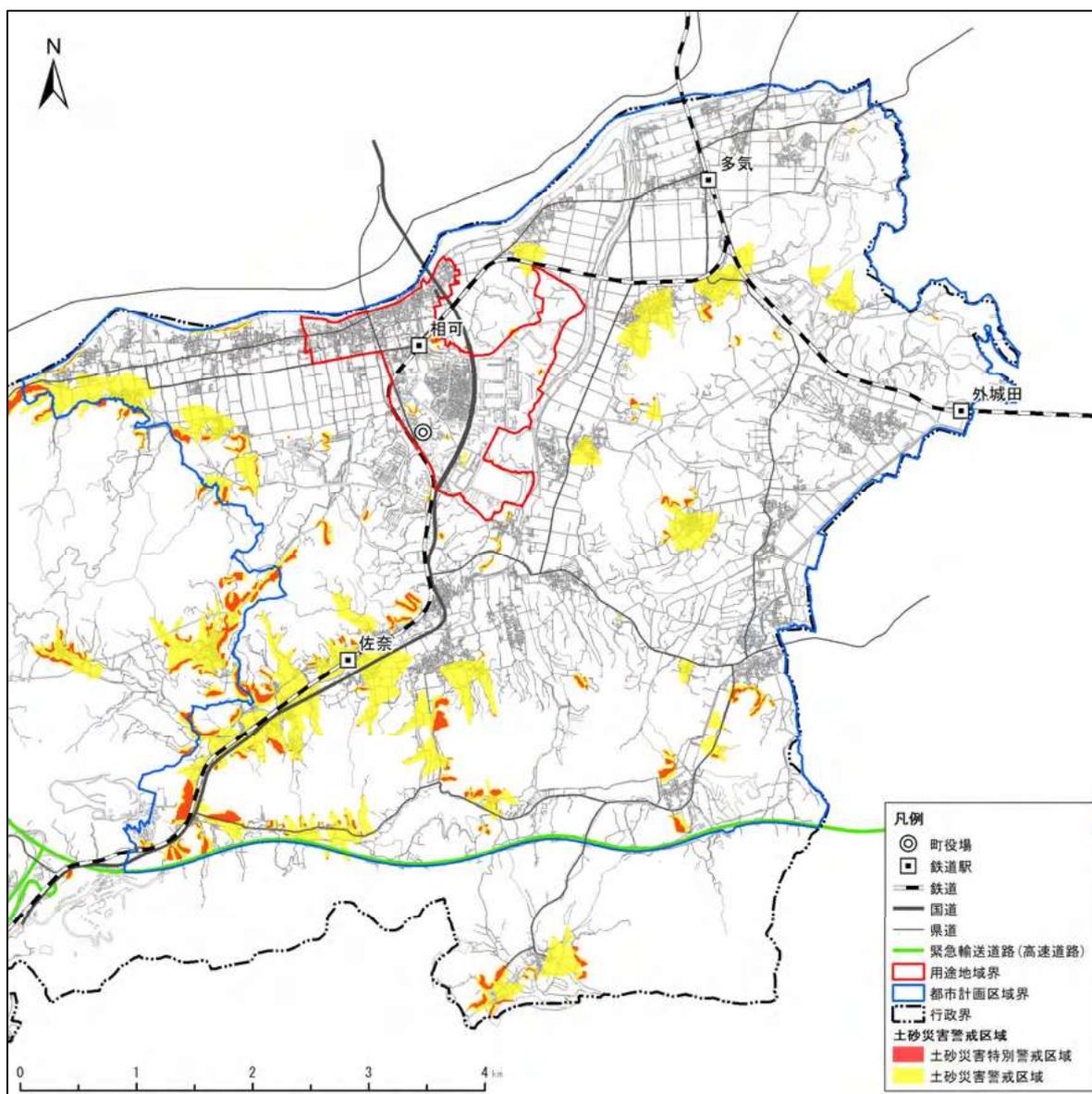


## 1-2 土砂災害

### (1) 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

都市計画区域内各所で、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域が見られます。指定されている区域は、主に用途地域外となっています。

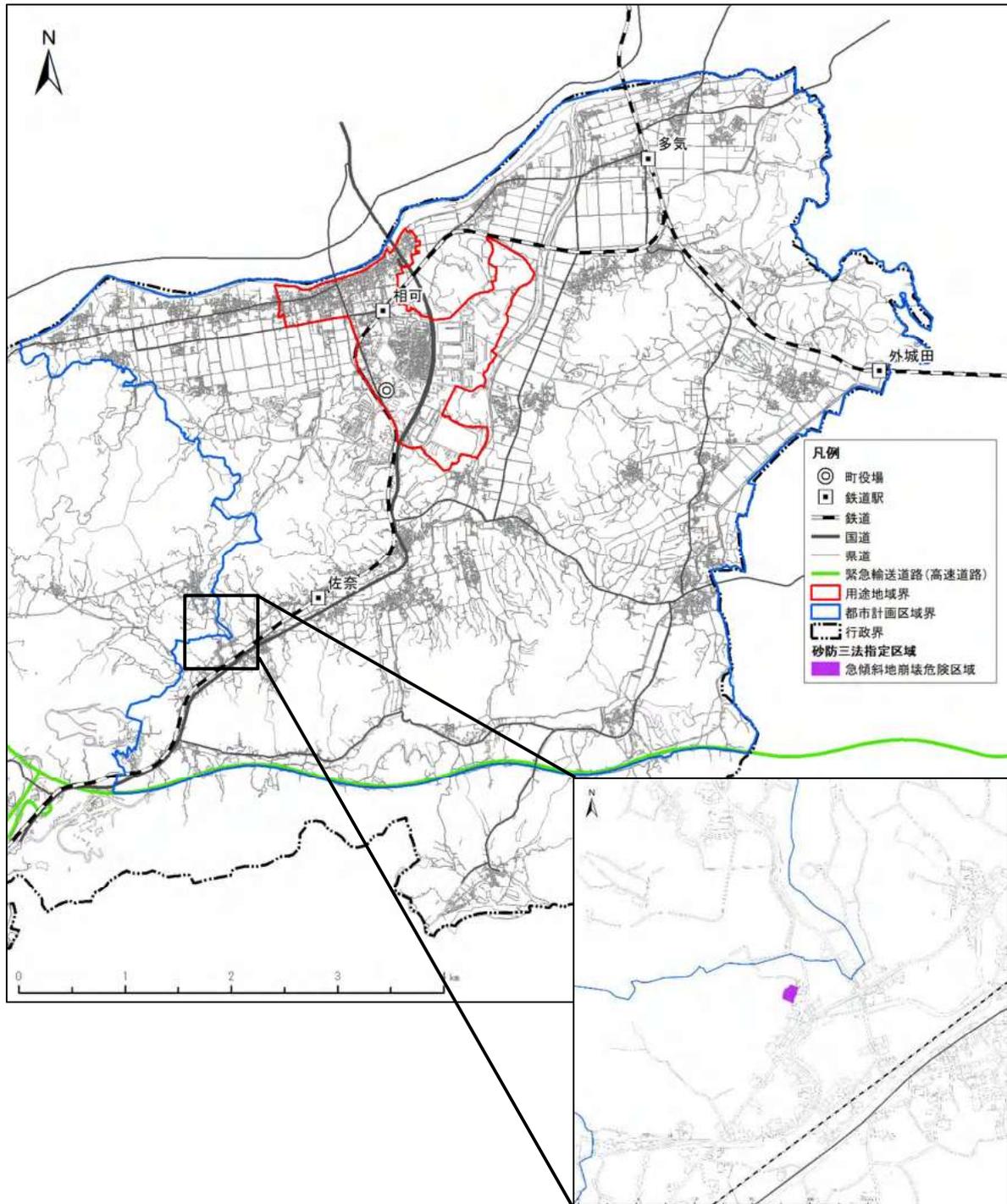
土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域



## (2) 急傾斜地崩壊危険区域

都市計画区域南西部に一部急傾斜地崩壊危険区域が見られます。用途地域には見られません。

急傾斜地崩壊危険区域



### 3 災害リスクの分析及び防災上の課題の整理

本町の災害リスクは、洪水、土砂災害等があります。各種情報を重ね合わせ、都市計画区域内を対象とし、分析を実施します。分析内容は以下の通りです。

ハザード情報	重ねる情報	分析の視点
洪水浸水深 (計画規模、想定最大規模)	建物階数 (用途地域のみ)	浸水時の垂直避難の可否※1を確認
	避難所	浸水時の避難所の利用の可否を確認
	道路網 緊急輸送道路 避難所 500m圏域	浸水時の避難路の利用の可否を確認
洪水浸水継続時間	要配慮者施設※2	浸水時の施設の継続利用※3の可否を確認
家屋倒壊等氾濫想定区域 (河岸侵食、氾濫流)	木造建物 (用途地域のみ)	氾濫流等により倒壊のおそれがある木造建物の分布を確認
土砂災害警戒区域	道路網	道路の寸断による集落の孤立がないかを確認
	建物	区域内に建物が立地していないかを確認
—	人口分布 避難所 500m圏	避難所から徒歩圏(500m)外に人口が集中している地区がないか確認

※1 垂直避難の可否

「水害ハザードマップ作成の手引き」(令和5年5月 国土交通省)の浸水深と人的被害のリスクの考え方を基に、垂直避難の可否を以下のように設定します。

【洪水浸水】

浸水深 0.5m～3m	1階建ての建築物は、垂直避難困難。(2階床下に相当)
浸水深 3m～5m	2階建て以下の建築物は、垂直避難困難。(一般的な家屋の2階が水没する深さ)
浸水深 5m以上	全ての建築物は、垂直避難困難。

※2：要配慮者施設

避難に時間や支援を要する「要配慮者」が日常的に利用する以下の施設。

- ・医療施設、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、子育て支援施設、教育施設

※3：施設の継続利用

「水害の被害指標分析の手引(H25 試行版)」(平成25年7月 国土交通省)によると、各家庭における飲料水や食料等の備蓄は、3日分以内の家庭が多いものと推察され、3日以上孤立すると飲料水や食料等が不足し、健康被害の発生や、最悪の場合は生命の危機が生じる恐れがあるとされていることから、施設の継続利用の可否を以下のように設定します。

浸水継続時間 3日以内	施設の継続利用が可能。
浸水継続時間 3日以上	施設の継続利用不可。

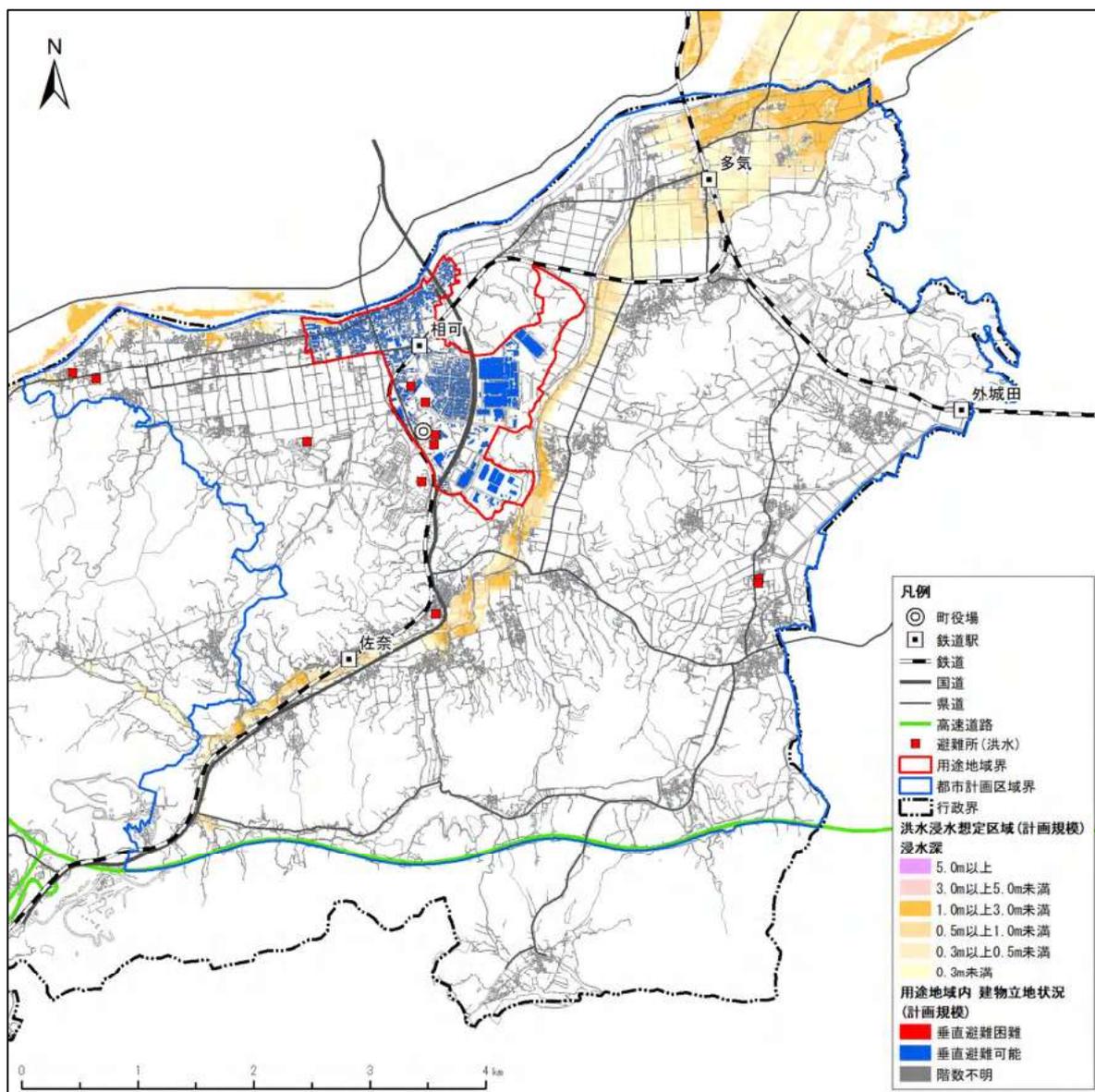
## 2-1 分析結果

### (1) 洪水浸水深(計画規模)×(建物+避難所)

都市計画区域内の避難所が位置する場所での浸水は見られません。

また、用途地域内での浸水による垂直避難可否を見ると、垂直避難が困難な建物は見られません。

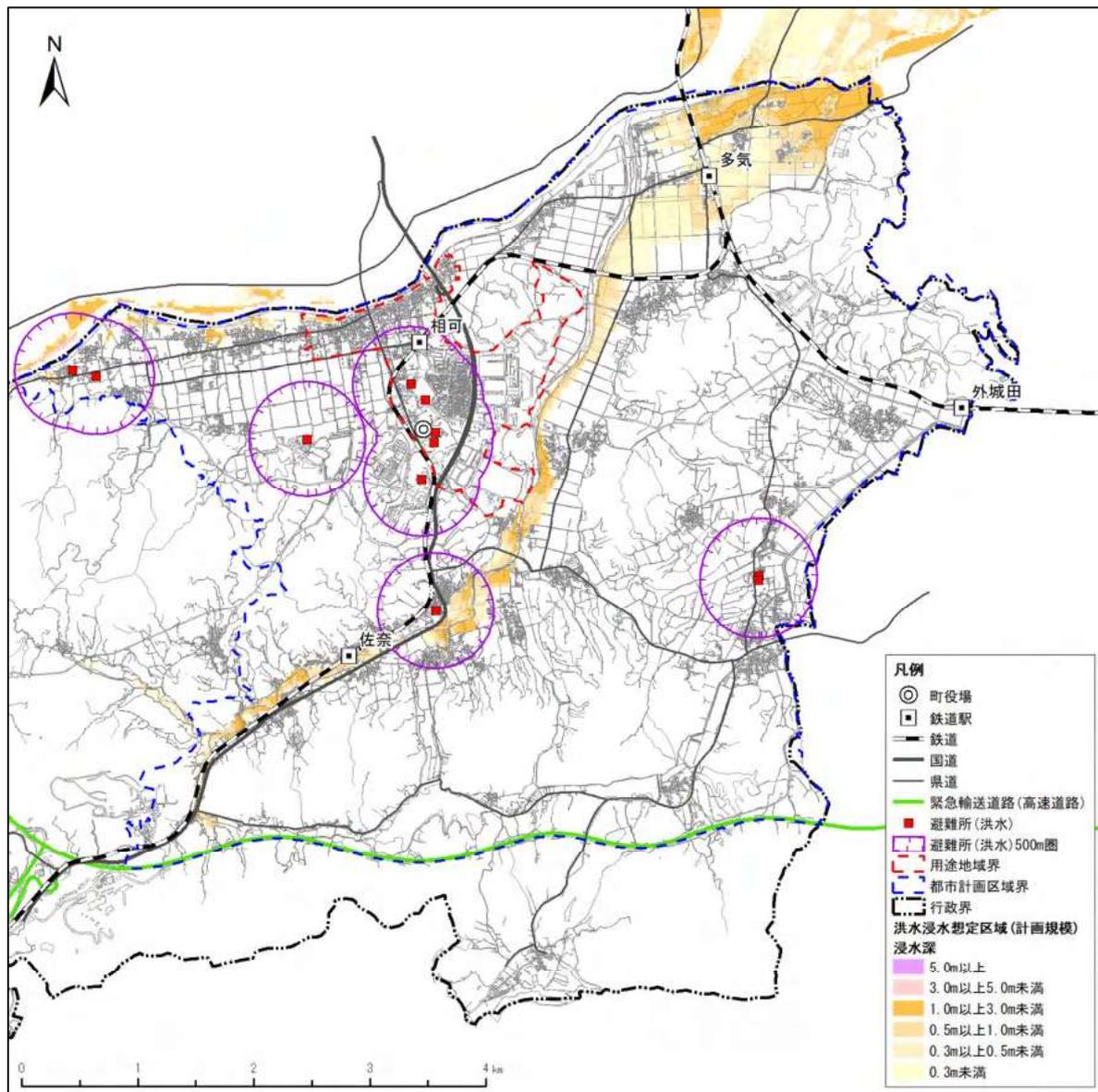
洪水浸水深(計画規模)×(建物+避難所)



(2) 洪水浸水深(計画規模)×(道路網+緊急避難道路+避難所 500m 圏)

都市計画区域内で避難路(避難所までの道路)を浸水している地区は見られません。

洪水浸水深(計画規模)×(道路網+緊急避難道路+避難所 500m 圏)

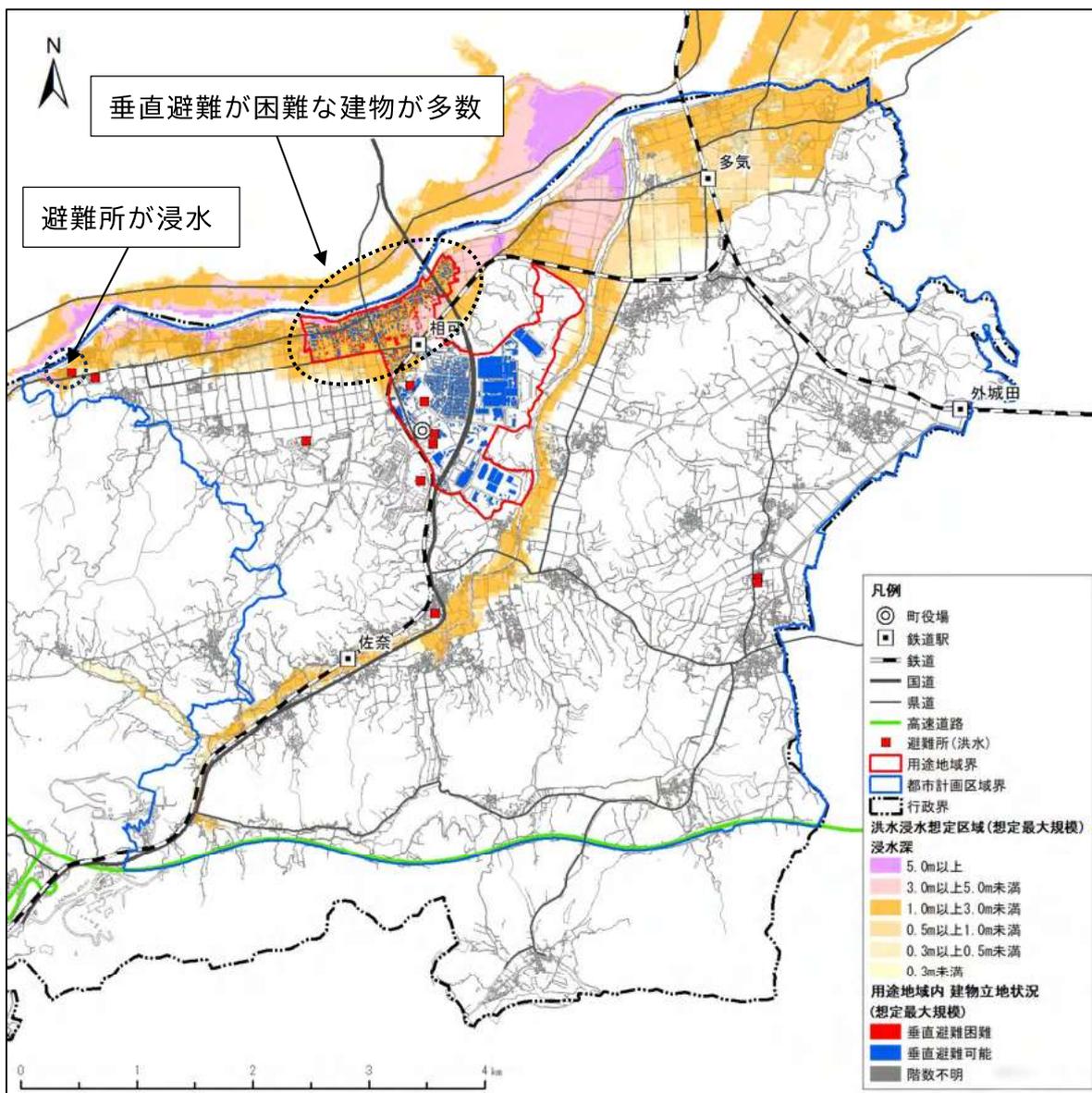


(3) 洪水浸水深(想定最大規模)×(建物+避難所+要配慮者施設)

都市計画区域西部の避難所に1.0m以上3.0m未満の浸水深が見られます。

用途地域内では、相可駅北部付近で垂直避難が困難な建物が多数立地する地区が見られます。

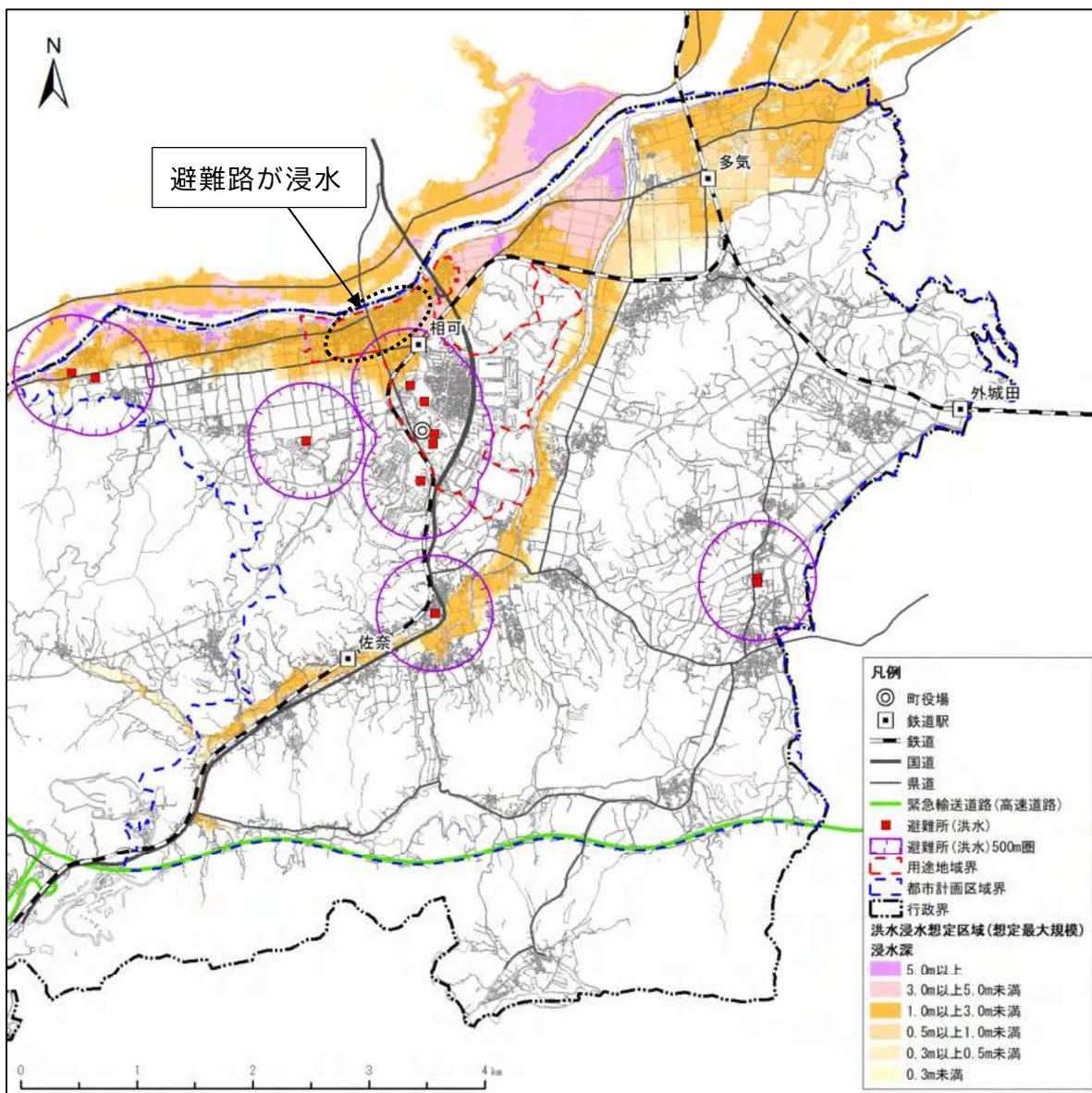
洪水浸水深(想定最大規模)×(建物+避難所+要配慮者施設)



(4) 洪水浸水深(想定最大規模)×(道路網+緊急避難道路+避難所 500m 圏)

相可駅付近の道路が 1.0m 以上 3.0m 未満の浸水深となっているため、相可駅北部の住宅街から、町役場付近の避難所に向かう避難路の利用が困難になることが予想されます。

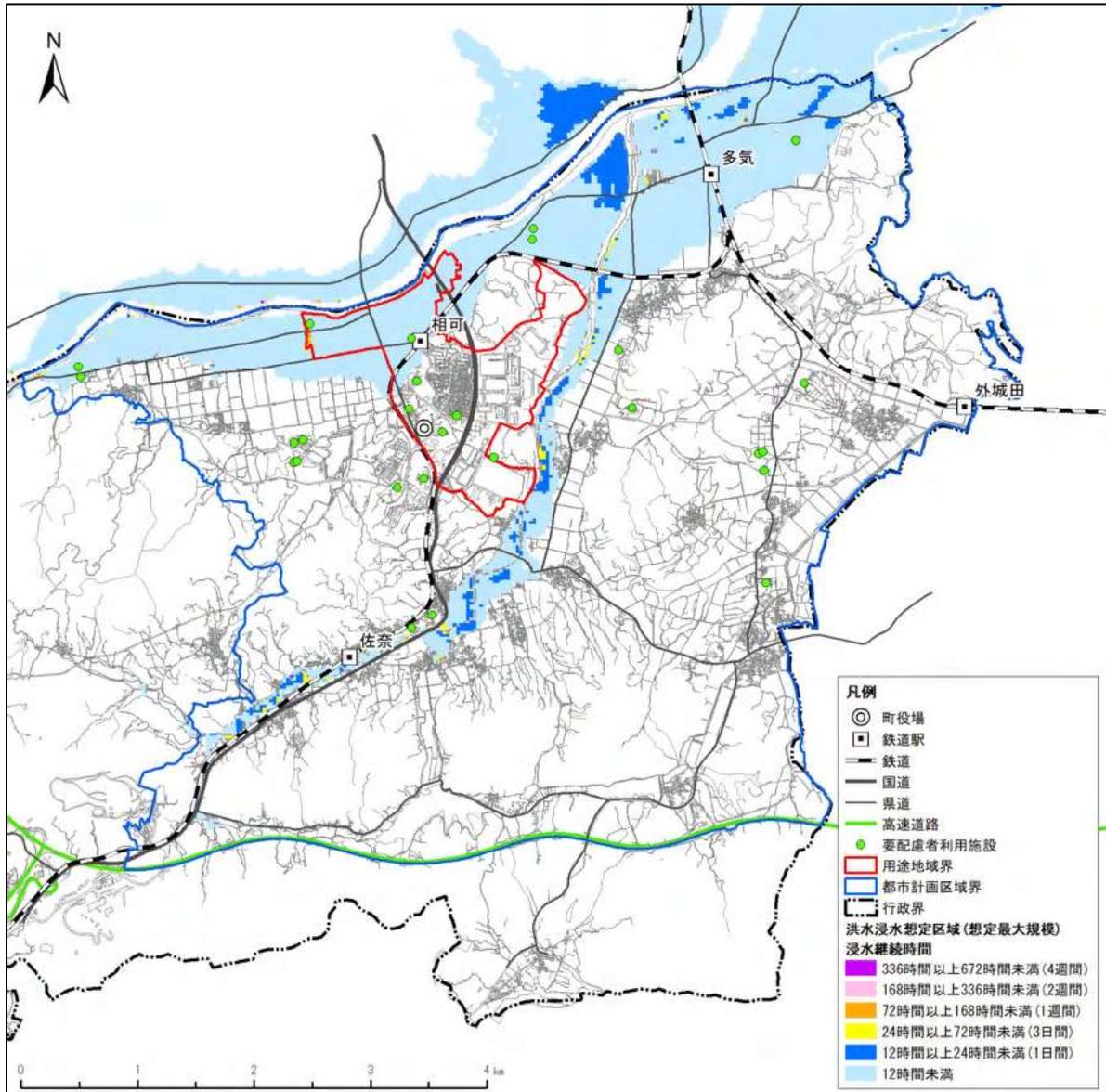
洪水浸水深(想定最大規模)×(道路網+緊急避難道路+避難所 500m 圏)



### (5) 洪水浸水継続時間(想定最大規模)×要配慮者施設

洪水浸水による、施設の継続利用不可となる要配慮者施設(浸水継続時間3日以上)は、見られません。

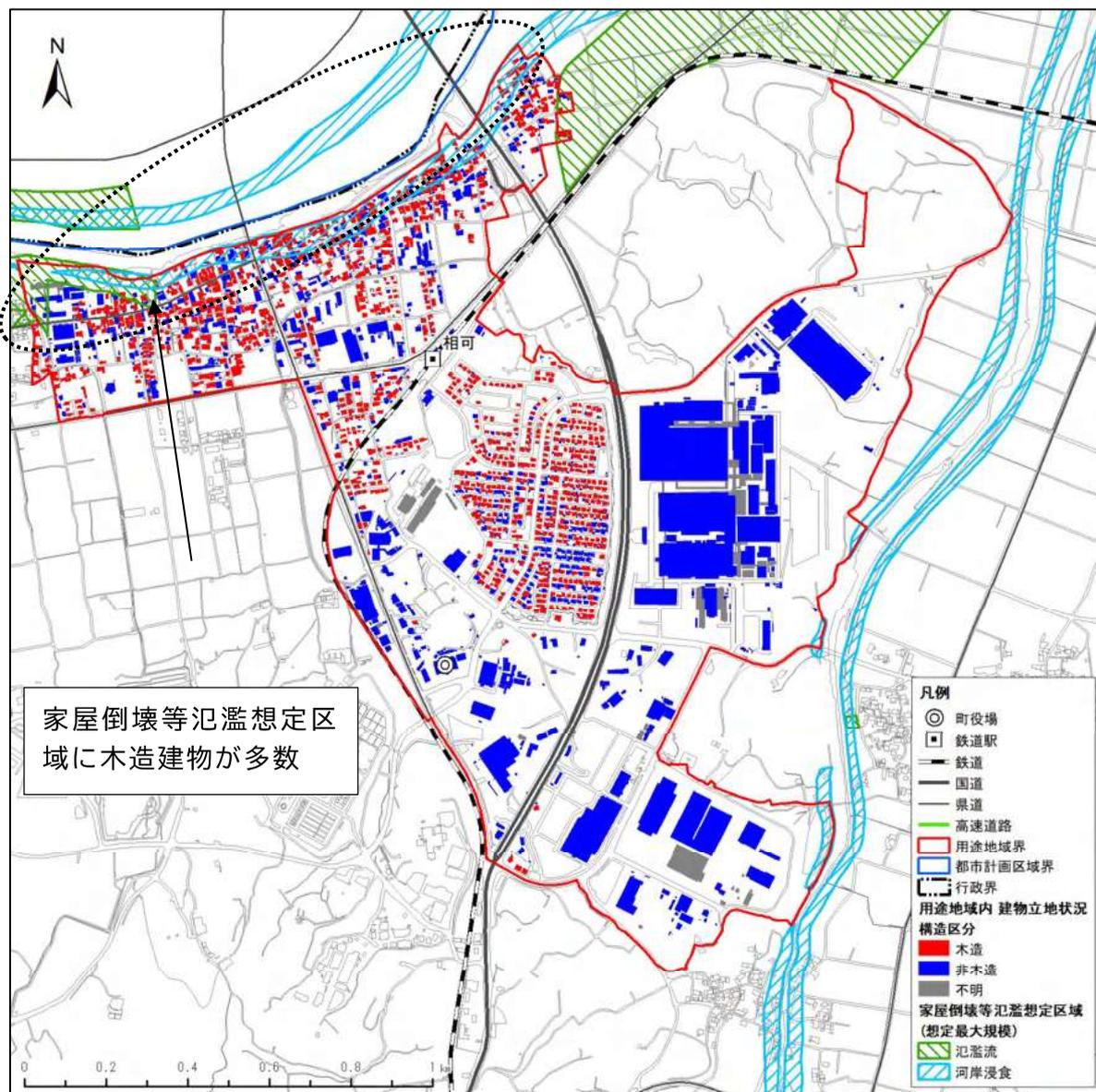
洪水浸水継続時間(想定最大規模)×要配慮者施設



(6) 家屋倒壊等氾濫想定区域×建物

櫛田川沿いの用途地域の北側付近で、家屋倒壊等氾濫想定区域内に、木造建物が見られます。

家屋倒壊等氾濫想定区域×建物

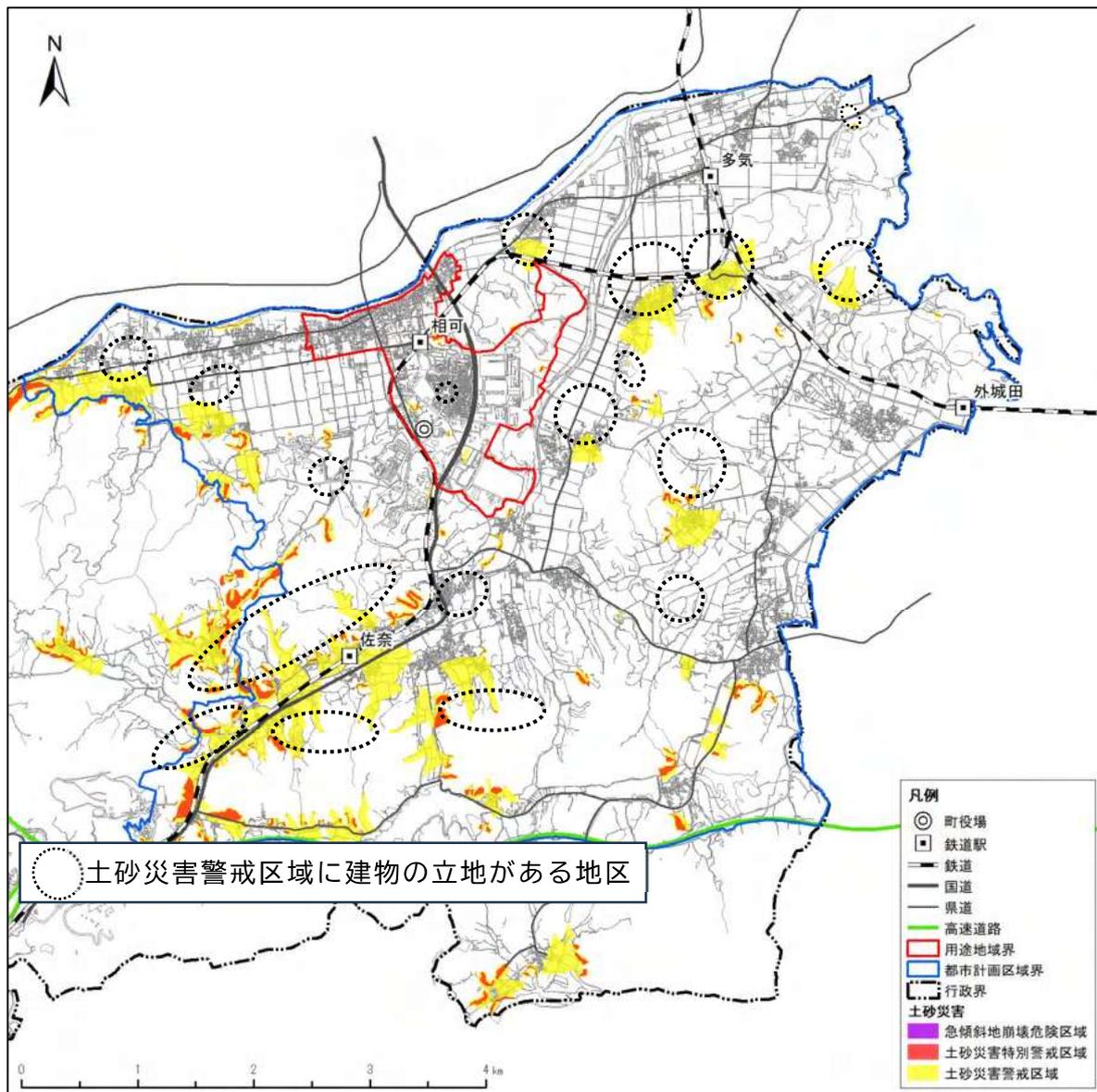


### (7) 土砂災害警戒区域×(道路網+建物)

都市計画区域内各所で土砂災害警戒区域が見られ、区域内に建物が立地する箇所が複数見られます。

また、土砂災害警戒区域にかかる全ての道路が寸断されたとしても、完全に孤立する集落は見られません。

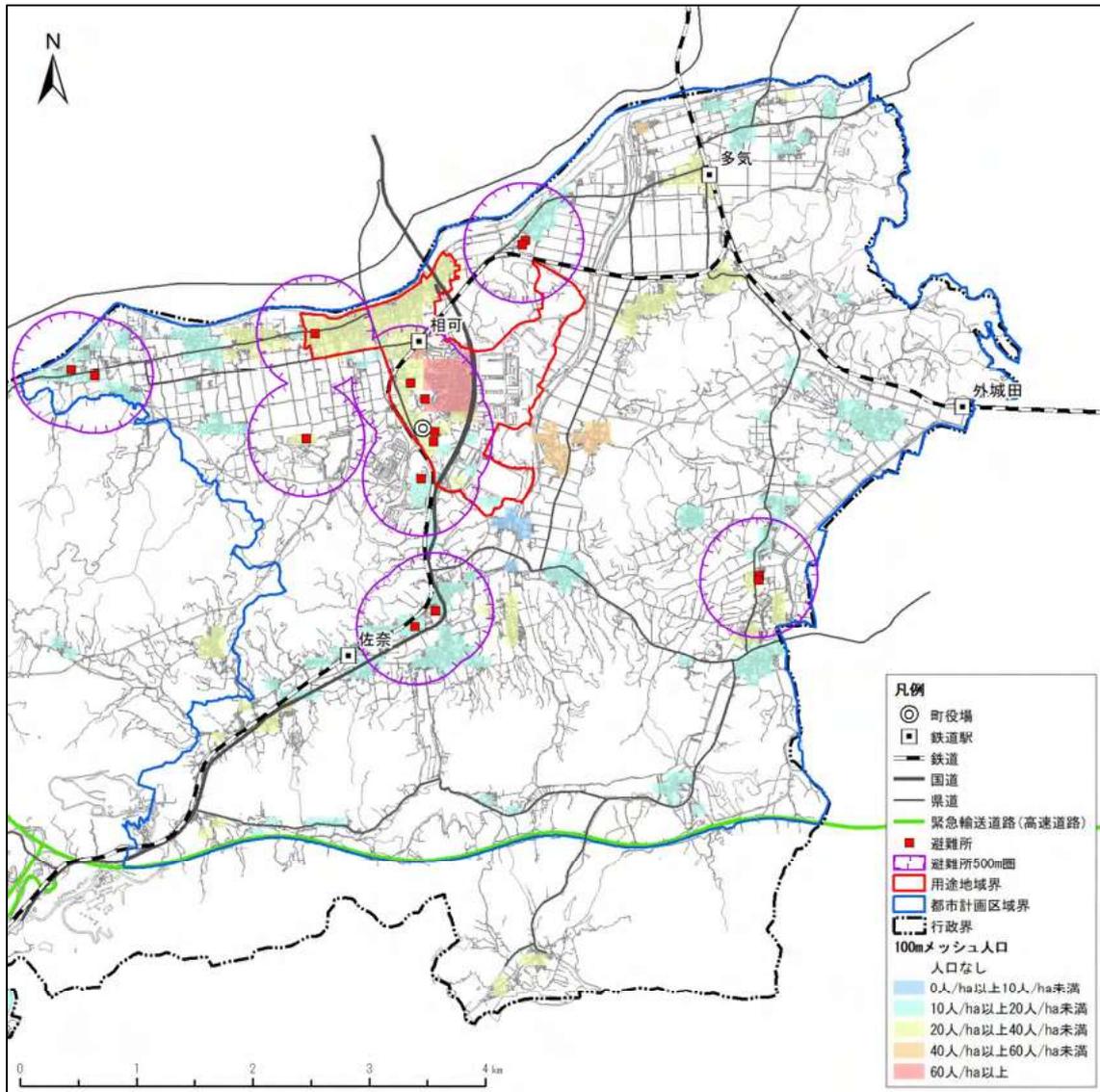
土砂災害警戒区域×(道路網+建物)



### (8) 人口分布×避難所

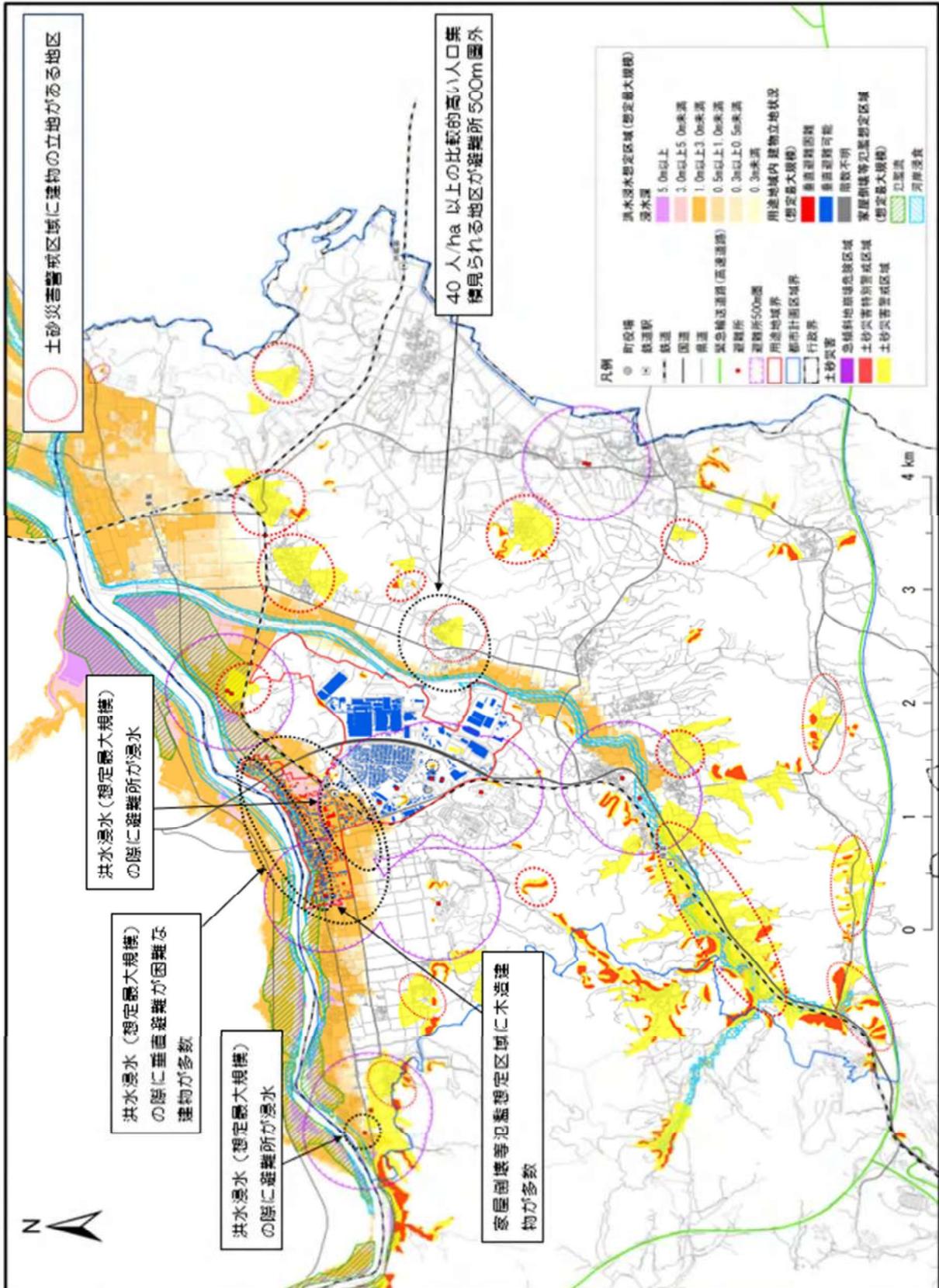
避難所 500m 圏域と人口分布を重ねると、圏域外に人口集積が見られる箇所があります。

人口分布×避難所



(9) 課題地区の整理

分析を実施した結果、課題地区として挙げられる地区を以下にまとめます。



## 4 防災まちづくりの取組方針

本計画における立地適正化に向けたまちづくりの方針や防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの取組方針を設定します。

### 取組方針

#### 1

### 災害をできるだけ防ぐ・減らすためのハード・ソフト対策の実施

水害・土砂災害による災害リスクを抱える本町において、対象となる災害ができるだけ起きないように取組をハード・ソフトの両面から進めます。

#### 【取組内容】

- ①地域防災力の向上
- ②災害リスクに関する情報発信、避難体制の充実・強化
- ③国・県との協働による治水対策の実施
- ④土砂災害対策の実施

### 取組方針

#### 2

### 被害対象を減少させるための対策の実施

災害対策を進めていくことと合わせ、被害の対象となる住居等が少なくなるよう、新たに建物を建築する際の土地利用規制や災害リスクの高い地区からの居住の誘導など、安全なまちづくりに向けた取組を進めます。

#### 【取組内容】

- ①土地利用規制及び誘導による被害対象の減少

## 5 防災に関する具体的な取組

取組方針を踏まえ、ソフト・ハードの対策に取り組めます。

取組内容		実施主体
<b>取組方針 1 災害をできるだけ防ぐ・減らすためのハード・ソフト対策の実施</b>		
<b>①地域防災力の向上</b>		
町民による自発的な防災活動の促進	・ 地区防災計画制度の普及・啓発等により、町民の自発的な防災活動に関する計画の策定を促進します。	町
	・ 身を守る行動の取り方等について、学校や職場、地域の自主防災組織等を通じ、継続的な防災訓練や防災教育等を推進するとともに、自発的な防災活動を促進します。	町
合同訓練等の実施	・ 住民参加による防災力の向上及び防災関係機関等相互の連携を強化するとともに、地域課題や重点的に取り組むべき課題に応じた実践的な訓練を実施し、災害対応機関等の対応力向上を図ります。	町
コミュニティ力の強化	・ 地域づくりやコミュニティ力を強化するための取組として、ハザードマップの作成、防災訓練等、防災の取組を充実させ、関係機関が連携しながら支援します。	町
自主防災組織の結成・活動支援	・ 災害による被害の予防・軽減活動や応急対応を地域で行えるようにするため、自主防災組織の結成や活動の支援を行います。	町
要配慮者利用施設等の避難保計画の作成促進	・ 避難行動要支援者等の円滑かつ迅速な避難を図るため、避難行動要支援者名簿の更新及び支援者等への情報提供や個別避難計画の作成支援等を行います。	町
防災教育・人材育成	・ 防災講座や訓練等での指導・補助など、防災・減災につながる活動を行います。	町
<b>②災害リスクに関する情報発信、避難体制の充実・強化</b>		
情報収集手段及び情報提供手段の多様化・確実化	・ 災害発生時に被災地の情報を迅速かつ確実に収集するため、非常時の通信手段となる防災行政無線を適正に維持管理します。	町
	・ 町民の迅速な避難行動を促すため、メールやSNSなど、情報提供手段の多重化、情報提供サービスの普及促進に取り組めます。	町
ハザードマップによるリスクの事前周知	・ 洪水時等の避難を円滑かつ迅速に行うため、洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップ等を作成・更新し、住民に対し事前にリスクを周知します。	町
危険情報の入手手段の周知	・ 町民の自主的な避難につなげるため、水害や土砂災害に関する危険情報の入手手段等を周知します。	町
危機管理型水位計・監視カメラの設置・増設	・ 堤防の高さや川幅などから相対的に氾濫が発生しやすい箇所などの危険度をダイレクトに把握し、櫛田川や佐奈川の氾濫等による被害軽減を図るため、監視カメラ等を設置します。	国・県・町

取組内容		実施主体
<b>取組方針 1 災害をできるだけ防ぐ・減らすためのハード・ソフト対策の実施</b>		
<b>③災害対策に関する体制の構築・強化</b>		
災害対策本部における体制の確保・強化	・多気町災害時配備体制について訓練等を通して検証を行い、施設等の倒壊による人的被害を最小限に抑えるため、救助機関と連携した対策を迅速かつ確実に行うことができるよう、災害対策本部における体制の確保・強化を図ります。	町
広域的な連携体制の構築	・防災関係機関との連携強化を推進することにより、大規模災害時の応急体制の充実を図るとともに、国や県、近隣市町との訓練を通じて、応援・受援などの連携強化を図ります。	町
職員の人材育成	・「防災の日常化」に取り組む職員の育成をめざして、災害に関する豊富な知識と適切な判断力を身につけ、高い防災意識を有することができるよう防災研修を実施するとともに、災害時に迅速な対応が行えるよう訓練を実施します。	町
<b>④水害対策の実施</b>		
総合的な治水対策の実施	・「水防災意識社会の再構築」に向けて、引き続きソフト・ハード対策を一体的・計画的に進めるとともに、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」を推進します。	国・県・町
河川の整備	・河道掘削や堤防、護岸等の整備・機能強化等の対策等を進めます。	国・県・町
	・市街地内を南北に流れる相可川について、大雨による浸水被害を軽減できるよう、河川改修を推進します。	町
河川・砂防施設の点検と対策	・河川・砂防施設を常時良好な状態に保つために、施設の点検を行い、施設の異常に対して対策措置を講じます。	国・県・町
<b>⑤土砂災害対策の実施</b>		
土砂災害防止施設の整備	・土砂災害が発生した場合には、人家への被害のみならず、要配慮者利用施設、避難路、避難所となる公共施設や重要交通網の機能が損なわれるおそれがあるため、砂防設備等の土砂災害防止施設の整備を推進します。	県・町
先進技術の活用	・砂災害発生後の再度災害防止対策の実施や、大規模地震発生後の計画避難体制の構築及び迅速な復旧に向け、先進技術の活用を図ります。	県・町
透過型砂防堰堤等の整備	・近年の土砂災害発生状況を踏まえ、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を推進します。	県・町

取組内容		実施主体
<b>取組方針 1 災害をできるだけ防ぐ・減らすためのハード・ソフト対策の実施</b>		
<b>⑥被害を最小限に抑えるための対策の実施</b>		
避難路等の整備	・町の避難計画に基づき、避難路等の整備に向けた支援を行います。	町
	・避難時に自動車を用いることができない者は、徒歩等で避難することを前提に、避難経路や移動経路の整備を行います。	町
電線地中化の推進	・住宅地内を東西につなぐ主要な生活道路である町道相可三足田線及び町道相可荒蒔線について、地震時の電柱倒壊を防ぐなどの防災性の強化のため、電線地中化を推進します。	町
緊急輸送道路機能の確保	・国や県、建設企業と連携した迅速な道路啓開の態勢整備を推進するとともに資材を備蓄する道路啓開基地の整備、代替路確保が困難な箇所の道路構造強化を進めます。	国・県 ・町
	・防災拠点や避難所の整備・指定状況、物資等集積拠点の整備・指定状況、県の緊急輸送道路の指定状況等に鑑み、適切な見直しを図ります。	県・町
拠点となる指定避難所の機能強化支援等	・災害時の拠点となる指定避難所の機能強化を推進します。	町
統合小学校の防災機能の強化	・統合小学校は、災害時の避難場所としての運用を考慮し、十分な広さの避難スペースや支援物資などの運搬がしやすい経路の確保を図るなど、防災機能の強化を図ります。	町
<b>取組方針 2 被害対象を減少させるための対策の実施</b>		
<b>①土地利用規制</b>		
土砂災害警戒区域等の指定	・土砂災害のおそれのある区域について、町の警戒避難体制の整備支援を強化するため、二巡目以降の基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定します。	県・町
土砂災害警戒区域等での土地利用規制の継続	・災害による被害対象を増やさないため、都市計画法による開発規制及び市街化調整区域における開発行為の許可の基準に関する条例の区域から災害リスクの高い区域を除外する等の土地利用規制を継続します。	町

## 第7章 計画の実現に向けて

### 1 数値目標

誘導施策の実施による都市機能及び居住の誘導、公共交通の充実、防災指針で設定した取組の実施により、立地の適正化に関する方針の達成状況を分析・評価するため、目標値を設定します。

本計画の目標値は、4つの誘導方針ごとに**目標指標**及び**効果指標**を設定し、それらの目標を達成することで得られる効果を測る**評価指標**を設定します。

**目標指標**：誘導施策の進捗管理の目安となる定量的に測る指標

**効果指標**：計画を実行したことで期待される効果を定量的に測る指標

**評価指標**：計画を実施することによる総合的な効果を評価するため指標

方針	指標	計画策定時 R7(2025)	中間目標値 R17(2035)	目標値 R27(2045)
コンパクトで暮らしやすい拠点づくり	【目標指標①】 誘導施設の充足率	83.3% (10/12)	91.7% (11/12)	100% (12/12)
	【効果指標①】 医療施設や福祉施設・福祉サービスの充実度の満足度	42.9%	50%	60%
環境と調和した住み続けられるまちづくり	【目標指標②】 居住誘導区域内の人口密度	29.8人/ha	30人/ha	30人/ha
	【効果指標②】 住宅地の居住環境の満足度	82.0%	85%	90%
災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり	【目標指標③】 防災情報伝達アプリの登録件数	900件/年	4,000件/年	6,000件/年
	【効果指標③】 防災対策の充実度の満足度	59.8%	70%	80%
多様な移動手段によるネットワークの形成	【目標指標④】 公共交通の利用者数	11,036人/年	12,000人/年	13,000人/年
	【効果指標④】 公共交通機関の利便性の満足度	20.4%	25%	30%



つながる力 ふれあう心 共につくる“ええまち”多気町  
～人と地域の魅力をつなぎ、未来へ続く ええまちづくり～

【評価指標①】 多気町に「住み続けたい」と思う人の割合	79.2%	85%	90%
【評価指標②】 町民一人あたりの行政コスト	60.6万円	計画策定時より減少	中間目標値より減少

## 方針1 コンパクトで暮らしやすい拠点づくり

### ●目標指標：誘導施設の充足率（％）

- ・利便性の高い住環境の形成に向け、誘導施設として設定した都市機能施設が充足しているかを確認するための指標として設定する。

計画策定時 R7 (2025)	中間目標値 R17 (2035)	目標値 R27 (2045)
83.3% (10/12)	<b>91.7%</b> (11/12)	<b>100%</b> (12/12)

(考え方)

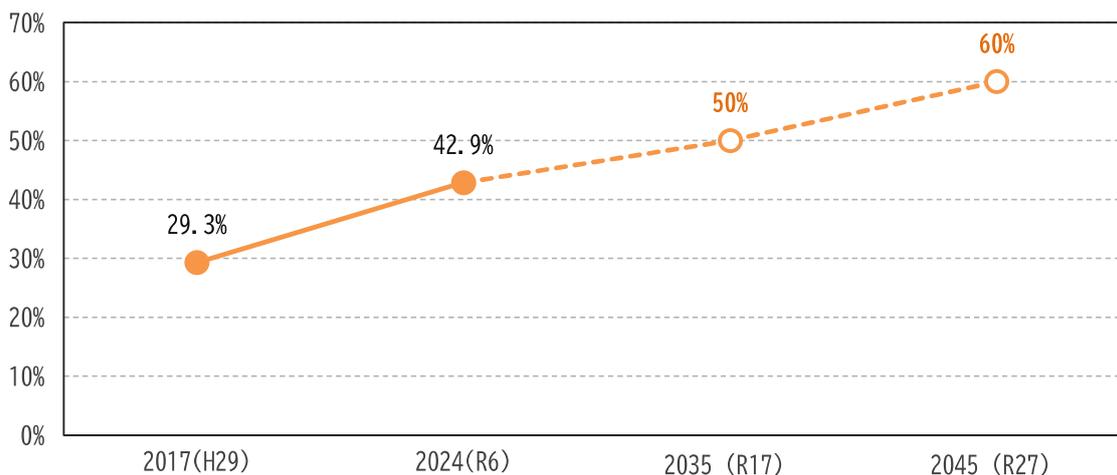
- ・誘導施設に設定した12種別のうち、令和7(2025)年時点で日常サービス誘導区域内の立地件数が0件となっている「高齢者向け住宅」「保育園・幼稚園・こども園等」を誘導し、充足率を向上させること目指す目標値を設定する。



### ●効果指標：医療施設や福祉施設・福祉サービスの充実度の満足度（％）

- ・多気町役場や相可駅周辺に都市機能施設を誘導することで、医療施設や福祉施設・福祉サービスの充実度に対する町民の満足度が上昇する効果が出ることに期待し、指標を設定する。

前計画策定時 H29 (2017)	計画策定時 R6 (2024)	中間目標値 R17 (2035)	目標値 R27 (2045)
29.3%	42.9%	<b>50%</b>	<b>60%</b>



※町民アンケート調査で「満足」「やや満足」と回答した割合

## 方針2 環境と調和した住み続けられるまちづくり

### ●目標指標：居住誘導区域内の人口密度（人/ha）

- ・誘導施策や防災指針による取組を実施することで、居住誘導区域内の人口密度が維持・増加しているかを確認するための指標として設定する。

計画策定時 R7（2025）	中間目標値 R17（2035）	目標値 R27（2045）
29.8 人/ha	30 人/ha	30 人/ha

（考え方）

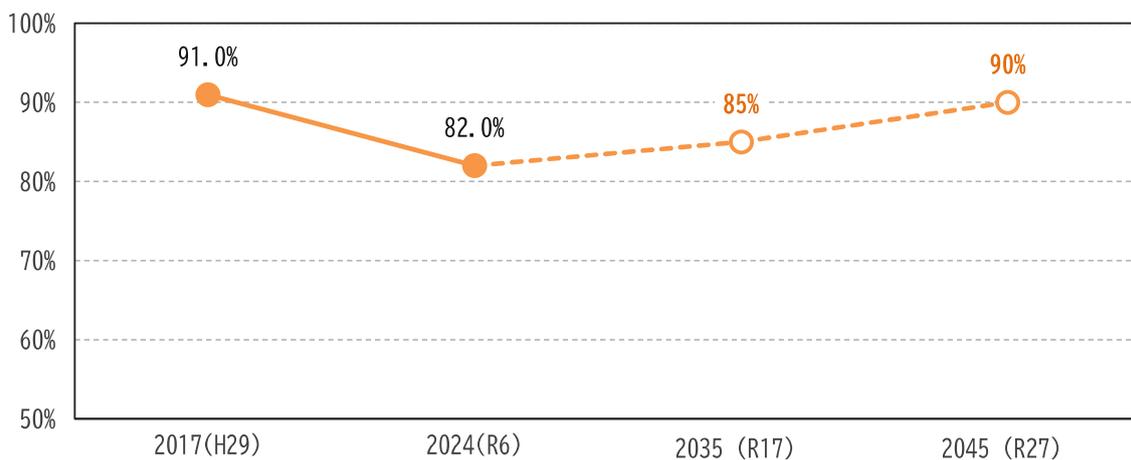
- ・今後も人口減少が進行すると予想されていることを踏まえ、現状の人口密度を維持することを目指す目標値を設定する。



### ●効果指標：住宅地の居住環境の満足度（％）

- ・居住の誘導に係る施策を展開し、利便性が高く良好な居住環境が形成されることで、住宅地の居住環境に対する町民の満足度が上昇する効果が出ることに期待し、指標を設定する。

前計画策定時 H29（2017）	計画策定時 R6（2024）	中間目標値 R17（2035）	目標値 R27（2045）
91.0%	82.0%	85%	90%



※町民アンケート調査で「満足」「やや満足」と回答した割合

### 方針3 災害に強く、安全・安心に暮らせるまちづくり

#### ●目標指標：防災情報伝達アプリの登録件数（件/年）

- ・町民が安全安心に暮らせる住環境の整備に向け、防災情報伝達アプリが活用されているかを確認するための指標として設定する。

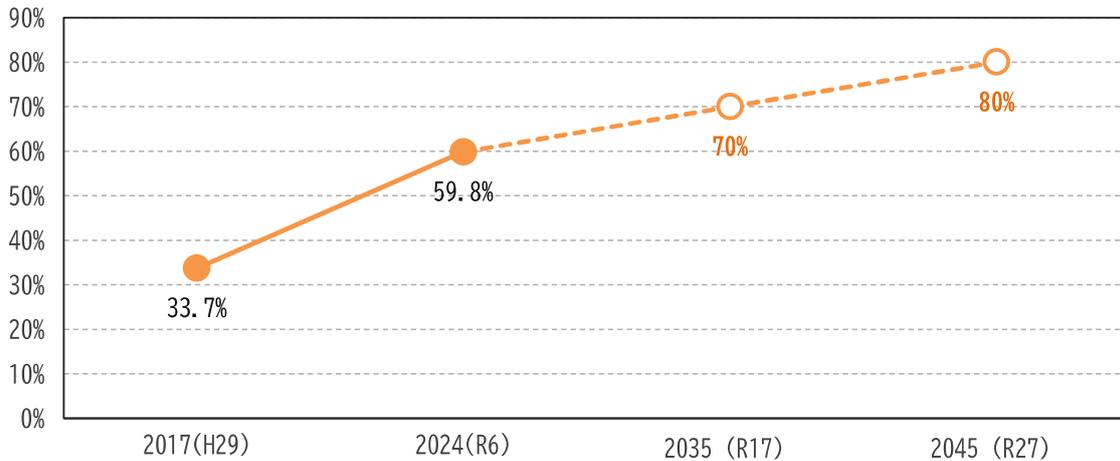
計画策定時 R7（2025）	中間目標値 R17（2035）	目標値 R27（2045）
900 件/年	<b>4,000 件/年</b>	<b>6,000 件/年</b>



#### ●効果指標：防災対策の充実度の満足度（％）

- ・防災指針に基づき災害リスクの低減・回避に資する様々な取組を実施し、災害に強いまちが形成されることで、防災対策の充実度に対する町民の満足度が上昇する効果が出ることに期待し、指標を設定する。

前計画策定時 H29（2017）	計画策定時 R6（2024）	中間目標値 R17（2035）	目標値 R27（2045）
33.7%	59.8%	<b>70%</b>	<b>80%</b>



※町民アンケート調査で「満足」「やや満足」と回答した割合

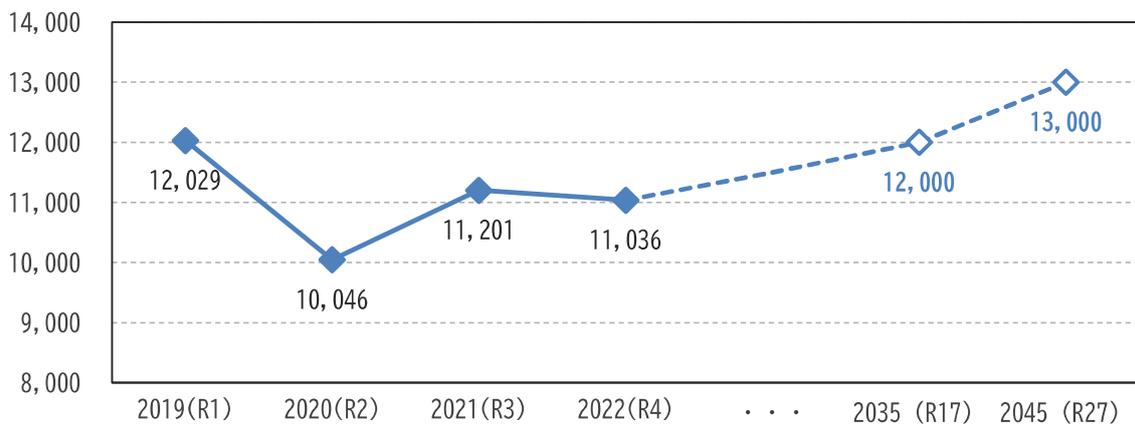
## 方針4 多様な移動手段によるネットワークの形成

### ●目標指標：公共交通の利用者数（人/年）

- ・コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の形成に向け、町にある公共交通の利用者数が増加しているかを確認するための指標として設定する。

計画策定時 R4 (2022)	中間目標値 R17 (2035)	目標値 R27 (2045)
11,036 人/年	<b>12,000 人/年</b>	<b>13,000 人/年</b>

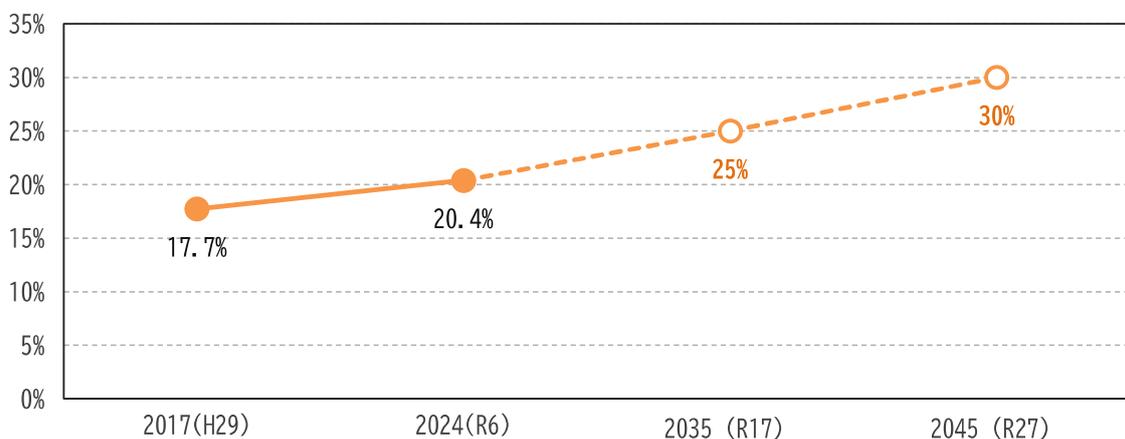
※鉄道4駅、基幹バス、エリアタクシーの合計



### ●効果指標：公共交通機関の利便性の満足度（％）

- ・公共交通ネットワークの形成に関する施策を実施し、過度に車に依存しなくても移動できるまちが形成されることで、公共交通機関の利便性の満足度に対する町民の満足度が上昇する効果が出ることに期待し、指標を設定する

前計画策定時 H29 (2017)	計画策定時 R6 (2024)	中間目標値 R17 (2035)	目標値 R27 (2045)
17.7%	20.4%	<b>25%</b>	<b>30%</b>



※町民アンケート調査で「満足」「やや満足」と回答した割合

## 立地の適正化に関する方針

### ●評価指標①：多気町に「住みたい」と思う人の割合（％）

- ・都市の利便性や良好な居住環境が形成されることで、「住みたい」と思う町民の割合が上昇する効果が出ることに期待し、指標を設定する。

計画策定時 R6 (2024)	中間目標値 R17 (2035)	目標値 R27 (2045)
79.2%	85%	90%

(考え方)

- ・町民意識調査の定住意向に関する項目で「ずっと住みたい」「当分は住みたい」と回答した割合を指標として設定する。

### ●評価指標②：住民一人あたりの行政コスト（円）

- ・本計画を実施することで、効率的な都市構造が形成され、住民一人あたりの行政コストが減少しているかを評価するための指標として設定する。

計画策定時 2023(R5)	中間目標値 2035(R17)	目標値 2045(R27)
60.6万円	計画策定時より減少	中間目標値より減少

※純行政コスト（行政サービスに要した費用から、その対価として得られた手数料などの収益を差し引いたもの）を住民基本台帳人口で除したもの

